

令和7年第4回鬼北町議会定例会

令和7年12月11日（木曜日）

○議事日程

令和7年12月11日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第65号 鬼北町職員等の旅費に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 鬼北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第68号 鬼北町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第69号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第70号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第71号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第72号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第73号 鬼北町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第74号 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設等の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第75号 令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第5号）について

- 日程第17 議案第76号 令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第77号 令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第78号 令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第79号 令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第80号 令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第81号 令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 同意第7号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 同意第8号 鬼北町教育委員会委員の任命について
- 日程第25 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第26 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第27 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第28 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第6 議案第65号 鬼北町職員等の旅費に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 鬼北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○出席議員（12名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 長尾 慶太 | 2番 入田 伸介  |
| 3番 大川 正展 | 4番 今城 喜久生 |
| 5番 兵頭 稔  | 6番 中山 定則  |

7番 末 廣 啓  
9番 程 内 覺  
11番 山 本 博 士

8番 井 上 博  
10番 松 浦 司  
12番 芝 照 雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 松 本 幸 男
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
危 機 管 理 課 長 東 英 範	町 民 生 活 課 長 山 本 雄 大
保 健 介 護 課 長 谷 口 美 穂	環 境 保 全 課 長 補 佐 毛 利 竜 一 郎
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	建 設 課 長 佐 子 司
水 道 課 長 補 佐 近 藤 裕 昭	日 吉 支 所 長 山 本 万 里
会 計 管 理 者 稲 屋 浩 明	教 育 長 行 定 洋 嗣
教 育 課 長 佐々木 健 次	農 業 委 員 会 会 長 谷 口 雄 記
監 査 委 員 田 中 清 志	

○議長（芝 照雄君）

改めて、皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第4回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

私からも、改めて、おはようございます。

令和7年第4回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。

さて、10月に誕生した高市内閣においては、内政・外交において多くの変化が顕著に表れ、国民はもとより、世界がこれまで以上に日本を注目していると感じます。地方に住む我々にとっては、地域社会の安定的な維持、成長がどう変化するのか、毎日の情報を注目しているところであります。

中でも、赤字経営に苦しむ中小企業や農林水産業に対する支援策、地域創生臨時交付金の創設は歓迎するところではありますが、原材料、資材の高騰、最低賃金のアップなど、なりわいを継続する意欲を損なう前のスピーディーな施策展開が望まれます。

一方で、医療・介護施設の経営難・廃業が増加している状況に鑑み、来年の医療報酬・介護報酬改定時期を早めて、本年度、補助金が交付される予定だと伺い、その対応の早さには一定の評価をするものであります。

今回の経済対策は、現在、国会で審議中であり、本定例会に上程しております町の議案には反映しておりませんが、町としましても、国政の動きを注視し、速やかに対応してまいりたいと考えております。

本日の定例会には、条例の制定2件、条例の改正7件、指定管理者の指定1件、令和7年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算3件、企業会計補正予算3件、同意案件2件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和7年第4回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきに配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、6番、中山定則議員、7番、末廣啓議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、小学校、中学校、学校給食センター、学校給食共同調理場、総務財政課、教育課及び診療所の所管に係る定期監査並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和7年8月分、9月分及び10月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、さきの定例会から本日まで、議長として行動した主な事項につき、報告します。

別紙、議長諸般の報告をお手元にお配りしておりますので、お目通し願います。

なお、重要な事項として、令和7年11月12日に東京都で開催されました第69回町村議会議長全国大会に参加しました。

大会では、西日本大震災及び令和6年能登半島地震等からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立を求める特別決議、少子化対策の推進及び東京一極集中の是正を求める特別決議、その他、決議28件及び要望9件等が承認されました。その内容は、議会事務局に保管しておりますので、後刻、お目通しくだ

さい。

次に、10月に開催された第63回四国地区町村議会議長会研修会及び議会議員ハラスメント防止研修会に議員を派遣したので、厚生文教常任委員長から報告を受けます。

○厚生文教常任委員長（山本博士君）

改めまして、おはようございます。

それでは、第63回四国地区町村議会議長会研修会の報告をいたします。

去る10月8日、第63回四国地区町村議会議長会研修会が、ANAクラウンプラザホテル松山で開催されました。

初めに、「どこへ行く日本の政治」と題して、政治ジャーナリスト、元日本テレビ政治部次長兼解説委員、青山和弘氏の講演があり、今回の自民党総裁選の永田町裏話、麻生氏との関係など、大変興味深く研修をいたしました。

次に、混迷の時代に「幸せ言葉術」のすすめと題して、元NHKアナウンサー、三宅民夫氏の講演があり、「言葉は明日への励まし、心や命の支え」「言葉は、最高の贈り物」言葉には不思議な力がある、また、幸せを届ける源は心のゆとりである、相手を否定しないこと、心のゆとりは睡眠、体操、呼吸が大切であるなど、今後の議員活動に響く講演でした。

次の日9日は、自治会館において「議会活動におけるハラスメントへの対応」札幌学院大学非常勤講師、吉田博氏の動画研修を受けました。

議会は合議制機関であり、立場の対等性や互いの慣用的態度、相手の主張にきちんと耳を傾け、共に前に進む姿勢が大切である、また、十分な睡眠を取ることによって、心にゆとりができ、冷静な判断と相手を思いやることがハラスメント防止につながる一番の対策ではないかと学びました。

帰りは、新しい松山駅を見学し、予讃線に乗り、宇和島から予土線に乗り換え、車窓から秋の気配を感じながら帰ってきました。

最後に、今回の講演、動画研修を受けて、言葉の大切さ、議会議員として人として、より高い規範意識が必要であることを学び、今後の議員活動に生かしてまいりたいと考えます。

以上で、研修報告を終わります。

鬼北町議会厚生文教常任委員会委員長、山本博士。

○議長（芝 照雄君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席

を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。

お手元の町長行政報告では、9月議会定例会以降の行動状況を提示しております。

9月30日、10月1日、農村文明創生日本塾フォーラム2025に参加いたしました。

この塾は、農山村に根差した個性豊かで多様な文化や暮らしの持続と発展を目指すことを目的とし、富山県南砺市や北海道ニセコ町をはじめ、特色あるまちづくりを展開している14自治体が加盟しております。

この塾の初代塾長は、旧日吉村名誉村民で元早稲田大学総長でいらっしゃいます奥島孝康氏であり、前町長の甲岡氏も複数回参加されていらっしゃいます。私は、石川県小松市、北海道遠軽町に続き、3回目の参加となります。

今回は、当町、鬼北町で開催ということで、研修希望の多かった国指定登録文化財鬼北町庁舎、高校魅力化推進事業、多世代交流施設、減容化処理加工施設、ペットフード施設、奈良山等妙寺史跡公園などを御覧いただきました。芝議長にも参加をしていただきました。ありがとうございました。

10月27日、28日、東京駅丸の内で開催したワーケーション誘致イベントに参加いたしました。

これは、都市圏において、地方創生、地域連携に興味がある方、地方で起業したい方、鬼北町の現状を知りたい方、サテライトオフィスの候補地を探している方などを対象に、昨年、ミライコネクト鬼北で実施した鬼北町ゆかりの方々を対象としたときよりもハードルを上げる形で、不特定多数の方を対象に呼び込みを行い、鬼北町をアピールするという企画でありました。

特産品、物産品コーナーや蛇口から出るゆずジュースを設置したり、鬼北造形展優秀作品を並べるなど、立ち寄りやすい会場設定にして、2日間で入場者数約6,500人にのぼり、PRを展開したものです。鬼北町の新たな可能性、新たな出会いをつ

くる時間となりました。既に2月の開催予定のワーケーションツアーには10組の応募をいただいております。

続きまして、11月の陳情・要望活動、11月5日、過疎対策関係予算・施策に関する要望、愛媛県道路関係期成同盟会合同中央要望、安心・安全の道づくりを求める全国大会、10日、災害復旧促進全国大会、同要望、11日、治水事業促進全国大会、同要望、17日、全国過疎地域連盟総会、18日、四国西南地域道路整備促進協議会中央要望、全国治山林道協会要望活動、19日、全国町村長大会、国会議員との懇談会、日本治山・林道のつどい2025、中央要望、日本林道協会創設75周年記念功労者表彰式参加、20日、全国山村振興連盟総会などのため上京いたしました。

新たなポイントは、防災・減災国土強靱化5か年計画が今年度で終了する中、本年6月に閣議決定された国土強靱化整備地域計画の策定により、これまでの整備状況を踏まえて、大規模災害に頼る、より強度な国土づくりを目指すこととされ、全国の関係団体において、今年度の補正予算も含めて、新年度予算の確実な予算計上を求めた行動であり、国土交通省、農林水産省、財務省、関係国会議員への要望書に盛り込まれ、要望活動を展開したところであります。

11月20日、21日、東京の要望活動等の後、町村会で、石川県穴水町と能登町を視察いたしました。

穴水町が人口6,000人余り、能登町が1万3,000人の町であります。いずれも震度6強の地震に見舞われた地域であり、震災後の復興状況、そして、現在、仮設住宅などを見て回りました。

予想はしていたことですが、びっくりしたのは、発災直後、2時間以内に役場に到着した職員は約3割ほど、4時間以内に到着したのが7割ほど、道路が寸断され、思うように駆けつけることができなかった模様であります。

避難所運営の長期化は、避難者だけでなく、自らも家を失った職員も多く、大変な状況が続いているとのことでありました。全国からの支援体制は本当にありがたく、現在も、それぞれ15人程度が在駐しているとのこと。

愛媛県の森林局職員が派遣されている時期であり、会うことができました。効果があったことは、昨年の震度6強の地震の5年ほど前に震度5強の地震があつてから、住民の方々を対象とした避難所運営訓練を実施していたこと。これは、役場行政が行う公助だけでは前に進まない、自分のことはできる限り自分で行う、また、地域の元氣な人が協力して行う自助・共助の精神を準備していたことは、比較的冷静な対応につながったとのことでありました。

数百件に及ぶ仮設住宅は、町内の総合グラウンドのトラック内がメイン箇所となっておりました。いずれにしましても、発災直後から復旧事業、未来へのまちづくり計画などその時々による行政のスピード感の必要性を感じたところであります。

そのほか、事業・会議について省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（芝 照雄君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、長尾慶太議員、井上博議員、入田伸介議員、兵頭稔議員、今城喜久生議員、中山定則議員、大川正展議員、山本博士議員、末廣啓議員、以上の9名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、1番、長尾慶太議員の一般質問を、一問一答方式で行います。

長尾議員は、質問席へ移動してください。

長尾議員、質問1について質問を行ってください。

○1番（長尾慶太君）

議席番号1番、長尾慶太です。通告のとおり、私から2点御質問いたします。

まず、子育て世帯への下水道使用料軽減に関する考え方についてお伺いします。

町民の方より、次のような御意見をいただいております。

おむつを使用している就学児の世帯も下水道利用者として算入されています。鬼北町では、乳幼児用紙おむつ券など子育て支援を手厚く行っていただいて、大変ありがたいです。しかし、一時的な給付だけでなく、継続的な支援として、下水道使用料の軽減などの方法も検討できないかという切実な声を多くいただいております。

鬼北町の下水道事業は独立採算制で運営されており、経費回収率や流動比率が100%を下回るなど、経営改善が求められている状況であることは理解しております。

しかし、少子化が進む中で、子育て世帯の負担を軽減する視点を下水道事業にも取り入れることは、将来の定住促進・人口維持の観点からも必要であると考えております。

以上を踏まえて、下水道使用料における子育て世帯支援の可能性についてお伺いします。

(1) おむつを使用する未就学児を抱える世帯など、子育て世帯に対して、下水道使用料の軽減措置、または、それに準じた支援策を導入する考えはあるのかという点について御答弁をお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、長尾慶太議員の1番目の子育て世帯への下水道使用料軽減に関する考え方についての御質問にお答えいたします。

長尾議員言われるとおり、子育て世帯への支援・負担軽減措置は、定住促進・人口維持につながる施策であると考えます。また、おむつを使用されている新生児・乳幼児がおられ、トイレに流す排せつ物がまだない世帯におかれては、下水道使用料の軽減を望まれることも理解できます。

ただ、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設には、トイレ以外のお風呂、台所、洗濯機、洗面所からの生活雑排水も流れ込み、処理されます。これらの生活雑排水には、少なからず、新生児・乳幼児に係る分も含まれてきます。

一方、公共下水を使用することなく、浄化槽を個人設置されている方、くみ取り便槽を御利用されている方の世帯にも新生児・乳幼児がおられる場合があると思いますが、下水道使用料を軽減することは、使用料をお支払いいただいている世帯の方だけの軽減となり、浄化槽を個人設置されている方、くみ取り便槽を御利用されている方には支援がない状況となってしまいます。

以上のことから、下水道において、下水道使用料の軽減、または、それに準じた支援策は、現在のところ困難な状況であると考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、長尾慶太議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、質問1、(1)について、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

個人設置という点、また、くみ取りという点は私も御理解しておりますが、また、おむつ、トイレというところの排水量以外のところで下水道の使用があるということも御理解しております。

しかし、そのおむつを使用する未就学児というのは、実際には、排水量が非常に少ないです。世帯人数に一律加算されることで、実際より多い負担となっているのは確

かだと思います。

一方で、私であったり私の子供であったりというバランスを考えると、必ずしも、その負担の公平性というところは、下水道を利用していただいている方に対しては、保たれているということはないと言い切れません。

そこで、改めてお伺いするんですが、世帯人数による一律課金が、現状の町の生活実態にどの程度即しているのかという点と、その踏まえた点で、子育て世帯の状況の見直しや実証・検証を行う考えはあるのかをお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長補佐が答弁いたします。

○環境保全課長補佐（毛利竜一郎君）

ただいまの御質問にありました使用料の減免に関してなんですけれども、長尾議員御承知のとおり、町の下水道事業会計における経費回収率、こちらが100%を下回っているという状況でございます。

本来であれば、使用料で全て汚水処理費を賄えるというのが理想ですので、この数値としては、100%を超えるのが本来、理想的な形ではございますけれども、現在のところ、それを下回っている、若干下回っているというような状況でございますので、現在の使用料をさらに引き下げるとするのは現状、難しいような状況でございます。

なおかつ、新生児、1歳未満、おむつをされている方の下水道の使用料、つまりは、下水の使用料ということになりますけれども、小さい子供がおられますと、そういった世帯では洗い物が非常に大変多くなるという傾向もございますので、そこら辺は御理解していただいた上で、現在のところ、使用料の減免に関しては難しい状況であると考えております。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

下水道事業会計だけで減額措置を講じることは私も難しいのかなというふうに認識しております。しかし、どうすればできるかということを考える視点も重要だと思います。

例えば、その町全体の子育て支援策の一環として、一般会計からの連携という形で

の負担軽減を図ることもできるのではないかなと思っております。

そこでお伺いしますが、この下水道使用料の一部相当額を、補助または還元するというのを、一般会計と連携した負担軽減を考えるお考えはないでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

子育て支援施策として、下水道の部分でそれを実施するのであれば、今、議員御指摘のように、一般会計の連携が必要だということは私も認識しております。

それと、視点としては、大変いい視点ということで、いろんな形、現金支給以外の形として子育て支援をすることについて、この部門についても、できないじゃなしにできる方法を考えよということだと思んですけども、私が一番、今の答弁で行政として考えなければいけないのは、支援をするのであれば、その支援の公平性というものも考える必要があるんじゃないかな。

先ほど申し上げました、くみ取り便槽、それから、私の家のように、合併処理浄化槽を個人で設置している方の中の小さいお子さんがいらっしゃる方の家庭には、どういう支援が必要なのか。そこらも含めた提案であれば、もちろん、それは、今回の質問以上に、十分検討する余地があると思うんですけども、そこら辺りのところ、御質問いただいた後の期間では、そこまでは検討できなかったということは御理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

ありがとうございます。町長おっしゃるとおりだと思います。

この子育て支援というのは、単なる、私は費用ではないと思っております、将来の人口維持であったり、町税の確保というところ、未来の投資という位置づけをしております。

また、町民の声からもありましたように、一時的な給付金は本当に、私も御使用しましたが、ありがたいというふうに思っておりますが、やっぱり今、最も欲しているというところは、継続的な負担、固定費の軽減というところだと思います。

そこで、町長に改めてお伺いするんですけど、この町民の声というところに、どのように今後、お答えしていくのかということと、負担軽減を将来の投資として位置づけて、スケジュール的な方向性を考えているのかというのを明確にお答えいただけたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の質問も含めて、子供子育て支援施策というものについては、この今の御質問と同じように、ここには支援できる、ここには支援できないという部分があってはいけないというふうに、やはり公平性というものを一番に考えなければならないかなと思っています。

それで、現在あります、例えば、ここで言うと、おむつの給付とか、そこら辺りの、例えば、枚数とかいうものを近隣の市町よりも少ないという状況があったときに、どうして少ないのかとかいうことをしっかりと考えて、鬼北町ではこういう状況だから、この枚数でいかなければならないという根拠を示しながら、御理解いただきながら、施策を展開したいというふうに思っております。それが基本的な考えだと思っております。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問1については終了します。

長尾議員、質問2について質問を行ってください。

○1番（長尾慶太君）

引き続きまして、建築基準法改正に伴う移住定住支援制度の見直しについてお伺いします。

令和7年4月からの建築基準改正法により、これまで建築確認申請が不要であった4号建築物の大規模リフォームについても、建築確認申請が必要となる場合が生じます。

一方、鬼北町の移住定住支援制度では、町内在住者は費用の10分の1、上限20万円のリフォーム補助、空き家バンクに登録された住宅については、町内定住者、町外移住者ともに費用の3分の2、上限100万円、子育て世帯は上限150万円と手厚い制度が多く設けられています。

しかし、これは法改正前に設計された制度であり、建築確認申請に伴い、新たに必要となる設計士の手数料や構造調査費用などの追加費用は補助対象となっております。

今後、空き家の利活用や移住・定住の促進を図る上で、法改正によって増える可能性のある負担にどのように対応していくのか、制度の現状と今後の方向性をお伺い

たします。

(1) 現行の移住定住支援制度では、建築基準改正法により新たに発生する設計費用・構造調査費用などの追加負担に対して十分な支援ができると考えていますでしょうか。

(2) 建築基準法改正後の負担増を踏まえ、空き家活用や移住促進の観点から、追加費用も含めた補助制度の見直し、また、新たな制度創設を検討する考えはありますか。

以上、御答弁を願います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、長尾慶太議員の2番目の建築基準法改正に伴う移住定住支援制度の見直しについての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の現行の移住定住支援制度では、建築基準法改正により新たに発生する設計費用・構造調査費用などの追加負担に対して十分な支援ができると考えているかとの御質問であります。当町では、住宅改修等に要する経費の一部を補助する鬼北町住宅リフォーム補助事業、鬼北町空き家活用移住定住支援事業等により、町民の居住環境の質の向上を図るとともに、空き家の有効活用及び移住・定住者の維持・拡大に努めているところであります。

当事業につきましては、リフォーム等に係る改修工事費、空き家活用においては、家財搬出や引っ越し等に係る搬送費用等についても補助対象経費としているところでありますが、設計費用や構造調査費用のほか、建築確認申請に伴う手続費用等につきましては、質問要旨において述べられたとおり、補助対象とはしておりませんので、現行制度における支援はできないものと考えているところです。

次に、2点目の建築基準法改正後の負担増を踏まえて、空き家活用や移住促進の観点から、追加費用も含めた補助制度の見直し、または、新たな制度創設を検討する考えはあるかとの御質問であります。長尾議員も御承知のとおり、建築基準法が令和7年4月に改正され、木造住宅等の小規模建築物、いわゆる4号建築物における大規模リフォーム等についても建築確認が義務づけられたところであり、新築によらず、既存住宅におけるリフォーム需要の増加に伴い、構造耐力や構造部材の補修方法など、安全性の確保を図るため、大規模リフォーム等にも建築確認の必要性が増したことなどが法改正における理由の一つと考えているところです。

当町における現行の補助制度につきましては、1点目でもお答えした経費等を補助の対象とし、建築基準法や不動産登記法のほか、法令等の義務により必要となる手続等については、所有者または利用者等の責任により、経費負担と手続等を完了していただくことを前提に現行制度を運用してきたところであり、一般財源による町単独事業でもありますので、現時点において、現行の補助制度における補助対象経費や補助率の拡充・見直し等は予定しておりません。

しかしながら、法改正の趣旨に鑑み、空き家活用や移住促進の観点のみならず、町民における住環境の向上と安全性の確保を図る点においては、今後の住宅施策における主要課題の一つとも捉えているところです。

今後、建築基準法改正により生じてくる様々な相談事例や課題の整理・集約に努め、それら課題に対する国・県、県内の各市町の動向を注視するとともに、国等において新たな活用財源の創設など見込みがある際には、新たな制度設計等についても検討、協議を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、長尾慶太議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、質問2、（1）について、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

議長、その前に（1）と（2）に関して、大まかに同じ質問になるのでまとめて質問してもよろしいでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○1番（長尾慶太君）

昨夜、空き家バンクの登録者数を見ますと、実質2件でした。ほかに、空き家バンクに登録されていない空き家に関しても、荷物の残地などが多くて、すぐ住めない状況です。

移住希望者にとって最もその必要なものというのは、働く場所があるということと、住む場所があるということだと思っておりますが、この現状では、受皿が機能していないのかなというところです。

また、今回、この改正によって、リフォーム時の確認申請や構造費用、多く見積ると100万円前後かかるのではないかなというふうになります。空き家活用のハードルが、さらに上がることが見込まれますが、先ほどの答弁では、補助制度など数値

的な見直しは考えておらず、将来的な補助が見込めれば、検討する余地があるということですが、追加費用に関して、ないということではなくて、ほかに何か補助がなくても検討できるような提案というのはございませんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問にお答えしたいと思います。

まず、御質問の前段で、空き家バンクの掲載内容について御確認をいただいたということですが、12月3日の時点で、現在、町で掲載等を予定させていたっている物件等は、合計で6件予定をしております。まだ、掲載等が間に合っていない部分がございます、全てを掲載するに至っていない部分がございますので、そこは早急に努めていきたいと思っております。

それと、今後、追加費用等について、補助以外でも拾っていく部分がないかというような趣旨の御質問でございました。

町長の答弁でもございましたとおり、やはり法的に必要な責務・義務が生じる部分につきましては、現在のところ、所有者、利用者、管理者において、やはり果たしていただかないといけない部分ではないかと思っております。

そういった中で、今回の建築基準法の改正によって、今まで生じなかった経費の部分等、法的に生じる部分につきましては、やはり、どうしても御利用者の責務によってある程度の義務を果たしていただくことによって、以後、お使いいただく方の経費負担、また、リスクの軽減等も図っていける、しいては今後の町内における空き家活用というのが円滑に進むのではないかと考えております。

ただ、長尾議員が言われるような、何かしら、その他の部分で支援ができる部分等におきましても、支援できる部分等がありましたら、相談支援を含めて検討を図っていきいたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問ありますか。

○1番（長尾慶太君）

その他の支援を今後、検討していくということでしたが、私が思うに、町が10年

間借り上げて、改修して貸し出しする借上げ改修型の事業というのは、本町に住める場をつくる場で、大変意義のある仕組みだなと思っています。で、近隣市町の成功例を見ても、本町に求められる施策なのかなと思っています。

そこでお伺いしますが、この借上げ型改修事業を移住施策の柱の一つとして位置づける予定があるのか。令和7年度中、広報で確認すると入札結果では1件該当するところがありそうだなというふうにはお見受けしたんですけど、少なくとも複数件、二、三件を追加実施するなど、具体的な目標値設定はございますでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきました再生物件の活用についての御質問であろうかと思いません。

おっしゃるとおり、令和7年度につきましては、1件、現在、整備がほぼほぼ終了いたしましたして、今、検査待ちという状況になっております。

こちら国の交付金を活用させていただいているところでございまして、以前は年2件分程度を申請させていただく中で、再生物件で活用できる物件を募集させていただいておりました。

そういった中で、大体、1件程度の応募というような状況が多い中で、やはり、事前に2件を県のほうに、国のほうに申請していても、結局1件分しかないというような状況も多々ございましたので、県を通じて、もうある程度確定した件数分について、まずは申請をしていただきたいというような意向もございましたので、町としましては、毎年度1件ずつ予定とさせていただいているところでございます。

あと、多分、前回の議会の折にも、この再生物件の今後の在り方、もっと積極的に活用していけばいいんじゃないかというような御提言をいただいたと記憶しております。

ただ、こちらは、あくまでも利用いただける利用者が町外の人に限られるというような部分がございまして、町内移動、町内の転居で利用したいという方は、ちょっと御利用が不可というようなこともございます。

あくまでも、移住・定住という側面から見た場合に、定住を勧める、転出者の抑制を図っていくという部分におきましては、この再生物件可能というのと、今、展開をさせていただいている、町単独ではございますが、空き家の改修事業、合わせて二本立てで展開をしていけばいいのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

リフォームと借上げ事業に関して、二本立てで進めていくということを御理解いたしました。

最後に御質問するんですが、現在、その都市計画マスタープランの策定が進んでいると思います。そのプランに関しては、住まいの確保であったり、空き家の利活用は、都市計画、移住施策双方の根幹にあると私は思っております。

しかし、先ほどからの御質問でもありますように、空き家バンクは、現状登録2件、今後、6件に増えますというところと、空き家バンクに登録されてないところでも、住める場所はあるけれども、荷物の残地があるということで、なかなかすぐ住めないという状況で、法改正の改修コストが増加というところで、補助制度は実態と乖離しているというところを踏まえると、計画と実態の大きなずれがあるのではないかなと私は思います。

そこでお伺いしますが、本町として、空き家利活用と移住定住支援施策を都市計画と整合させるために、令和7年度中のこの制度の見直しの具体案であったり、スケジュールはどのようになっておりますでしょうか。町長のほうから御意見をいただけたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、今、担当部局でマスタープランのほうを作成中でございます。

そういった中で、当課におきましても関連しますので、協議をする中で進めているところでございますが、長尾議員が御質問いただいた具体的な、どのような方策で、スケジュールで、来年度進めていくか、そういった具体的な部分については、定まっている部分はありません。

ただ、先ほど町長の答弁にもございましたが、最終的には、今回、建築基準法の改正によって、今後、様々な問題、利用者からの相談事例であったり、そういったもの

が出てこようかと思えます。

そういったものは、当課で集約をする中で、いかに、どういった支援を図っていくのか、また、マスタープランの担当である建設部局等においても、どういった住宅施策を展開していくのが今後、可能なのかというところは、今後の、そういった状況等を踏まえながら、また、検討を進めていきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の質問1も質問2も、多分、長尾議員は、町民の方々との話合いの中で、これを質問されたというふうに拝察をいたします。

その上でお話をさせていただきますけれども、私のほうにも、この移住施策について、いろんな方から、少し人口減少対策の費用として、費用を出し過ぎとるんではないかと。もっともっと町内の福祉施策を展開すべきじゃないかという意見も多数あるんですよ。

その裏側には、やはり移住をしてきた方が、その地域においてどのような活動といますか、そこら辺り、できれば地域にしっかりと根づいて、いい交流関係を保てるような形であればいいんですけども、全てがそうになってないということからの発言だと思うんですよ。

そこら辺りも、行政としては考えながら、法的には難しいですけども、組入りとか、そういうものも打診という形でお願いするとか、そういうところでのバックアップというものも必要なんじゃないかなと思うわけです。

人口減少対策は本当に難しい部分があって、この費用としては、必要な部分もあるんですけども、その両方をやっていくのは、なかなか御批判、それから賛成の意見があって、苦慮しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、よろしいですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

これで、長尾慶太議員の質問は終わります。

次に、8番、井上博議員の一般質問を、一問一答方式で行います。

井上議員は質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

井上議員、質問1について、質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

改めて、おはようございます。議席番号8番の井上でございます。

さきに通告したとおり、4つ質問をいたします。

質問1、議員報酬の重複振込について尋ねる。

前回の定例会において、議員報酬重複振込について質問し、お答えをいただいたが、納得のいかない点があり、今回、再質問をする。

前回、全員が返金されたのか、また、確認はどのようにされたのか、質問をしました。町側の答えは、議員各位に連絡を取り、返金依頼を行い、全議員さんより御了解を得たと返答されたが、返金依頼はなく、謝りの言葉のみであったと思います。その時点では、了解をしていないし、また、理解もできませんでした。

そこで、お尋ねいたします。

(1) 金融機関が主体となって実施され、各金融機関より返金完了報告を受けたと答えられたが、金融機関が主体となつてとは、私はおかしいと思います。こここのところは、役場が主体となつて行うのが正当であり、常識ではないか、町長にお尋ねいたします。お答えをいただきたい。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、全部。3番まで。

○8番（井上 博君）

(2) 返金の方法で、議員の中で3人、農協の口座を使っているが、何も手続なしで口座より引き落としをしているが、これは大変なことであり、金融法に違反しているのではありませんか。町長、お答えをいただきたい。

(3) 余分なことではあるが、ある人が農協より、何のお金か分からないが、何十万も振り込まれて、ある一定期間、置いていたが、何も言われなくて、本人も怖くなって連絡し、返金をしたという。そのほかにも分からないお金が入金されていたとか、このような事例が一部あり、農協の事務に問題があると思われます。

町長より厳重に注意をすべきではないですか。町長、お答えをいただきたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の1番目の議員報酬の重複振込についての御質問にお答えをい

たします。

まず、1点目の返金処理については、役場が主体となっていくのが正当ではないかとの御質問であります。6月に発生しました誤送金の組戻し処理については、処理の流れとしまして、まず、鬼北町が振込元金融機関のえひめ南農協に組戻し処理を依頼いたします。えひめ南農協から連絡を受けた振込先金融機関が、各金融機関の約款等で定められている手続きに基づき、資金の移動を実行し、各金融機関を通じて振込依頼人である鬼北町に資金が返却されるという流れになります。

口座間の資金移動につきましては、各金融機関でしか処理ができないため、鬼北町ではなく、金融機関主導の処理となります。ただ、この組戻し処理を行う際、出納室のほうの認識不足により、議員の皆様に対して、告知・説明等が不足しており、議員各位に不信感を与えてしまいましたことは、誠に申し訳なく感じております。

先ほど申し上げましたとおり、組戻しの事務処理につきましては、鬼北町ではなく、金融機関が主体となりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

2点目の、何の手続もしないで口座より引き落とししているが、このやり方は金融法で違反ではないかとの御質問であります。えひめ南農協が実行した組戻し処理手続について、金融機関が行っている業務が法令違反かどうかを調査・判断する監督権限が鬼北町にはありませんので、法令に違反しているかどうかについては回答を差し控えさせていただきます。

3点目の農協より何のお金か分からない振込があったというような事例があり、農協の事務に問題があると思われる、町長より厳重に注意すべきではないかとの御質問であります。御質問の件に関しましては、農協内の事務処理のことであり、町が意見や注意を申し上げる立場にはないと考えますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、井上博議員の1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問1、（1）について、再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

私が言っているのは、金融機関が主体というのはおかしいというのは、こういう手続ミスをしたのは役場でありますけど、特に、受ける側が農協でありますので、鬼北町の主体となる金融機関は農協だと。

また、担当者に聞くと、ほかの金融機関より手数料をただでやってもらっておると。だから、農協をつかっというようなことが返答されていましたが、それでは、

その手数料がただとか云々じゃなしに、やっぱり業務上、きちっとやってもらうところをお願いをするのが妥当だと私は思いますので、金融機関が主体と言われるけど、私の取り方では、役場、こちらが手続されるわけですから、こちらが主体となってやられるのが妥当じゃないかと思えますけど、改めて、また、御質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

会計管理者が答弁いたします。

○会計管理者（稲屋浩明君）

井上議員の役場が主体で組戻しの処理を行うのが本当ではないかという御質問にお答えしたいと思います。

役場が主体としまして、実際に組戻しの処理というのを行ってもよいんですけども、そういった場合、どちらにつけ、口座間の資金の移動につきましては、各金融機関、そちらのほうでしか対処ができません。

ですので、手続としましては、最終的に金融機関が御本人さんの資金を動かすということになりますので、その一番大事な資金移動については、金融機関が主体となって作業するというようになりますので御理解をいただきたいと思えます。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

金融機関が主体となっているというけど、（2）にもつながりますけど、金融機関が勝手にやっ取るわけですから、これも過去の質問と重複しますけど、金融機関が主体となって、何も了解もなしに、現状は引き落としをされ取るわけですから。

だから、金融機関、金融機関って言われるけど、役場、行政側にもやっぱり責任があると思えますので、その点は、もっとチェックしていただいて、対等な立場で業務をやっていただきたいと、そのように思っていますので。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りますか。

○8番（井上 博君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、井上議員、質問1、（2）について、再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは質問1、（3）について、再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

（3）は余分なことではございますけど、このような取扱いをされている金融機関ですよね。だから、こういうことは、役場としても、やっぱり現状に、メインバンクとかメインの金融機関でありますので。だから、やはり注意をして、業務にもっと奨励をしていただきたいと。

町民の方から、こういうような事例が出ておるわけで、非常にほかの金融機関ではありませんのでね。農協さんが、ただ多く、そういう事例が出ると。だから、こういう案も、人的か、機械的か、ちょっと分かりませんが、そういう答えやったけど、こういうような大きな重大なミスが起きるわけですから。

だから、町長に、先ほど言ったように、その後、農協さんには厳重に抗議をしてやられたかどうか、もう一度確認いたしたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

3点目の部分なんですけども、ここは、個別の事案として、議員が言われた部分が、情報としては、役場のほうは当然、持ってないわけでございます。そこら辺りも含めて、今回の議員さんの分の報酬につきましては、9月の議会で謝罪をさせていただきましたけれども、それ以外の案件の部分について、同様にチェックとか、そういうことがあったが、いかななものかというようなことは、事実関係が分かりませんので、申入れはしておりません。それが実態でございます。

以上です。

○8番（井上 博君）

やはり、町長としてね、やっぱり農協さんには、先ほど言ったように、2番目でも、勝手に引き落とされとると。そういうような業務をされることですから、これはやっぱり町長、責任者として農協に抗議をされるか、厳重に注意すべきだと思いますよ。

お答えください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課、会計管理者、また、農協等と、今からもう少し相談をさせていただきたい  
と思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

了承ですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については終了いたします。

それでは、井上議員、質問2ついて、質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

質問2、当町の成人式について尋ねます。

（1）開催に当たり、費用はどのくらいかかっていますか、尋ねます。旧広見地区  
と日吉地区。

（2）何ゆえ、小さな町で2か所に分けて開催するのか。

合併して、もう20年の月日が流れ、おかしくはないですか。費用も2か所で開催  
すると余分にかかります。合併して鬼北町となったのだから、旧の町・村に分けて行  
うのはおかしくはないですか。以前のことを言っていたら、前向きには前進はできま  
せん。

財政の厳しい今日、少しでも節約を考えないのですか。隣の宇和島においても、吉  
田地区、津島地区、三間地区、旧宇和島地区と分けず、合同で1か所でやっています。  
合併して20年という節目に当たり、無駄遣いをしているとは本当に情けないと思い  
ます。同じ鬼北町民として一堂に集まり、門出を祝うべきではないでしょうか。

町長、お答えをいただきたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、井上博議員の2番目の当町の成人式についての御質問にお答えいたしま  
す。

まず、1点目の開催に当たり、旧広見地区・日吉地区では、費用はどれくらいかか

っているのかという御質問についてであります。

成人式につきましては、民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、令和4年度から毎年1月3日に「二十歳（はたち）のつどい」として開催しております。

その費用につきましては、昨年度の実績で申し上げますと、ミニアルバムの作成費、記念品代、消耗品費等の合計で53万円程度となっております。

引き続き、新成人の門出を祝うにふさわしい内容としつつ、経費の適正な執行に努めてまいります。

次に、2点目のなぜ小さな町で2か所に分けて開催するのかとの御質問であります。平成28年第3回鬼北町議会定例会の一般質問でもお答えしておりますとおり、合併後の本町の成人式及び二十歳のつどいにつきましては、旧広見町・旧日吉村といった地域の区別なく、町内全域を対象として一本化し、1月3日に鬼北町主催による式典を開催しております。したがって、町が二重に式典を開催しているという事実はございません。

一方、日吉地区で8月14日に行われております二十歳を対象とした行事につきましては、町主催の二十歳のつどいではなく、武左衛門ふる里まつりと連動した日吉公民館の自主的な地域づくり活動の一環として、開催しているものであります。

また、この行事は、令和4年度から名称を二十歳の同級会といたしまして、来賓招待や式典を行わず、対象者と小中学校時代の恩師をお招きした同級会に内容を変更しております。

さらに、同級会の後には、武左衛門ふる里まつりが開催されることから、参加者の多くが浴衣姿で参加されるなど、同級会が武左衛門ふる里まつりのにぎわい創出や伝統継承の一部を担う地域行事として定着している状況にあります。

公民館行事につきましては、地元自治会や公民館運営審議会等、地域の意見も尊重すべきものだと考えております。

なお、二十歳の同級会の費用につきましては、今年度の実績で、オードブル代、はがき代等の合計で1万8,000円程度と必要最小限の支出にとどめております。極めて低廉な予算で、地域の伝統行事を若者が支える大切な機会ともなっておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、井上博議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問2、（1）について、再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

まとめて、ちょっと質問じゃないですけど、私も、教育長、ちょっと理解をしてなかったもので、今回のことで質問をしたのは、ちょっとずれていたようですので、申し訳ございません。

以前と同じだと思ってたので、そのようにされているということは非常にいいことだと思いますので、今のままで結構だと思いますので。

以上です。ございません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2については終了します。

続いて、質問3について、質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

質問3、町内の各集会所のトイレの水洗化について尋ねます。

（1）町内の集会所は何件あるのか尋ねる。

（2）トイレの水洗化になっているのは何件ありますか。お答えをいただきたい。

環境衛生的にも、また年配の方が多い当町では、そろそろ改善しなければならない案件ではないでしょうか。

町長、お答えをいただきたい。

ここで、写真は、ちょっと事務方から配付していませんけど、集会所のあるところのトイレでございますが、ここでは見えませんが、一部のところがあるんですが、町長だけ見てもらったらいいですけど。ちょっとおわびします。ちょっと申し訳ないですけど、添付をしなきゃいけなかったんですけど、ちょっとミスがありまして。

集会所の、これはトイレでございますけど、参考にさせていただければいいと思います。町長にはね。

これは、弓滝神社前の公衆トイレでございます。御覧のとおり、御覧のとおりって町長はわかりますけど。本当に汚く、不潔であり、使用できません。祭りのときには、汚い言葉で申し訳ございませんが、立ちションをしている状態でございます。川向こうには立派な北宇和高校の寮があり、アンバランスであります。

早急に予算を取って改修工事をしていただきたいと思います。集会所の件と同様に、予算計画を早急に取りいただき、実行していただきたいと、そのように思っておりますので、お答えしていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の3番目の各集会所のトイレの水洗化についての御質問にお

答えいたします。

1点目の町内の集会所は何件あるか、また、2点目のトイレの水洗化になっているのは何件あるかとの御質問であります。現在、町内における集会所施設は111施設、うち、簡易水洗によるトイレ設備を除き、浄化槽等により水洗化されたトイレ設備が整備されている集会所施設は35件となっております。

次に、2点目の御質問のうち、環境衛生的にも、また、年配の方が多いた町内では、そろそろ改善しなければいけない案件ではないかとの御質問であります。

集会所施設におけるトイレの水洗化につきましては、地域の申請により、町が浄化槽の設置から維持管理まで一括して行う公共浄化槽等整備推進事業を御活用いただくよう御案内しているほか、事業対象とならない地域や対象外となる改修経費につきましても、集会所施設の修繕、改修、設備導入等の経費の一部を補助するコミュニティ施設整備事業補助金の活用を御案内するなど、各部落等からの御相談により、随時対応しているところであります。

今後も、相談内容に応じ、丁寧な説明に努めるとともに、当事業の制度周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、今ほどいただいたのは、議員さんが言われたのは、これは町が設置したものではなしに、商工会のほうで設置した公衆トイレでありまして、現在、使用中止という形になっておるといふふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問3、（1）について、再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

111件あって、35件の水洗化と。この中には恐らく、恐らくというか、町内ですから、日吉地区もあるわけですけど。日吉は、昔から水洗化、合併浄化槽を入れようということで、日吉村のときに、そういう水洗化を実施されておりますので、日吉のところは、恐らく、全部できていると思います。

それから言うと、このたった35件ということは、もうほとんどが旧広見町ではできていないと、水洗化が。特に、高齢者が多い。集会所にいろいろ集まるけど、皆さんの声では、トイレもできないと。特に、和式である。ためトイレであると。

そういうことで、お金は実際、その集会所は自治会でやればいんだけど、お金はない。何か町にとにかく応援していただきたいというのが切実な声であります。

だから、私から言えば、年度、年度、計画をしていただいて、早急に水洗化をやっ

ていただきたい。いろいろ町長も事業をなさって、箱物をたくさん、何億、何億とい  
ってやられていますので、トイレの水洗化ぐらいは微々たるもん、私から見たら微々  
たるものですから、早急にやっていただきたい。計画をやっていただきたい。

宇和島市では、もう水洗化の、和式トイレを、先般、もうほとんど、きさいや広場  
とか、もう公共のトイレ全部、もう洋式にしますと。来年春までにやりますというこ  
とで、市長は答えられていました。

だから、町長も、ここで、いついつまでに何%、水洗化にするというお答えをいた  
だきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問3の（1）、（2）は、両方一緒でよろしいですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

では、答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

集会所の水洗化につきましては、この35件のうち、一気に進んだ部分については、  
旧広見地区においては、多分、8年前の国体のときに10分の9の補助金を出して、  
その部分について、様々な集会所の改修に臨んでいただいたというところがござい  
ます。

それは、経費的には本当に各地区においては使いやすかったんだろうなということ  
が容易に推測されるわけでありますけども、それ以降については、現在の集会所の整  
備事業、コミュニティ補助金に頼っているところが大きいです。

集会所の設置そのものについては、各地域により様々な形がありまして、一気にそ  
れを全部町のほうでやってしまうということが適当な部分もあるし、それから、それ  
が、今すぐにここまでやりますということは、なかなか言えない部分がございます。

井上議員の御質問そのものについては意味あるものだというふうには考えますので、  
もう少しお時間をいただいて、よりよい方向に検討してまいりたいと思っておりますので、  
御理解をいただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

町長が今、答えられましたけど、全部一気にやれとは言ってませんが、簡単なこ

とだと僕は思いますよ。お金はいっぱいあるんじゃないですか。いろんな事業をされとるんですから、何億、何億って。

だから、いろいろ、これぐらいのことであれば、地区ごとに、今回は好藤地区やったら、好藤地区、近永地区でここ、ここで1か所やろう。なら、年間5件、水洗化しましょうとか言えば、町長のあれも上がってくるんじゃないですか、人気も。もっともっと上がると思いますよ。だから、そういうところに、やっぱりお金を使っていたきたい。

一部、水洗化になったのは、本当、国体のときにそういうお金が出て、往々に恩恵を受けとる部落もありますけど、ほとんど、好藤地区なんかを見ても、全部ためトイレです。4集会所がありますけどね。汚い。もうどうしようもない。

そういうような状態ですので、こういうことが住民サービスにもなりますので、早急に、本来なら、ここで町長、思い切って、やりますというような返答をいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

集会所の整備そのものについて、合併浄化槽というものを、今から全部するということがなかなか難しい。それを私が難しいというのは、今までの施策で展開して、各地域で、集落で負担をしていただいた地域があるわけですから、その整合性というものも考えなくてはならない。

先ほど申しましたように、施策を展開する上で、変化が生じて公平性を損なうということはあるわけでありまして、そこをいかに、より公営に近い形であるかということについて、時間をいただきたいと申し上げております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

国体で、民泊とか云々したときには、国からのお金が出たからといって、簡単にできたわけですけど。だから、町の予算で、別に、2件、3件やるぐらいやったら、どうってことないと思いますよ。予算的にも。

市町村設置を町は推進しておるわけでしょう。だから、集会場やからいかんとか云々とかやないと思いますよ。だから、鬼北町は市町村設置もどんどんどんどんやっている。これは恐らく、これは余分なことやけど、最終的には、町の負担が大きくなっていくわけですから。

だから、それは要らんことですが、集会所ぐらひは思い切って、今年度は何件やりますということを、やっぱり町長は宣言していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

返答は要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で、質問3については終了します。

それでは、次に、質問4について、質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

質問4、町営住宅の管理はどのようになっているのか尋ねる。

皆さんに配付した写真があると思いますが、これは、国遠団地のNさんの近くの写真であります。

写真を見て分かるように、カズラが絡まって、ほかの人の部屋にまで来ております。Nさんに問いますと、町のほうには何度も連絡をしたが、何も対処してくれないと言われました。Nさんは私の知人だったので、私のほうに連絡があり、訪問し、本当にびっくりした次第であります。当方で対処してきれいになりましたが、何ゆえ、対処しなかったのですか、お答えをいただきたいと思います。

高齢の方や体の不自由な方であれば、自分ではできません。だから、行政のほうでやらなければいけないのではないのでしょうか。お答えをいただきたい。

住民サービスとして、いかななものか疑問を抱くところでございます。町営住宅は大切な町民の財産ではないのでしょうか。お答えをいただきたい。

町長、住みよいまちづくり、住民サービスという言葉に対して、どのように思っているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の4番目の町営住宅の管理はどのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

町営住宅の管理につきましては、鬼北町町営住宅管理条例第23条におきまして、入居者は、周辺の環境を乱し、または、ほかに迷惑を及ぼす行為はしてはならないと規定しており、この規定に違反した場合は、住宅の明渡し請求ができることになっております。

町といたしましては、こういう事態にならないように、入居者説明会での注意事項

といたしまして、住宅の周りの雑草除去等の作業は入居者御自身で行うこととの周知を行い、さらに、毎年3月の家賃決定通知送付時に、入居者の義務として、周辺の環境整備を、適切な管理をお願いしているところであります。

入居者が御自身で管理できないのであれば、身内、知人、業者に依頼していただくようお願いしているところです。

なお、共有部分につきましては、町のほうで管理しているところでありますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上で、井上博議員の4番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

ちょっとお尋ねしますが、入居者の義務と言われましたけど、これをきちっとするのは。それで、いかなかったら明渡し請求をしますというふうに言われましたけど、一回でも明渡し請求という、そういうような事案がありましたかどうか、ちょっとお答えいただきたい。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの井上議員の御質問ですが、現在までに明渡し請求をした事例はございません。そういうことになる前に、しおりだとか、先ほど町長が答弁しました入居者説明会時のお願いとして、入居者様のほうにお願いをしているところでございます。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

今、課長がお答えになりましたけど、入居者の義務だと、これを保全するのが。だけど、できてない。これはもう写真でも言ったとおり、これ何年来ですからね。その庭に生えている木なんかは、五、六年、10年近くたつような木もあるし。そういうような状態で、僕は、町営住宅の管理はどうなつるかということをお尋ねするわけで。

だから、それは義務違反だと。それなら、明渡し請求してない。だけど、指導はしてない。指導しとる、だけど、ここには指導されてないというのが現状でしょう。こ

れ、写真を見たとおり、これ、指導しとるんですかね、課長。ちょっとお尋ねしたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの井上議員の御質問の指導の件であります。この写真の部分の草が生えている部分におきましては、住宅とともに庭部分として入居者のほうにお貸ししている部分でありまして、実際にお花を植えたりだとか、野菜をつくったりだとか、洗濯物を干したりだとか、そういう場所でございます。

そういう場所なので、管理のほうは入居者のほうにお願いしているという部分がありますので、行政が管理している物件であれば、行政のほうが対応しなければならないのですが、その行政が管理する部分ではございませんので、もう民間同士の問題ということで捉えております。

行政どっちでできますことは、注意喚起を促す、そういうような行動になるかとは思いますが、御理解のほうをいただいたらと思います。

以上です。

○8番（井上 博君）

ほんなら課長、この案件ですけど、これ注意されたんですか。言われたんですか。入居者が、そら、きちっとやらんといかん義務がありますって言うけど、それを怠っているんであれば、町が指導せないかんと。それなら、ここは指導されているんですか。

されて、やらなかったら、退居をさせると言っておるでしょう。明渡ししたらいい。何年も前から、これ、こういうような状態になっておるのに指導もしてない。退居云々もしてない。

だから、町として、あなた、怠ってるじゃないですか、業務として。ちょっとお答えいただきたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、井上議員の御質問の中に、町のほうへは何度も連絡した  
とございましたが、私のほうに入ってきたのは、この御質問をいただいたのが初めて  
でした。

その写真を見た上で、今の入居者様のほうには、その管理区分をはみ出している部  
分につきましては対処してもらうようお願いしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、再質問。

○8番（井上 博君）

このNさんが言うた、言わんは、これはもうどうもこうもならんわけですから、私  
もこれも言いませんけど、町営住宅の管理はどうなっとるかど。担当部署は建設課で  
しょう、課長。ほんなら時々、点検してみたら分かるじゃないですか。だから、それ  
に対して指導、それなりのことをしなきゃいかん、怠っておるということを私は指摘  
しとるわけですから。

だから、少しは反省して、やっぱりもう少し考えたらどうですか。私は聞いていま  
せんとか、初めて云々ですとか、そういうようなことでは駄目ですよ。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

これで、井上博議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を10時40分とします。

休憩 午前10時27分

---

再開 午前10時40分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、入田伸介議員の一般質問を、一問一答方式で行います。

入田議員は質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

入田議員、質問1について、質問を行ってください。

○2番（入田伸介君）

質問1、地方債返済の資金流動性について。

今年、国勢調査が行われました。人口減少等による基準財政需要額の減少が見込まれ、本町の財政を取り巻く環境は一層厳しさを増していると考えております。

そこで、(1) 町歳入の約4割を占める地方交付税を大まかに基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足分と自治体が借り入れた地方債の交付税措置分の上乗せ、この2種類に大別できると認識しております。

そこで、基準財政需要額が減少した際、財源不足分も減少すると思われませんが、これまでどおりの行政サービスを維持するために、その減少分を地方交付税措置分が補うことにならないか。

(2) 万一、大規模災害が発生した場合の財政出動は、いかなる財源で、いかほどを見積もっておられるのか。

(3) 広報では、令和6年度末基金残高52億3,789万円と、令和21年度までに町が負担する借入額に対する実質町負担額の総額22億664万円を単純比較しておりますが、重要な点は、実質負担額よりも元利償還額の確保と考えております。今後の資金流動性に問題はないか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、入田伸介議員の1番目の地方債返済の資金流動性についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、交付税に関連した御質問ですが、御案内のとおり、普通交付税の算定方法は、住民に標準的な行政サービスを提供するために必要となる費用である基準財政需要額から、標準的に見込める税収である基準財政収入額を差し引いて算出した額になります。

基準財政需要額の算定は、道路の面積や延長、小中学校の児童数・学級数や公債費の償還額などから算定する個別算定額と、人口・面積から算定する包括算定を合計するものになります。

人口が減少した場合、人口を基礎数値として算定される需要額は減少するわけですが、人口減少にかかわらず必要な経費もあることから、人口の急激な減少には、急減補正係数や人口が少ないほど係数が増える段階補正係数等により、一定の行政サービス水準が提供できるよう制度設計されており、単純には御指摘のようなことにはならないと考えております。

ちなみに、令和3年度の算定から令和2年度国勢調査時人口が使用され始め、前年よりも1,020人が減少しましたが、公債費分を除いた算定額は、前年度よりも増加しております。

いずれにしましても、これまでどおりの行政サービスを維持するのではなく、人口規模に見合った行政サービスを提供することが大切になります。

次に、2点目の、万一、大規模災害が発生した場合の財政出動は、いかなる財源でいかほど見積もっているかとの御質問であります。災害救助法の適用となるような大規模災害の場合、避難所や食料支援、仮設住宅に係る費用など、大部分が国庫負担となります。一部自治体の負担も必要になりますが、これらの財源については、財政調整基金で賄うこととなります。その金額については、災害の規模、被害の規模にもよりますので、標準的な額というものはございません。

ちなみに、鬼北町でも甚大な被害が出た平成30年7月の西日本豪雨も災害救助法の適用となったわけですが、平成30年度末の財政調整基金の残高は19億7,570万円と、前年末に比べて170万円ほどの増額であり、取り崩すことはございませんでした。

次に、3点目の資金流動性についての御質問ですが、毎年の元利償還金については、鬼北町の場合、約7割近くが普通交付税として措置されることが担保されており、残りは、いわゆる一般財源と呼ばれる、町税、交付税、譲与税等で賄っておりますが、償還金がかさむ年には減債基金を充てるなどの対応を図っているところでございます。

今後も、健全な財政運営に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、入田伸介議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問1、（1）について、再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

先ほど、減少分は地方交付税分を取り崩すことがない、補正が出るというお話でしたけれども、具体的に、いかほどが出るのか、お示しいただくことは可能でしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。もう一回お願いします。ごめんなさい。理解できなかったんですけど。

2番目の質問。

○議長（芝 照雄君）

1 番目です。

○町長（兵頭誠亀君）

ここで、すぐにその数字はお示しできませんけども、毎年、交付税の算定の資料がございまして、もしよければ、後日、その資料を提示して、町長室でも構いませんので。ここで補正化するけん、こうなりますということの御説明はさせていただいても構わんと思います。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2 番（入田伸介君）

ここ数年、財政調整基金が1 億数千万ずつ減っておると思うんですけども、これは、先ほど言った交付税分の財源不足分、交付税の措置分をカバーしているというわけではないんですね。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

財政調整基金が、今ほど一億数千万ずつ減っておるというお話があったんですけども、財政調整基金、合併した当時、2 億4,000 万円程度でした。それから、徐々に積立てをしまして、平成28年に19 億台に乗りまして、6 年度末現在、19 億700 万円程度になっておりまして、取崩しをした年としましては、令和2 年度に、コロナの関係で4,000 万取り崩しております。それから、令和4 年度、860 万、令和5 年度、2,740 万、それ以外の年は取崩しはしてありません。

以上となります。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2 番（入田伸介君）

財調以外の特定目的基金ですかね。それも含めた52 億、今あるものも年々減ってきているようなんですけど、こちらはこういった理由なんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

その他特定目的基金につきましては、経常的にずっと続くソフト事業でありますとか、建物を建てた後の維持管理経費というのはずっと続きますので、それらを見越して、必要となる、将来必要となるものを積み立てた基金でありますので、それを必要分、毎年取り崩して維持管理、ソフト事業等に充てておるといふものであります。

財政調整基金につきましては、先ほど19億がずっと続いておると申し上げたんですが、一時期、国のほうから、住民サービスに充てずにどんどん貯金を積んでおる市町が多いのではないかというような御指摘がありまして、あまり極端に財政調整基金を積み立てないということで、ほかの基金に積み立てて、将来必要となるであろう公共施設の改修であるとか、維持管理に係る経費ということで公共施設整備基金等、あるいは、将来的に公債費が増えてきた場合に、そこへ充てるための減債基金等を積み増したところでございます。それらを計画的に取り崩して、財政負担を平準化しておるといふようなところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

それでは、質問1、（2）について、再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

先ほどの（2）万一、大規模災害が発生した場合の財政出動ということで、国のほうから補助があるという御答弁だったのですけれども、私、ほかの自治体の事例をいろいろと探してみたんですけれども、ある自治体の事例によりますと、大規模災害には、もうあらかじめ備えておくという形で、その目安が標準財政規模の20から25%ほどを考えている自治体があると。となると、本庁の場合、49億円ですので、約25%として12億円、このぐらいの額を確保したと。25%を確保している自治体があると。

また、別の事例によりますと、過去の経験等から、これ他自治体の経験と思われるんですけれども、大規模災害のその規模にもよりますが、初期対応には、人口1人当たり40万程度が見込まれると試算されまして、先ほど町長おっしゃったように、県や国、あるいは、篤志家からの御寄附等を考慮すると、1人当たり20万円で試算してあると。本庁の場合、今、約9,000人ほどだと思っておりますので、9,000人、掛け

る20万円で18億円と。

どっちにしても、本町の規模であれば、十数億円の大規模災害に向けた財源をキープしておく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その点について、いかがお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほど事例がありました件、私も伺ったことはございます。

ただ、私は総務省のほうにも質問をし、また、ある国会議員の方にも質問したんですけども、今の災害救助法適用、激甚災になった場合に、町として、一時的に支払いをしなければならぬ部分として、私が伺うところは1人当たり10万円というようなことを想定しているという話でありました。うちであれば、9億円というふうなことで私は認識しとったんですけども。

もう様々な方がそれぞれの認識が違うということで、財政調整基金そのものの基準というものはあるんですかということを経済省に伺うと、それはありませんということでした。

先ほど総務財政課長が話をした平成28年、29年当時、平成の大合併による各地域、合併したところの財政調整基金が増嵩しておるということの指摘が確かにありまして、その当時、それと別個に合併特例債というものがあって、その枠は、県内の合併した市町において、鬼北町の指標が一番低いということで、合併における計画どおり行っているのかというようなことを質問があったときもあったんですよ。

国会議員のほうからもしっかりと使用したほうがいいんじゃないかな。それは、合併特例債における7割の交付税措置があるという部分もあって、その部分を実際に中学校の改築に充てたというふうな実情がございます。

もし、その部分がなければ、中学校の改修については、過疎債は借り入れる部分も、多分、全部は借りれんと思いますので、普通の一般財源を投入しなければならなかったということがあろうかと思います。

そのように、その時々において、国の財政状況と地方の財政状況を見据えて、総務省のほうから地方交付税の支出総額について、上限があるものですから、本当に難しい状況があるというふうに認識しております。

一番最後、結論なんですけども、財政調整基金の19億というものについて、私はそう多くないと思うんですけども、28年当時に、20億を超えた場合に、結構、指導があるんじゃないかなというふうな危惧が執行部のところであったことは事実でございます。

ですから、そのときに減債基金、それから、庁舎建設基金、そこら辺りに振り替えたといいますか、余剰金を出したというような経過がございます。そこら辺りは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○2番（入田伸介君）

災害発生時の、先ほど町長がおっしゃった、1人10万円という数字でしたけども、初動といいますか、当初は、私は20万円というふうに調べたんですけども、10万円でも対応できるのかと思うんですけども。

結局、災害発生したことによる廃棄物ですよね。そういった処理はもう、基本、基準自体が全部やれということになっているかと思うんですけども、県や国は、そこは関与しないというのが、たしか私、ちょっと文献で見たことがありまして、そこらも含めると、10万円ではちょっと心もとないんじゃないかなと思います。

それと、財政調整基金でその災害対応すると、財政調整基金の多い少ないは、本当はいろいろな基準といいますか、基準はないと思っておるんですけども、もう災害発生するのは、ほぼほぼあるというふうに受け止めておいて、何ならば災害体制基金とか、そういったふうに別枠で積むというお考えはありませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほどの御指摘の趣旨の基金の創設となりますと、やはり、それは西日本全域のほうにかかってくることだと思いますので、そういうような意味で国のほうに要望もしなければならぬかと思えます。

ただ、御質問の趣旨は十分分かりますので、これから先、そこら辺りの部分も含めて、財政調整基金、それから、新しい基金を積むかどうか、そこら辺りも検討してまいらなければならないかと思えます。

ただ、私の公約といいますか、考え方として、平成28年、29年当時から、財政調整基金を積むということは、その年度にする公共サービスを、できるものをしないという部分の選択もあるわけなんですよ。

ある一定以上の公共サービスをすると、財調が減るというようなこともありますので、これまで長く生きてこられた高齢者の方々に対する福祉サービスも含めて、しっかりと税金を頂いた部分の公共サービスとして、年度、年度でプラマイ・ゼロにするくらいの公共サービスをするのが適当じゃないかというようなところで政策を進めた事実はございます。

ただ、これから先のことについて、近隣市町のこともございますので、しっかりと

そこらも検証してまいらなければならないと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

すみません、これ、次の3とも重複するんですけども、今、財調の話が出ておりますので、続けさせていただきたいと思っております。

私、県内の全20市町の決算カード、令和2年から令和5年まで、私なりに全部、見たんですけども、やっぱり自治体によっては、地方税収の多いところであったり、人口と違って、減ることのない面積ですね。それによって、基準財政需要額が比較的大きい自治体とか、あるいは、地方税収等がさほどでもないのに、ふるさと納税等の寄附、これが歳入の1割近くを占めるような自治体、こういった様々な自治体、特徴があるんですけども、残念なことに、本町に関しましては、そういった歳入に関する有利性と申しますか、これが武器ですというものが乏しいと感じました。それゆえ、さきの先人たちは貯金と申しますか、基金を積み上げられてきたんだと思っておるんですけども。

町長おっしゃるように、財政、あんまり積み過ぎると、国のほうから目をつけられるとか、そういうことがあるのかもしれませんが、やはりある程度、国の要望云々よりも、今後、人口減少、これ間違いなく進んでいきますし、ある程度の取崩しは避けられないと思っておるんですけども、そういった面で、やはり。それと先ほど言いました災害等もにらみますと、ある程度の基金の確保は重要ではないかと。

それと、ここ4年間を見ても、財政調整基金の繰入れというか、積み戻しと申しますかね、繰入れもなされてないみたいですし、そういった関連も含めまして、いま一つ、財政調整基金を含めた基金に対するお考えを、もう一度、お聞かせ願えませんか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

これまで、現在の近年中に大きな建物の建築がありましたので、その公債費の増加というものが考えられまして、その分は随時、減債基金に積み立てております。それが全てではございませんけども、考え方として、財政調整基金、それから、減債基金というものについては、しっかりとを確保していくと。できれば、積み増しをしたい

というふうには考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（3）について、再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

先ほど質問1のときに町長にお示しいただいた、その補正がかかるということ、私ちょっと勉強不足で存じ上げませんでしたので、私が調べたとおりで、まずは質問に変えさせていただきたいと思っております。

本町の基準財政需要額のうち、人口が含まれる費目、先ほどおっしゃった市町村分地方交付税算定台帳で、その人口分を私、単純計算させていただいたんですけども、国勢調査より現行、今9,682人でカウントされておりますが、来年度から約8,900人ほどに減ると思います。

そうすると、単純計算すると、公債費を除く個別算定経費は1億7,000万程度で、包括算定経費が3,600万程度、合計2億700万程度の基準財政需要額が減少すると。

同じ計算を次の5年間でやってみると、令和12年を8,000人と想定した場合、3億9,000万、令和17年度、次の次の5年後は毎年6億ほど少なくなるという数字でした。

また、特に気になるのが、特別枠として設けられております、6項目ほどあると思うんですが、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、臨時経済対策費等は、本年度までは合計で4億3,000万ほどありますけれども、私が調べた文献によりますと、今回は大幅な縮小、あるいは最悪の場合は廃案という説もあります。そこまで単純に減少することはないというお話でしたけれども、減ることには間違いのないと思うんですけれども。

さらに、高齢化等に伴いまして、社会保障費や公共インフラの老朽化、これも見込めますので、民生費や土木費、これも増大することが考えられまして、金利の上昇を受けまして、利払い費等も増加するという事は考えておくべきだと思っております。

これらを考えますと、やはり、ある程度、明確な対策をしておく必要があるんじゃない

なかろうかと思うんですけど、いかがでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

普通交付税、人口が減れば、減っていくのではないかという御心配かと思うんですけども、先ほどちらっと申し上げました補正係数といったものがありまして、単純に、その測定単位の人口に単位費用をかけただけではなく、例えば、補正係数がかかることによって、人口が倍ほどの数に上がるというような費目もございます。

それから、先ほど言われました地域社会再生事業費とかいったものは、人口が減っていく町ほど大きく出てくるとかいうようなもの、これも、ここ最近できたものです。令和の2年、3年になってできた。

国調人口は、全国的に減っていくと思うんですけども、国調人口。そういったときには、また、新たなそういった項目がどんどんつくられて、デジタル社会推進費とかいうのも以前はなかったものなんですけれども、次々と新しい費目ができておりますので、急激に交付税が減って、町の存続ができなくなるというようなことはないのかなというふうには考えております。

今年度で言いますと、9月補正のときに、普通交付税36億8,000万というふうに予算計上しておるんですけども、今回の12月補正に間に合わなかったんですけども、議案提出した後に再算定追加分の通知がありまして、1億4,000万ほど追加となっております。この辺、国の税収のぶれによって、上がったり、下がったり、国の税収全体で国は見ていますので、増えたり、減ったりということは、当然出てくるかと思えます。

将来的に不透明ですので、心配な部分、基金に積んで、将来の不安がないようにしたいという気持ちは我々も同じでございます。

ここ最近、財政調整基金、あまり積んでないようだというお話あったんですが、それは、財調をあまり積まないようにということで、減債基金、あるいは、公共施設整備基金のほうへ積み替えたということでもあります。

以前はなかった減債基金、今6億ほどありますし、公共施設についても5億、6億、今持っておる状況でございます。そこら辺は一応考えながら、財政運営をしているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

私が先ほど申し上げたほどは減らないと。私もここまで単純に減るとは、もちろん思っていないんですけども。先ほど課長答弁にありました、それに対する、どんどんと次の施策が打ち出されてくるということでしたけども、そこが私、一番心配でして。出るのかもしれませんが、もちろん国から来るんでしょうけども、国もそんなに余裕があるのかなと思いますし、あげるよって言いながら、なかなか出てこないということも考えておいたほうがいいんじゃないかと思って、こういう基金を増しておったほうがいいんじゃないかという形なんですけども、考えなんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

もちろん安泰で安心しておるということではございませんので、将来、不透明でどうなるか分かりません。国の税収もどうなるか分かりませんし。そうかといって今の時点で、住民サービスを低下させて、貯金だけを、貯金額だけを増やしていくというのも、ちょっと違うのかなと。先ほど町長の答弁でもありましたように、住民サービスを継続しながら、貯金のことも考えていくということが必要かと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

そこで、今回3番のお聞きしたいところに戻るんですけども、その流動性に関しては、問題ないんでしょうか。これのお答えを、まずいただきたいんですけども。

○町長（兵頭誠亀君）

一言で流動性は大丈夫かということで答弁するとするなら、今の答弁のように、健全な財政運営に努めてまいりますと。

入田議員が御指摘の流動性って、どこまでの範囲を思っているのかが提示されなかったら、そこら辺り。先ほどの災害の20万と10万でも9億の差があるわけですから。そこら辺り、これから先、南海トラフ地震に備えた部分として、国・県、

また、町議会のほうで、これぐらいの分が必要なんじゃないかというのはお示しというものがあれば、そこらを目標にすることができる。設定というものについて、もう少し明確にするべきじゃないかなと思います。

ただ、中期計画で様々な事業を展開する中で、例えば、庁舎であり、中学校であり、保育所の部分について、計画が数年後に控えた部分について、その目的にしっかりと、財調ではなしに、公共施設整備資金とかいうものを目的として積み立てておいて、それを明確に町民の方々にお示しできるようにしていると。

財調も、どんどん積み立てて、財調を取り崩すという、乱高下のやつが高下するという形のもので、適当だと私は思ってないんですよ。しっかりと、5年、10年のスパンで、こういうものに充てるということで基金を積み増すということを議会にお示しをし、基金条例をつくって、それに使うという形を今まで取っておりますので、そこら辺り、基金の数も増えておりますので、そこら辺りも御理解いただきたいなど。

流動性については、財政調整基金の中に入っている公債費の部分について、硬直化が予想されることはありますけれども、ただ、人口減少があつて、これまで一気に下がったところは、2004年の小泉内閣の三位一体の改革のときに、1億5,000万程度の部分、一般財源が消失したときは、旧広見町では、職員の人件費を3%でしたか、数%カットしたということがございます。やはり、平成14年の小泉内閣のときに、本当に厳しい状況で、平成の大合併前に、そういうような国の施策が同時にやられたということもあつたわけでありまして。流動性というのは、そこら辺りで、国の施策として相当な影響があるというふうに私も思っております。

以上です。

○2番（入田伸介君）

私がここで言う流動性とは、この情報に載っている数字で言いますと、その情報は、あくまで先ほど申しましたように実質、町の負担額22億円を強調されておるんですけども、結局、元利償還額をキープしなくちゃいけないと。そのキープのやりくりがうまくいきますかという流動性をお伺いしたかったんですけども。

22億、結局、町負担額は毎年、多くても2億ほどですかね。元利償還額は、ピーク時には6億ほど出てくると思うんです。恐らく、地方交付税措置分を次の年度にやり替えてやられるのか、ちょっとそういったところ、その点の流動性ですね。

○町長（兵頭誠亀君）

6億のところの意味をもう少し教えてください。6億上がるという意味が分かりませんが。

○2番（入田伸介君）

これ書いてあるやつを私、読み上げたんですけども。令和2年から8年度、借入れ見込み総額65億5,700云々で試算した分の、この棒グラフですね、これに毎年の元利償還額が最も高くなるのが令和12年から令和16年の間、その間で6億1,100万ほど見込んでいますという形なんですけど。この6億をどうやってやりくりされるのかというのが、このやりくりの流動性です。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

元利償還金のやりくりということでございますが、毎年、毎年、元利償還金が発生して、6億あれば、その年の交付税で約七十何%が入ってくると。それを充てるわけですけども、残りの部分は、いわゆる一般財源。税込、普通交付税、譲与税、交付金等が当たります。それで足りない場合は、財政調整基金、減債基金等を充てるというようなことで、元利償還金が増嵩するときのために減債基金を積み立てておくということでございます。

以上です。

○2番（入田伸介君）

理解しました。

最終的に私が気になるのは、結局、22億円ほどが実質的な町の負担になりますよと。そういうメッセージだと捉えるんですけども。今、全ての基金を合わせて52億3,000万ほどありますという町民へのアピールだと思うんですが、これを使い切った後は、令和22年度頃は、52億から22億引いた30億ほどが基金として残っていますということで、捉えられるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

基金につきましては、今ほど、財調は19億程度でずっとキープしておるということをお願いしたんですが、それ以外に、毎年の剰余金等があれば、また減債基金等に積んでいくということになりますので、下ろしたり、積んだりというような状況が続いていくというふうに考えております。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

となると、30億円増えるかもしれないし、減るかもしれないということなんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

普通交付税の額というのは、人口が1万2,000人あった合併のときと比べて、普通の、先ほどの質問から言えば、減っておかなければならないんですけども、物価上昇、それから、公債費の負担分と合わせて、ずっと微増になっているわけなんですよ。

そこら辺を合わせると、言うたら、それぞれの年度、年度、または、3か年、5か年の国の財政計画、地方財政計画をしっかりと見据えていくということが一番適当な答弁になるんじゃないかなと思うんですよ。

それと、流動性の御質問があつて、流動性が、今はうまくいってないから、もっとしっかりせえという御質問でしょうか。

反問権を使わせていただきたいと思います。

この流動性の維持について、入田議員は何をおっしゃりたいのか、そこら辺りをもう少し伺いたいんですけども。

○2番（入田伸介君）

例えば、実質公債費比率であるとか、将来負担比率とか、そういった様々な指標があると思うんですけども、そこら辺を見ましても、ここにもデータが載っておりますけれども、今、実際、されたと申しますか、令和2年から8年かけてやられた大規模工事、こちらに関する償還を心配する声が、正直、いろんなところ私のほうの耳に入ってくるものでして。

ぶっちゃけ、話をすると、流動性とか回りくどい話ではなく、本当に町の財政。様々な今、西予市さんも御存じのとおりだと思いますし、松野町さんもこの間、紙面に載りましたし、大洲のほうでもそういった話があるということで。そういった、割と財政に関して、町民の皆さんがデリケートになっていると思っておるんです。

だから、その流動性、ちょっと回りくどい話でしたけれども、これだけいろいろな事業を展開されて、うちの鬼北町、大丈夫なのかという話を伺いたかったのが本丸です。

○町長（兵頭誠亀君）

それであれば、そういう御質問をしていただけたらいいんじゃないかなと。

私がいつもお話しするのは、御自宅の家の会計であっても、家を建てたときには借

金が残るわけですから、その時々、町によって、50年、100年のスパンで借金が多いとき、少ないときがあると思うんですよ。

中学校の建て替えをして20億使用した、そのときには、もちろん借金が増えるわけでありまして、今これから先、少ししんどい時期が来るということは覚悟しておかなければならない。そういう意味で、流動性については硬直化が始まっているということは言えると思います。そういう答弁でよろしいかと思いますが。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

硬直化は確かに始まっていると思います。

それに言うたら、何というか、不安感をどうしても皆さん、抱かれておる。確かにこれだけのものを投資すれば、皆さん不安感、先ほど町長おっしゃったように、何か家を建てるとか、車を買うとかしたら、借金が増えるんで、それは分かるんですけども。

今回、様々な事業をされましたが、例えば、その投資するんであれば、多少は外貨を稼ぐべきものとか、あるいは、マイナスを減らすもの、マイナスを減らすということは、結局プラスになりますから。そういったほうに投資があれば、それを原資として、借金といたしますか、基金を返していける、そういったものの元になると思うんですけれども、あまりにも、そういったものではないものが多かったんで、そういうところを住民の方々、心配されていると思うんです。そのやりくりが本当にできるのかということを知りたかったんですけれども。

今の答弁では、負担がかかるといいますということでしたので、何かめどがあるのかなと。将来的に、この基金を切り崩さざるを得なくなるんじゃないかなというところを心配するものであります。そうじゃないと。多少はあるとは思いますが、そこまで心配する必要はないという御答弁でよろしいんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

流動性の中で硬直化しているということは申し上げました。それが1点と、今回、西予市さん、それから、松野町さんも出された分はですね、これは、鬼北町が大型の事業をやったということと直接、関係があるとは思ってないんです。

実は、賃金アップというものが今回、前年から、一般職、または、関係の臨時職員の分も、国で法制化されまして、相当の金額が人件費に費やされておるところでの硬直化ということが始まっている。

うちのほうの2年前からの賃金アップの分が、地方交付税が増えてないんですよ、そこまでは。それが私、今、危惧しておる点でありまして、実際に、国家公務員の給与に準じた地方公務員の給与というものが、人勤のアップもありますけども、その人勤のアップ分が普通交付税の算入分の中に、全て算入しとると言えば、しとるんですけども、それ以外のところが減らされておるとかいうことで、総額として、その賃金アップ分をいただいていないので、違うところに負荷がかかってくるというのが現実であります。

今から先、ハード部分の償還金の部分と、人件費のアップ分について、それについて今、悩んでいるところではありますけども、来年度の区長・組長会では、この財政についての部分、資料を御提示することが必要なんじゃないかなと私は思っております。

以上です。

○2番（入田伸介君）

先ほどの町長の西予市の場合は、今回、当たらないという御答弁だったと思うんですけども、西予市、実際、8年間で48億円ほどから3億円ほどに財調を減らしているんですけども、もうそれは、その人件費がどうのこうのじゃなくて、結局は、そういった様々な政策ですよ、西予市さんが行う。これ、よその自治体なんで、あんまり言いたくはないんですけども、そういうところのツケが回ってきてるんじゃないかとは思うんですけど。

それがあるから、今回、いろんな施策を展開した鬼北町も大丈夫かというふうに心配されているんじゃないかなろうかと思っております。そこら辺を町長のほうで、いや、そうじゃないんだよって明言いただけるのであれば、私、何も心配しません。

○町長（兵頭誠亀君）

例えば、8年前の町長就任時、2期目の就任時、それぞれの時期に、国の施策というものが変わってくるということがあって、全てを見通すことができないということは、現実に私のほう、感じております。

ただ、中学校にしても、保育所にしても、施策として展開すべきものが展開しなければならぬという思いはありますので、それはしっかりと議員の方に御説明をし、必要だということでやらせてほしいというような展開がある。

それ以外に、例えば、法的には何ら根拠のない高校生の寮の魅力化とか、そこら辺りについては、町のまちづくりとして必要なんじゃないかなというところでやった、ここらについても、私は現在の鬼北町には必要なんじゃないかと。その時々、の事業、

案件について御説明をし、こういうことだから必要なんだということは訴えてまいりましたし。

ただ、今の段階で、国の交付税の交付状況を見ると危惧するところが多いということで、入田議員と同様に、これから先、もっともっとしっかりした財政計画について、見通しを立てていかなきゃならないというふうに感じております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

了解しました。

最後に1点だけ。

町が発行されるいろんな資料といいますか、長期総合計画等々には、必ずP D C Aというのが入ってくると思うんですけども、チェックですね。チェック機能、やっぱり、もうやられたことは、これ、やめろとも言えませんし、もうやってしまったことなんであれなんですけども。やっぱりチェックして、それを検証して、それは本当に妥当だったのかというのを検証して、次に生かすというシートAが、割と今、弱いんじゃないかなと感じておりますので、そこだけもう一度、御確認いただけたら思っております。

以上です。答弁ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については終了します。

それでは、入田議員、質問2について、質問を行ってください。

○2番（入田伸介君）

質問2、大型ドローンの配備について。

過日、町担当者から、南海トラフ大地震についてのレクチャーを受けた際、支援物資は指定避難所にのみ配布されるとの話でした。

そこで、（1）大規模災害に備え自宅の耐震補強や食料備蓄、あるいは発電機等の購入など、日頃から自己防衛されており、最低限必要な物資、食料であるとか燃料さえ手に入れば、わざわざ避難所に赴いて避難する必要のない、いわゆる避難所外避難者、並びに崖崩れや橋の損壊等で避難所に行くことさえできない孤立地区の住民には、どのような対応を取られるのか。

（2）救援物資を必要なところにきめ細かく届けには、大型ドローンの配備が効果

的と考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、入田伸介議員の2番目の大型ドローンの配備についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の大規模災害に備え、自宅の耐震補強や食料備蓄、発電機購入等、日頃から自己防衛されており、最低限必要な物資（食料や燃料）さえ手に入れば、わざわざ避難所へ避難する必要のない、いわゆる避難所外避難者、並びに崖崩れや橋の破損等で避難所に行くことさえできない孤立地区の住民にはどのような対応を取られるのかとの御質問であります。南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、まず、指定避難所における物資供給体制を確実に確保するとともに、在宅避難者や一時的に孤立する可能性のある集落への支援についても、地域の実情に応じた対応を行っていく必要があると考えております。

町といたしましては、支援物資の公平な分配と効率的な運用のため、指定避難所への物資集中を基本といたしますが、在宅避難等の避難所外避難者が指定避難所へ物資を取りに来ることが困難な状況も想定されます。

まず、在宅避難者につきましては、町職員による戸別訪問や個別配布は、人員や物資輸送手段の制約から現実的ではありません。このため、自主防災組織等と連携して、地区内の状況確認、必要物資の取りまとめなどを行っていただき、在宅避難者の皆様には、最寄りの指定避難所まで物資を取りに来ていただくことを基本とし、高齢者や要配慮者など、避難所への移動が困難な方に対しては、状況に応じて自主防災組織等の協力を得て、支援物資の融通、運搬を行っていただき、住民の生活維持を支援していきたいと考えております。

次に、孤立集落が発生した場合は、まず、防災行政無線や衛星携帯電話等で被害状況の確認を行い、消防団や自主防災組織との連携により、必要物資等の情報収集に努めます。

その上で、車両での進入が困難な場合は、徒歩による搬送、災害協定に基づくドローンによる搬送、県や自衛隊、消防等の協力を得て、ヘリコプター等を使用した物資搬送を行う計画としております。

しかしながら、公助には限界があることから、あらかじめ地区の自主防災組織等と連携し、一定期間は自助・共助で生活できるよう、食料や飲料水等の備蓄をお願いし

ているところでありますので、御理解いただきたいと思ます。

次に、2点目の支援物資を必要なところにきめ細かく届けるには、大型ドローンの配備が効果的と考えるが、町長の考えを伺いたいとの御質問であります。災害が発生した場合、道路が寸断した際の状況把握や孤立した集落への物資の搬送手段として、ドローンは非常に有効であるとされており、災害対応力の向上に寄与するものと認識しております。

これまで、導入費用などの点から、町単独での整備は難しい状況でございましたが、今年度、企業版ふるさと納税制度により、物資輸送ができる大型ドローンを含むドローン3基を御寄附いただける見通しが立ったところでございます。

町といたしましては、御厚意を災害対策にしっかりと生かすべく、運用方法や体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、入田伸介議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問2、（1）について、再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

先ほどの答弁では、こういったケースの場合、自主防災組織、もしくは、災害協定に基づいたドローンの使用というふうな内容があったかと思ますけれども。

自主防災組織、町長がどこまで想定されているのか、私が想定しているところとかみ合っていないのかもしれませんが、自主防災会組織で、例えば、広見に集まった支援物資をどうやって運ぶのでしょうか。

例えば、日吉の父野川地区に対して、具体的に、どのような運搬を。例えば今日、日吉地区から近永まで、橋が10個かかっていますけれども、それが崩落する可能性もあるわけです。ちょっと私、イメージがつかないもので、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいま、物資の輸送についてですけれども、基本としましては、集中的に町で1か所、物資をまず受け入れる場所をつくります。そこから各避難所、指定避難所への

搬送に関しましては、当然、橋が崩れるとか、車両で通行できないような場所も出てこようかと思えます。

可能な範囲で迂回路等を使用して、例えば、日吉地区のほうにこちらから出られないようであれば、日吉地区にサブ的な拠点施設、物資の施設を設置して、そこから指定避難所のほうへ搬送を行うということになろうかと思えます。

どうしても車両が通行できないような場合の物資の輸送につきましては、やはり、自衛隊、あるいは消防等のヘリを使う必要が出てこようかというふうに思いますので、そういった搬送を行うことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

すみません。時間が少なくなりましたので、もう、1個、2個一緒にさせていただいて構いませんか。

先ほど課長答弁いただきました、自衛隊の派遣というものも視野にあるということでしたけれども、南海トラフ巨大地震クラスの地震が来ると、もちろん、この近所だけじゃなくて、紀伊半島から九州まで、ほぼほぼ被災範囲になると思うんですけれども。こんなこと言っちゃあれかと思えますけど、優先順位、それから、自衛隊等の派遣の優先順位が果たして高いのかというところも危惧するのが1点。

それともう1点は、地震も、ゴールデンウィークとか日よりもいい頃に来てくれればいいですけども、1月末の大寒の頃に來られた場合には、助かった命も救えなくなる可能性があるんじゃないかなろうかと。自衛隊等の外部組織ですね。そういったことを当てにしていると、ちょっと私、そこに疑問を感じるものでして。

それであれば、こちらに書いてあります大型ドローンの配備を提案したわけなんですけれども。先ほど町長が御答弁いただいた中に、大型ドローンの配備があったというふうに答弁いただきましたけど、私、聞いてあるところでは、大型ドローンのペイロード、つり下げられる荷重が40キロ程度であると伺っております。40キロであれば、一斗缶2つつり上げれば、もういっぱいいっぱいと思うんですけれども。

それが、1基、それと、情報収集用の小型ドローンが2基かな。結局、欲しいのは情報収集もそうなんですけども、やはり運搬用のドローン、100キロぐらい積み下げられるようなドローンが3基ほどあれば、241平方キロメートルの本町をカバーできるんじゃないかなろうかと思っております。

そういった点も含めて、お考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

まず、第1点目の災害が広範囲になった場合の対応についてですけれども、当然、支援というのも、自衛隊等につきましても、いろんな広範囲になってきますので、優先順位というのは、こちらのほうで判断してつけるものではないんですけれども、とにかく、人命が最優先となりますので、そちらに向けて支援していただくよう、こちらとしては行動を行っていくということになってこようかと思えます。

次に、ドローンについてですけれども、今年度、企業版ふるさと納税により寄附いただくドローンにつきましても、入田さんが先ほど言われましたとおり、物資輸送、40キロの物が物資輸送できるものが1基、それと、赤外線カメラ等を搭載した捜索等に活用するためのドローンが1基、そして、高解像度のカメラが搭載された情報収集のためのドローンが1基の3基となります。

まずは、こちらの運用をできるだけ計画的に進めていくというふうな考えとしておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、よろしいですか。

○2番（入田伸介君）

最後になります。

やはり輸送は、先ほど冒頭に、挨拶でも町長おっしゃったように、やはり、災害は自助・共助が必要だと、大事だと、私もそれは思っております。ただ、自助・共助でカバーできないところは公助がしていかなければならないと思っておりますし、運搬はまさしく公助だと思っております。自助・共助では、どうしようもありませんので、そこら辺を、もう一度お考えいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。

○2番（入田伸介君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

いいですか。

それでは、以上で、入田議員の一般質問を終了します。

次に、5番、兵頭稔議員の一般質問を、一問一答方式で行います。

兵頭議員は質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

兵頭議員、質問1について、質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

議員ナンバー5番、兵頭稔。

さきに通告のとおり、3点ほど一般質問を一問一答式で行いたいと思います。

まず、質問1、三角ぼうしの改修について。

道の駅三角ぼうしも開業から30年を迎えようとしています。7年度の予算で数千万円の予算を計上されていますが、下記について伺います。

(1) 三角ぼうしの社長から、数年前に列車の駅の配置の要望があったと聞いていますが、そのときに、どのように対応したのか伺います。

(2) 元森林組合の土地の活用方法を伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の1番目の道の駅三角ぼうしの改修についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、社長から数年前に列車の駅の設置の要望があったと聞いているが、そのときにどのように対応したのかとの御質問であります。確認をしたところ、広見森の三角ぼうしの使用開始頃に、鉄道駅の設置についての御意見をいただいたことがあったとのことでございます。

当時、これを受け、広見森の三角ぼうしからJRに対し、駅の設置の実現可能性について口頭で確認を行ったところ、工事をはじめ諸条件を考慮すると設置は困難であるとの回答を得たものであります。

この意見交換は雑談に近い形であったことから、森の三角ぼうしから町への情報共有はされておらず、JRへの確認も口頭であったため、記録としての書類は残っていない状況でありました。

次に、2点目の元森林組合の土地活用方法を問うとの御質問であります。令和7年第3回議会定例会においても、今城議員から同様の御質問をいただき、広見森の三角ぼうしは、町内外からの利用者が多く、駐車場が不足している状況から、あくまで検討段階ではありますが、駐車場用地として考えている旨を御回答させていただいたところでございます。

また、本年9月から実施しております改修アンケートにおきましても、駐車場の拡張要望が多数寄せられております。さらに、改修の基本的方向性を議論いただいている改修検討委員会においても、同様の御意見をいただいているところでありますので、改めて申し上げますが、現時点では、駐車場用地の活用を想定していると御回答させていただきます。

広見森の三角ぼうし改修につきましては、まだ設計段階に至る前の前提条件を検討している最中であり、詳細を御説明できる段階にはございません。今回の改修は、老朽化した道の駅の単なる修繕にとどまらず、地域の未来を見据えた新しい道の駅の姿を創造する大きな節目と位置づけております。

例えば、鬼北町の魅力や地域産品の強みをさらに発信・強化することや、観光交流拠点としての機能向上、そして、誰もが利用しやすい環境整備など、多角的な視点から検討を進めていく必要があると考えております。

一方で、農産物出荷者の高齢化で農産物出店数が減少していることも念頭に置かななくてはなりません。様々な見地から検討を重ねる必要性を御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問1、（1）について、再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

先ほどの説明によりますと、町は関知してないということなんですけど、もし、これが、町が関知するとなるとどういうふうにお考えか、お聞かせください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

今回の御質問は、以前のお話でしたので、その部分については、町長からの回答の

とおりでありました。

今回、この改修に至るまでに兵頭議員から何回か三角ぼうしのところに駅をつくってはどうかという御意見を何回かお話を聞いたことがあります。ですので、町のほうからJRのほうに、新駅の可能性についてお問合せをさせていただきました。

回答につきましては、新しい駅、ホームだけでも整備費用が非常に高額になると。また、その投資に見合う採算性の確保が必要であるという御回答がございました。また、新駅の周辺のまちづくりに寄与するため、地域の発展につながるという意味で、町がその費用の全額を負担する必要があるという御回答もいただきました。

一応、新駅のプロセスなども一応聞いておるんですが、その話をいただいたところでもありますので、町としてはなかなか難しいかなというふうなイメージであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問。

○5番（兵頭 稔君）

私も一応、JRに元、おりましたので、JRの担当者に一応確認は取りました。今、課長の言われるように、全部経費は町で持たないといけないということなんです。

現在、平成20年3月に新しい駅ができたんですね、四国に。それが南伊予駅というのが伊予市にできました。これは、1億2,000万ぐらいかかったと聞いております。今、実際、そこの駅の利用人数といいますと、1日170人から180人の利用者がおると聞いております。

今回、鬼北町都市化計画プランというのを先日説明していただきました。この第3次計画の中には、そんな話は一切載ってないんですが。近永のほうは、そういう話が出ています。近永と三角ぼうしを比べてみますと、三角ぼうしは、広見中学校まで三角ぼうしから、駅がもしできたとしましたら、徒歩で15分、役場、徒歩で10分、奈良川公園までは8分、農協までは1分というふうに、全然、今の近永駅に力を入れて都市化計画をするよりかは、三角ぼうしに力を入れて都市化計画をするほうが、将来性があるんじゃないかなと考えますけど、いかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

様々な観点からの御意見でありますので、参考にさせていただきます。これから先、少し検討させていただきます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

それでは、質問 1、（2）について、再質問ありますか。

○5 番（兵頭 稔君）

元の森林組合の跡地なんですけど、実際、建物はまだ残っていると思うんですよ。

前回、役場前の建物を壊すのに 3,800 万ぐらいかかったと思うんですが、また壊すのに、どれぐらいを見積もっているかを教えてください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

現在、建物が 2 棟残っている解体の費用についての御質問だったと思うんですが。まだ、設計を全くやっておきませんので、費用の算定まで至っておりません。

町長の答弁にもありましたように、まだ設計段階に入る前の前提条件を検討しているところがございますので、費用の算定まで、今、説明できる段階にはありませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問ありますか。

○5 番（兵頭 稔君）

いつものことなんですけど、決まってから、これになりましたって予算を立てられると、我々、議員としても反対というわけにもいきませんので、その辺を十分、前もって連絡のほう、お願いします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁よろしいですか。

○5 番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問 1 については終了します。

兵頭議員、質問 2 について、質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

質問2、日吉地区の公共施設の活用について伺います。

現在のみどり保育所、保健センターの2階、ふれあい農園コテージの活用について、下記のとおり伺います。

（1）みどり保育所、保健センターの2階の活用について、9月15日の愛媛新聞に、老後の住まいの確保問題と題として、シェアハウスの整備推進計画が地方創生の交付金で補助するとなっていますが、この2か所の施設を利用して活用は考えられないか。

（2）日吉産地が管理しているふれあい農園コテージをライダーハウス等に改良して活用する考えはないか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の2番目の日吉地区の公共施設の活用についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のシェアハウスに関連した質問ですが、みどり保育所につきましては、現在、春休み、夏休み、冬休みの長期休暇中に、独り親家庭の子供たちに対して、生活及び学習支援を行うことを目的に、ひとり親家庭学習支援事業を、また、日吉公民館主催で夏休みチャレンジ合宿を開催し、子供の居場所づくりの拠点として活用している状況であります。

次に、日吉保健センターの2階にある高齢者生活センターについてですが、平成22年に、鬼北町日吉医療保健センター利活用検討委員会で検討しました結論では、高齢者福祉施設としての利用は、医師の確保の観点から困難であり、東南海・南海地震や高齢化が進む現状の中で、災害時要援護者施設としての整備を行うことが適当であるという結論をいただいております。

今後につきましても、規則に沿って、高齢者の生活支援に関すること、また、町民の福祉増進に関することを基本とし、災害が起こった場合に感染の疑いのある方の避難や、1階の保健センターに避難した方の入浴施設として有効活用する計画としております。

今回、兵頭議員御指摘のシェアハウス整備推進計画の政府方針で想定されているのは、介護施設や障害者グループホームを併設し、入居者は、必要に応じて介護サービスが受けられるほか、元気な居住者は施設運営の手伝いも可能とするもので、みどり

保育所や日吉保健センターの2階の活用は難しいと考えられます。

次に、2点目の日吉夢産地が管理しているふれあい農園コテージをライダーハウスに改良し、活用する考えはないかとの御質問ですが、日吉夢産地に指定管理者を委託しております鬼北町日吉ふれあい農園は、農業者以外の方が野菜や花などを栽培し、自然に触れ合うことにより、農業・農村への理解を深めるとともに、都市と農村の交流やレクリエーションの場として設置した施設であります。

運営を開始した平成19年当時は、全国的に滞在型市民農園として簡易宿泊や休憩施設を備えた施設が設置されており、本町の施設でも一定の利用がございましたが、現在では、農園の利用者はほとんどなく、2年前には施設の活用方法の見直しとして、オートキャンプ場への変更を検討した時期がございます。

御質問の日吉ふれあい農園のコテージをライダーハウスに改良して活用する考えとしては、現時点での具体的な計画はございませんが、施設全体の活用方法を見直す必要があることは認識しており、一時的な流行に左右されることなく、持続可能な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、本案件のような前向きな御発言、御提案をいただいたことに感謝いたしております。今後とも、御意見をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、兵頭稔議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

ここでしばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時53分

---

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

兵頭議員、質問2、（1）について、再質問はありますか。

○5番（兵頭 稔君）

町の説明はよく分かったんですが、実際9月15日の新聞を読んでもらえませんでしたかね。どんなふう書いてあるかというのは、その回答をお聞かせ願います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

まだ読んでございません。申し訳ございません。

○5番（兵頭 稔君）

国としては、少子化の急速な進展に伴い、老後を安心して暮らせる住まいの確保が緊急の課題になっていきますということで、今、一人暮らしの生活者がたくさん増えとんですよ。日吉地区の場合も、春頃だったかな、もう一人で生活するのはいかんから、日吉地区で住宅に入れてくださいって言ったら、それは駄目ですということなんで。

そういうことができないということは、やっぱり、今、先ほど言った保健センターとかみどり保育所、そういうのを改良して、そういった方の受付をして、シェアハウスのようなものがないかという。

それと、そのシェアハウスにするときに、その国の補助、これ幾ら出るんかとかいうのを勉強しているかどうかということを知りたいんですよ。これ、もう早くに、6月にこういう答申が出たので、もう半年たってますんでね。町もそういったことは積極的にやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

ただいまの補助金のことなんですけど、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）に書かれておりますが、補助率は2分の1となっております。

詳しい内容が、まだこの要項を読んでも分からないんですが、実際、鬼北町、高齢者の住むところがないと言われましたが、介護施設のほうはまだ余裕がありまして、元気な方も自宅がある方が多いので、実際、今の現状で鬼北町で必要なと保健介護課ではちょっと検討しました。

○5番（兵頭 稔君）

シェアハウスというのは、介護を受けられる人が入るハウスと違うんですよ。元気な人が、みんなで共同で生活して、要するに、年金生活者というのは、今、国民年金やったら五、六万しかないし、ほとんど一人家庭になったら、遺族年金とか11万とか12万とか、そういう金額になるんで、そういった方を都会のほうからシェアハウスへ呼んで、鬼北町の人口を増やすというふうな考え方でやっていかないと、鬼北町というのはなかなかやっていけないんじゃないかなと思うんです。

そういった観点でも、今、遊んでる、遊んでるとは言いませんが、みどり保育所、夏と冬と、夏休みに子供らが遊ぶところだとかいう話になっていきますけど、みどり保育所なんか、何日かは子供がいます。あと、ほとんど住民センターの図書室という

んですか、そこでほとんど子供は親が迎えに来るまで遊んでいます。

そういった関係と、それから今、言った保健センターは、要するに、災害のためにということなんですけど、いつ起こるか分からない災害よりかは、今、現在に困っている人を助けるために、そういったものをつくる考えはないか、伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日吉地域御出身の議員さんの御意見として承っております。

ただ、シェアハウス一つにしても、私、前にも答弁いたしましたとおり、人口を増やすことは大変、大切なことなんですけども、シェアハウスに来られる方がどういう目的でここに来られるか。シェアハウス内の会話、暮らしを楽しまれるのであれば、シェアハウス内、それから、その地域そのものの受入れ体制というものもしっかりしていかなければならないだろうと。

空き家対策として移住をしていただく方も、現場に来られ、地域の状況を見て、これなら住めるというふうに確認をしていただくわけでありまして、このシェアハウスについても、興味深い財政措置もありますので、興味深いとは存じますけれども。ただ、これをするにしても、管理運営経費はどうしていくのか、しっかりとしたランニングコストができるのかとか、その辺りも検討しなければならないと思いますので、少しお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、よろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、兵頭議員、質問2、（2）について、再質問はありますか。

○5番（兵頭 稔君）

農村コテージなんですけど、今現在、夢産地が管理していると思うんですけど、実際、夜、電気がついたりしてるんで、ちょっと聞いたところによると、農村コテージとしては利用していないような感じなんですけど、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

確かに、兵頭議員が言われるような形で、そこで宿泊をされているような状況で、当初の目的の都市と農村の交流ということでの利用は、現時点ではされておられません。以上です。

○5番（兵頭 稔君）

今、貸しているのは確かなんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

現在、3棟は貸しております。

以上です。

○5番（兵頭 稔君）

私、貸しているというのを聞いたのは、ちょっと最近なんですけど、一月1万円とかいう話も聞きました。

今、鬼北町の状態といいますと、春から秋までの間、物すごい数のライダーが来るんですよ。そのライダーというのは、何でこっちに来るかという、要するに、この近くには、成川があったり、滑床があったり、それから、四国カルストがあったり、UFOラインがあったり、このラインをライダーが走るといのは物すごい魅力なんですよ。

そのライダーを四国へ呼び込むというのに、何か泊まる場所があったり、そういったところがあったらいいかなと思って、このライダーハウスを計画したんですけど、今、要するに、梶原にそういったライダーハウスがあるんですが、その辺ちょっと研究されたかどうか、分かったら教えてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

梶原にあるライダースインのような形の検討ですね。

ここの施設につきましては、町長の答弁にもあったように、やはり、ふれあい農園としては、なかなか利用が難しい状況にはなっております。その中で、ちょうどコロナ禍の時期にキャンプのブームがありました。屋外での活動でキャンプのブームがあ

りまして、職員によるプロジェクトの中でも、オートキャンプ場というのを検討した時期もあって、実際に、そこでどうやったらいけるのかということまでは検討しました。しかしながら、その時点でのライダーズのハウスの検討までは至っていない状況です。

梶原のほうも、実際に夏場の利用とかいうことで、その時点では、かなり利用者がいらっしゃるといことは存じ上げておりますし、町内のちょうど320号線にバイクの方が集まる喫茶店、ペンションがございますが、そこもなかなか利用されているというのも分かります。

そして、日吉夢産地は、ちょうど320号線と197の国道の交わるところで、四国カルストへ向いて、ライダーズがかなり、日吉夢産地自身の御利用もかなりあるのも知っております。その検討をされたかということについては、検討までは至っていない状況でございます。

以上です。

○5番（兵頭 稔君）

今後、検討されるかお聞きしたいんですが。

そういったことで、少しでも鬼北町の流動人口、観光というか、もう夢産地と三角ぼうしと成川しか観光地はありませんので、その辺も、もう少し深く考えていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で、質問2については終了します。

それでは、兵頭議員、質問3について、質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

質問3、水道事業の資産減耗費について伺います。

水道事業において資産減耗費が、令和元年はゼロ円、2年は360万、3年はゼロ円、4年度は3万円、5年度は2,200万円、6年度は8,200万円となっております。なぜ、このような数字になるのかを伺います。

(1) 資産の種類として、機械装置、工具器械備品の2種類になっているわけを伺います。

(2) 構造物、建物については、資産減耗費は発生しないのか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の3番目の水道事業の資産消耗費についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、資産の種類として、機械装置、工具器具備品の2種類になっているわけを問うとの御質問ですが、令和6年度に計上した資産消耗費については、機械及び装置（計装設備）、工具器具備品（漏水探知機）であったため、この2種類となっております。

次に、2点目の構造物、建物については、資産消耗費は発生しないのかとの御質問ですが、構造物、建物については、令和6年度には資産消耗費の対象となるものがなかったため、計上しておりません。

以上で、兵頭稔議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問3、（1）について、再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

令和5年の2,200万円、それから、令和6年の8,200万円の内訳、私、ちょっといただいたんで見たいんですが。資産減耗費、資産の機械装置とか工具備品というのは、要するに2種類にはなっとんですけど、これって、耐用年数というのは、8年から20年と言われていています、水道事業のあれで。

その8年から20年の間に減価償却して、あと残るのが、要するに資産減耗費になるんですが、その金額について、8年から20年ということになってますけど、平成5年度を見ますと、奈良には、昭和56年の分が取替えになって、41年前、それ、奈良、2つあるんですけどね。機械類、計装設備と2つとも計装設備なんですが、これ40年から41年。

あと、その下で下大野が、同じような物を取り替えて、24年と21年。川上が21年、小松が20年たっとんですよ。それで2,200万円ということになってます。

この耐用年数というのは8年から20年なのに、20年で取り替えるやつがあったり、40年に、同じ機械を40年まで使って取り替えるとか、その辺の違いの説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

まず、答弁の前に、資産減耗費のことを資産消耗費と言ってしまいました。申し訳ございません。

水道課長補佐が答弁いたします。

○水道課長補佐（近藤裕昭君）

資産減耗費のことについて、まずちょっと説明をさせていただきたいと思います。

資産減耗費は、固定資産の除却費と棚卸資産の減耗費に分類されます。今回、話をされておる内容としては、固定資産の除却費のほうに当たります。

固定資産が使用できなくなった場合、例えば、燃えてしまったりとか、そういうふうに事故的になくなった場合とか、あとは、機能的に資産本来の使用に耐えなくなったときに、固定資産を廃棄し、その帳簿価格を除かねばならないことになっております。このことを除却といいます。

先ほど議員さん言われたように、減価償却をずっとしていくんですけど、その年数については、地方公営企業法の施行規則第14条及び第15条に、水道のそういう構造物とか機械とかの年数がいろいろあって、同じ機械でも早くいけなくなりそうなやつは短いし、長く使えるやつは長い年が設定されております。

それを基に固定資産を登録して減価償却していくんですけど、最後10%、最近の制度では、5%になるまでずっと減価償却して行って、残りを除却するときに、資産減耗費として除却するとなっております。

なぜ、古い機械と新しい機械があるかといいますと、今の現状の水道課のそういう機械につきましては、壊れるまで、使えるだけ使って、今回やり替えておりますので、例えば、20年の耐用年数の物でも、30年間使えたら、それを修理しながら使ったりとかしておるので、そういう年数が違うようになっております。

それを今回、大規模に改修して落としたということで、今回、資産減耗費を計上させていただきます。

○5番（兵頭 稔君）

ということは、機械は、40年は使えるのを20年で取り替えたという解釈してもよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長補佐が答弁いたします。

○水道課長補佐（近藤裕昭君）

今回、減価償却したのものに関しては、もう全て耐用年数を超えて、残りの最後10%とか、そういう価格になるまでやっているの、逆に20年の耐用年数のやつを30年とか40年使っているというものです。

○5番（兵頭 稔君）

課長補佐が言われるのは、耐用年数というのは、その機械が使えるか使えないかじゃなくて、減価償却するのが、要するに20年なんですよ。20年超えて、幾ら使うかというのは耐久年数なんですよ。だから、40年使えた機械があるのに、20年でやり替えたかというのを聞きたいんですよ。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長補佐が答弁いたします。

○水道課長補佐（近藤裕昭君）

水道事業なんで、本当にもう壊れて断水とかそういうことになったらいけないので、使えるうちは使うということで使っております。基本的には耐用年数以上使っております。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

6年度に、これ取り替えた分についても、一番最高を使ったのは49年使ったんですよ。実際、一番使ってないのは16年。ほとんど計算すると、さっき言われたように、耐用年数20年を超えた物がほとんどなんですけど、物によったら、もう20年もたってないのに交換したりとかね。8年から20年で償却するようになってますから、それはいいんですけどね。

その辺やっぱりきちっとした、この機械は何年使えるよというのは分かると思うんで、今回、5年度なんか5億1,000万、全部そのときに機械装置を替えたので、これだけ全部、減価償却できたと思うんですよ。

平成6年度もそういったことで、何億も使って全部、機械を替えてますから、この8,800万の減価償却ではなしにし、消耗品が出たというのは分かるんですけど。その辺やっぱり一遍に替えないで、この機械はもう駄目よという感じで、少しずつでも替えてもらったほうがいいんじゃないかなと思いますので、その辺でよろしく願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁はいいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、兵頭議員、質問3、（2）について、再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

先ほど、（2）の分については、多分、法令上、資産減耗費は発生しないと思います。

これ、要するに、構造物とかいうのは水道管に入るんですよね。水道管というのは、要するに、耐用年数というのは一応60年、最高は60年まであるんですけど、前の課長の説明では、大体30年ということに言われてましたけど、多分、50、60年の物も耐用年数はあると思うんです。

60年の耐用年数でも、鬼北町は40年で大体決めているというこの前の説明だったので、40年で全部対応すると思うんです。減価償却を通じて、そのときに、水道管、構造物については、もう減耗費はないんでゼロになるんですよ。

だから、30年ぐらいで今、取り替えているということなので、まだ減価償却が完全に終わってないのを取り替えているんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

今のは2点目の質問でしょうか。

1番目の質問に返っていらっしゃいませんか。

○5番（兵頭 稔君）

2番。

○町長（兵頭誠亀君）

2番目なんですか。

水道課長補佐が答弁いたします。

○水道課長補佐（近藤裕昭君）

今ほどの質問にお答えします。

建物と構造物について、資産減耗費が発生しないのではないかという質問なんですけど、まず、建物は、例えば、計装室とか建物ですね、コンクリート造りの建物、そういう物なので、例えば、そういう水道施設を大規模にやり替えるというときに除却が発生いたします。

ここ数年というか、基本的に、そういう施設は使えるだけ使うということで、まだそういうふうな取壊しとか建て替えとかいうことをしておりませんので、除却が発生していないという状況です。

あと、構築物、管路等なんですけど、除却自体は、本来は発生するんですけど、例えば、管路をやり替えたりとかした場合、埋め殺し、いわゆる、埋め殺しで置いた部分に関しても、用途が使えなくなるので除却するということになります。

その際、本来であれば除却費が発生するんですけど、今、工事してますけど、ある程度まとまって、昔の台帳と対応させて除却をするんで、このときは、まだ除却はなかったということになります。

以前も、うちの水道課長が答弁したと思うんですけど、今、管をやり替えているのは40年以上たった、減価償却が済んだ管をやり替えているということになりますので、減価償却は終わっています。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

でも、条例によると、資産減耗費は発生しないとなっているんじゃないかなと思うんですけど。だから、今、実際に埋め戻して置いてるやつには、もう資産価値はないという考え方で私はおったんですけど、違いますか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長補佐が答弁いたします。

○水道課長補佐（近藤裕昭君）

有形固定資産と無形固定資産というものがあまして、有形固定資産は、実際に物があるものです。無形固定資産については、例えば、パソコンの処理するソフトとかそういう形のない物なんですけど、無形固定資産については、100%減価償却できます。有形固定資産については、今の制度では、5%まで減価償却をするようになっておりますので、昔の管についても減価償却で最後の残存価格というのは残るようになっております。

○5番（兵頭 稔君）

先ほど全部、耐用年数が過ぎてから交換されていると言われましたけど、40年たってないのも交換されているような気がするんですよ。その40年たってないやつを、耐用年数がたってないのを交換したときの減価償却の仕方ってどういうふうになっているか、教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長補佐が答弁いたします。

○水道課長補佐（近藤裕昭君）

減価償却の制度的な話なんですけど、例えば、40年で減価償却をします。残存価格10%であれば、90%の減価償却、物の価値があるんですけど、それを耐用年数の40年で割って、1年当たりの減価償却額を出して、それを減価償却にします。

○5番（兵頭 稔君）

私が質問したのは、要するに40年の減価償却は分かっただけですよ。1年間何ぼというのは。それを30年で交換した場合、30年分しか減価償却してないんで、あと10年分が減価償却費というのは残っと思うんですよ。それを交換した場合、その年に残った分が一括して減価償却するのかを教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長補佐が答弁いたします。

○水道課長補佐（近藤裕昭君）

その残った分に関しては、除却するほうに入ります。減価償却が途中で、例えば、60%しか終わってないとした場合は、残りの分については除却費で処理するようになっております。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

表をずっと2年度から見てるんですけど、そんなのがあったという記憶はないんですが。またちょっと、再度、勉強して、この次に、また質問させていただきます。

終わります。

○議長（芝 照雄君）

以上で、兵頭稔議員の一般質問を終わります。

次に、4番、今城喜久生議員の一般質問を、一問一答方式で行います。

今城議員は質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

今城議員、質問1について、質問を行ってください。

○4番（今城喜久生君）

4番、今城です。よろしくお願いいたします。

それでは、文化財の保守管理について質問をいたします。

質問内容は、井谷家に係る文化財の登録は、給水隧道、それから南面石垣、住宅石垣、土塀・住宅主屋・蔵と5件文化財に登録されておるようです。2012年に有形

文化財として登録されたと記録があります。ということは、それまでに何らかの形で登録を受けるための手入れとか、清掃、補修、そんなもんがあったんじゃないかなと思います。

ところが先日、当文化財を見に行ったときに、特に主屋の雨漏りがひどく、相当に建物が傷んでいるように感じました。これは修復できるんであろうかと思うぐらいです。建て直すのであれば、文化財ではなくなるんじゃないかなと私は考えております。

何でここまで文化財が傷んだのかという経緯を聞きたいと思います。

それで、町としての役割、それから、地域の役割、所有者の役割みたいなことがあるのであれば教えていただきたく、よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、今城喜久生議員の1番目の文化財の保守管理についての御質問にお答えいたします。

井谷家住宅につきましては、旧日吉村時代の「明星ヶ丘義民の里」構想に始まり、井谷正命氏・正吉氏の思想を象徴する歴史資料として、その建物を守り、後世に伝えていくため、長年にわたり所有者と取得交渉を重ねてきた経緯があります。

平成22年度の文化財見直し作業の中で候補として挙がり、平成24年8月に国登録有形文化財となりました。その後、平成27年度に譲渡の申出を受け、協議の上、平成29年度に、町が土地・建物を取得いたしました。

取得した時点で既に老朽化が進んでおり、主屋や蔵の本格的な保存改修が必要であることは明らかでございました。そのため、令和元年度に、井谷家住宅保存活用検討委員会を設置し、県の補助金を得て、現状把握と基本設計に着手し、国・県と協議を行いながら、保存活用計画策定事業を進めました。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、調査活動の中断を余儀なくされるなど遅れが生じましたが、令和4年度より検討を再開し、大学との連携やシンポジウム等を通じて地域の御意見を伺い、令和5年度に、井谷家住宅保存活用計画を策定したところです。

現在、この計画に基づいて改修工事に向けた井谷家住宅保存改修工事実施設計委託業務を進めております。

一方で、現状の大きな課題として、井谷家住宅は、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に該当しており、この指定解除がなされなければ、住宅の保存改修工

事を行うことができません。

そのため、現在、後背斜面調査解析設計業務において、県とも協議を重ねながら、対策工法など解除に向けた具体的な検討を進めております。

建物の劣化につきましては、屋根の応急的なシート張りなど最低限の処置は行ってきたところですが、抜本的な対策は現在進めている保存改修工事によらざるを得ないのが実情です。

ただし、今年度は、周囲の安全確保のため、井谷家住宅保存整備工事を実施して、国登録有形文化財である南面石垣等の修繕を行う予定としております。

御指摘のとおり、文化財の保守管理は対症療法的な補修だけでは根本的な解決にならず、建造物全体を見据えた保存改修が必要となります。そのためには、財源の確保、専門的体制、長期的な計画が不可欠であり、一つ一つ課題を解決しながら進捗に向けて取り組んでまいります。

また、設計等の完了後には、日吉地区の住民の皆さんを対象に、今後の整備に関する詳細を御説明し、御意見を伺いたいと考えております。

町といたしましては、文化財保護法に基づき、地域の誇りである貴重な財産を所有者の皆様適切に保存していただき、未来へ継承する責務を負っております。特に、井谷家住宅のように、町が所有者となった文化財につきましては、保存・活用の主体として、より責任感を持ち、計画的かつ積極的な取組が求められるものと強く認識しております。御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、今城喜久生議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

#### ○4番（今城喜久生君）

井谷家に関する過去の実情は理解できます。でも、こういうことが起こらないように、やっぱし、せんといかんと思うんですよね。傷めば痛むほどお金、修復とか管理にお金がかかるようになります。どうぞ、よろしくお願ひしたいなと思います。

今は文化財って鬼北町に、調べる限りでは、私もUターン組ですから、あんまり鬼北町の内情はあんまり分かってないんで、ちょっとピンとがずれるかも分かりませんが質問いたします。

まず、重要文化財として、善光寺薬師堂が三島にあります。それから、鬼北庁舎、明星草庵、等妙寺旧境内の空間、今、掘っているところですね。それから、等妙寺法衣一式、等妙寺鐘楼、等妙寺山門、等妙寺藏と、宮殿と書きますけど、これ、何て読むんですかね。等妙寺附厨子、それから、近永代官所跡、愛治の川原淵組清水村絵図、読み方は分かりませんが、絹本著色、あと、ちよめちよめありまして、二童子像、それ

から、大師像、釈迦十六善神像図、井谷家の施設が5つと、計20個あります。もつとあるんですかね。よろしくお願いします。

登録されている文化財の種類ですね。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

すみません。数を答えたらいいんですか。一応、今言われたのを列挙していったらいいんですか。

○4番（今城喜久生君）

今、言ったことが合っているかどうか。

○教育長（行定洋嗣君）

合っているかどうかですか。

分かりました。

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

今ほどの御質問の件でございますが、挙げていただいたもの、1つずつ確認することが今、難しいので数を答えさせていただけたらと考えております。

国指定の文化財が3つございまして、国の登録文化財が7つ、県の指定文化財が5つ、町指定の文化財が61で、合わせて76というのが、現在、文化財の数となっております。

以上です。

○4番（今城喜久生君）

分かりました。

先ほどちょっと言いかけたんですけども、この文化財の管理は、町と、その持ち主、それから、地域、どんな役割分担がなされているんでしょうか、教えてください。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、文化財の管理についてですけれども、文化財保護法第4条第2項には、文化財の所有者、その他の関係者は、文化財が国民的財産であることを自覚し、公共のために大切に保存するとともに、できるだけ公開するなど、その文化的活用を努めなければならないと規定されております。

このことから、指定文化財の管理につきましては、基本的には、所有者、または管理団体が負うものとなっておりますが、一方、行政は、指導・助言や財政的支援を行い、地域社会と連携しながら、文化財を次世代へ適切に継承していく責務を負っております。

町といたしましては、教育委員会に文化財専門の学芸員がおりますので、何か御相談事をごございましたら、所有者の皆様と丁寧に協議をさせていただきます。保守管理に関する各種手続や事業の支援に取り組んでまいりますので、その点、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、よろしいですか。

○4番（今城喜久生君）

実はですね、我が地域の高鴨神社がありますけども、この神社の元は1514年、室町後期に一宮大明神を祭るお宮として造られました。千道安が法華経を写して、これを収めた筒、これも鬼北町の有形文化財になっておるようです。

この筒と高鴨神社の歴史を書いてある幣本という本があるらしいんですけど、それは今、弓滝神社に移されているようでございます。その品物は、私たちは見たことがありません。

よそにあります物をこっちから見せてくれというのも、なかなか問題なので。本当は、行政のほうから、これらの品物に対して、先ほど言いましたように、百何件ほどありますよね。その物に対して、点検とか確認したという記録ってあるんですかね。お答えください。

○教育長（行定洋嗣君）

まず、前段でおっしゃられました高鴨神社の一宮大明神経筒と幣本に関してのことについて、私のほうからお答えさせていただきますが。

高鴨神社は、かつては宮司がおりまして、丁寧に管理をしておりましたが、ある時期、宮司がいなくなりまして、その後、大本神社の宮司が高鴨神社を祭ってくださるようになりまして、経筒については、無人のところに置くのもどうかということがきつとあったんだろうと思いますが、大本神社のほうで、その経筒は大切に保管していただいております。

その後、大本神社に置くのもどうかというようなこともあって、現在、鬼北町教育委員会で丁寧に保管、大切に保管させていただいております。

高鴨神社の歴史を書いた幣本につきましては、その写しの原本が弓滝神社のほうに残っておりますけれども、その写しの写しを鬼北町教育委員会は保管しております、それについても確認しているところでございます。

高鴨神社を管理していらっしゃる氏子総代、または、氏子総代長の方が、それを確認したいというふうに申し出ていただくんなら、それをお見せすることは可能であります。

このことは現在、高鴨神社を管理しておられる大本神社の宮司のほうにも確認しまして、それを見せることは差し支えないということ、御返事をいただいているところであります。

長くなりますけど、そもそも経筒とかがあった場合、本殿の奥殿に保管されております物ですよ。奥殿は、氏子総代長であっても開けることができないことになっておって、本来、氏子総代長は、そこにあったとしても見ることはできない物なんですけれども、そこが見ていいものかどうかというのは、宮司の大本神社の宮司さんのほうに確認して、了解をいただいているところでございます。

もう一つ、何でしたっけ。それでよろしいですか。よろしいですか。

○4番（今城喜久生君）

取りあえず、今までの話をずっと取りまとめてみますと、文化財に指定するのは、行政のほうやと。そして、守るのは、その地域の者、例えば、使っている所有者のほうというイメージなんですけども、それでいいですか。間違いないですか。

○教育長（行定洋嗣君）

話の続きになりますので、一宮大明神経筒のお話で例を挙げますけれども、仮に、高鴨神社に現在、宮司がいたとすれば、その宮司がその経筒は大切に守るべき責任があるだろうというふうに思っております。

あるいは、氏子総代会が守るべきものであろうというふうにも思っておりますが、高鴨神社の場合、その宮司が不在になりましたので、教育委員会で保管している。代理として保管させていただいているということになります。よろしいでしょうか。

○4番（今城喜久生君）

高鴨神社のことだけでなく、全体的なこの文化財のことを言ったつもりなんですけど。

これって行政のほうで、少なくとも1年に一遍ぐらいは点検してもらって、ほんで、もちろん、集落のほうも、持ち主も点検してもらうのは当たり前のことなんですけど、やっぱり行政も一緒になっても守っていくというふうにしてもらわんと、とてもじゃ

ないが守れなくなるんじゃないかなと、こういうふうに思っていますので。

せっかくの文化財です。それから、先祖代々つながってきた物です。宝の持ち腐れにはならないように、やっぱり、見せるとか、そういった機会もつくってもらえたらうれしいかなと、このように思っている次第です。それに対して、すみません。よろしくをお願いします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、今ほどの御質問に関しましてですが、また、文化財保護委員会でもその辺りの件につきましては御協議させていただきまして、また、今後、保存・活用に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、了承ですか。

○4番（今城喜久生君）

よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については終了します。

今城議員、質問2について、質問を行ってください。

○4番（今城喜久生君）

B e - I N Nがオープンしてから3年が経過したようです。当オフィスの利用率、それから、収支の状況について、教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、今城喜久生議員の2番目のサテライトオフィスB e - I N Nの運営状況について御質問にお答えいたします。

当施設につきましては、長期滞在により、地方での仕事を可能とする宿泊機能を備えた施設となっており、分散型オフィスとしての活用やワーケーション、二拠点居住など、多様な働き方を受け入れる拠点施設として、交流人口や関係人口の創出を目的に、令和4年5月にオープンしたところであります。

御質問の当オフィスの利用率、収支の状況につきましては、運用開始から令和6年度までの3年間における利用件数は12件、短いもので1週間から1か月、長いのは1年、平均すると約半年以上となります。施設利用料としての収入は130万円、また、光熱水費や建物借上げ料など支出における経常経費は390万円となっております。

また、令和7年度における収支見込みにつきましては、利用件数が4件、施設利用料としての収入を110万円、光熱水費や建物借入れ料など、支出における経常経費を120万円と見込んでいるほか、現在、契約いただいている3事業者、また、今年度、新たに契約を希望する1事業者の計4事業者により、来年度、1年間の継続契約を希望する旨お聞きをしているところです。御理解いただけますようお願いいたします。

以上で、今城議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、再質問ありますか。

○4番（今城喜久生君）

サテライトオフィスの施設の状況なんですけども、シェアスペースが2つ、それから、2階の宿泊施設が3つということですね。シェアスペースと個室利用者、そういった定期利用者が使えるのも、同じシェアスペースのはずですので、取りあえず、全部動かして、大体年間で270万円ぐらいと売上げは想定しました。

去年のサテライトオフィス使用料は363万円ぐらいと決算書の中にあっただんですけども、これは違くないですかね。

○議長（芝 照雄君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど施設利用料に対して確認をとというような御質問だったと思いますが、Be-I NNと、あと、町なかにあります、warmthという宿泊施設を備えたワーケーション施設がございますが、費目としては同じところに収入として受け込まれておりますので、両方合わせた金額として、多分300万を超える金額が収入として受け入れられているんじゃないかと思っております。

以上です。

○4番（今城喜久生君）

分かりました。2つのオフィスを含めて363万円、理解いたしました。

支出のほうなんですけども、サテライト運營業務委託料、愛結びという業者の話と  
思いますが、23万4,000円、去年の実績です。ワーケーションの委託、出費で  
すね。出費が、委託料として543万円、ワーケーションウェブサイトとかの委託料、  
保守委託料27万円、ワーケーション誘致事業等で7万円、合わせて601万円の出  
費があったようなんですが、それと差し引きすれば、ざくっと240万ほど持ち出し  
という計算になりますけど、これは合っていますかね。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど詳細な金額の内容について間違いはないかというような御質問でございますが、  
御通告いただいておりますので、そこまでの詳細な金額等については、現在、資料  
を持ち合わせておりません。

ただ、今ほど御説明にございましたワーケーション誘致事業であったり、関連する  
事業につきましては、Be-INNに対する事業だけではなくて、町内にワーケーシ  
ョン事業を引き込む事業費として広く計上されているところでございます。

冒頭、町長の活動報告にもございましたとおり、今年度、ワーケーション誘致イベ  
ントとして東京で開催したところ、約6,000人程度が来ていただいたということ  
で、そういった事業に係る事業費等も含まれているということになります。

以上でございます。

○4番（今城喜久生君）

今、申しましたように、2つ合わせての話になるかと思えますけども、サテライ  
トオフィス、にぎわいで363万、それから、今年の予定が507万で、プラス、多  
分、電気代、水道費、施設維持管理費、それから、補助金とかも入っているんでし  
ょうけど、そこら辺を含めて390万ぐらいかなと、こういうふうに見込んでおります。

いずれ大きな掃き出しの状態ではあるかなと思うんですけども、これは町の計算ど  
おりの数字でしょうか。どうぞ。

○町長（兵頭誠亀君）

基本的に、サテライトオフィスBe-INNに入ってこられるような部分、状況を  
つくりたいということで、議会のほうに提案をさせていただきました。これは、収支  
が重なるというようなものではないと私は思っております。

あくまでも、今現在、全国でやっております人口交流、県内外の交流というのものも  
促進する、また新しい事業というものも鬼北町に呼び込みたいとか、あらゆる面で、

企業さんが鬼北町に来て、泊まることもない。長期に仕事をするところがない。その辺りで、町なかのほうに5Gのエリアをつくって、そこで、インターネット等が容易に使える状況をつくり出したと、そういうようなところの発想でございます。

収支が合わないというところについては、そこについては関係性はないと私は考えております。

以上です。

○4番（今城喜久生君）

収支は確かに求め過ぎてもいかんと思いますけども、外れ過ぎてもいかんと思いますけど。これは、ちと外れ過ぎじゃないかなと、私は普通に考えますけど。これが正と言われるんだったら正でしょう。

取りあえず、言われるように、ここへ来てもらう、この利用率が今あんまり高くないなと思ったんですけども、そうでもないですかね。これ、今、毎日というのは、1週間そのまま宿泊するとして、1年間でざくっと計算したら、私が270万でしたから、70%ぐらい埋まっているんじゃないかなという想定はするんですけど、どのぐらいの利用率になっているんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

利用率についてお尋ねと思いますが、例えば、令和6年度につきましては、今城議員も御承知のとおり、宿泊する部屋については2階に3部屋ございます。そちらも全て、12か月通しての御利用があるということで、そこに宿泊等をして、シェアスペースも御利用をいただく。なので、利用があったかないかを利用率として説明させていただくと、100%に近いというような形になろうかと思います。

今年度につきましても、1年を通してサテライトオフィスの契約をいただいているところがございますので、実際に滞在をされているかどうかは別にして、365日の契約を打っていただいているという部分で、利用率を弾くと100%に近いというような形じゃないかと思います。

以上です。

○4番（今城喜久生君）

了解いたしました。

それから、一つだけ気になるのはメンテナンス、グループでしょうけども、愛結びという名前が7年度の予算のほうには見えなかったんですけども、メンテナンスとい

うか、維持管理というか、掃除、そういったものも含めての話なんですけども、これも委託ですよ。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

B e - I N Nにつきましては、職員等の対応で掃除等もさせていただいております。委託業務により清掃管理をしているということはございません。

なお、常時使われている事業者様につきましては、自己管理において、清掃活動等はさせていただくということで呼びかけております。そういった形で、なるべく経費を抑えていくという形で利用に努めているところでございます。

以上です。

○4番（今城喜久生君）

ありがとうございました。大体分かりました。

100%近い利用率ということで安心しました。もともと、元手がかかっている施設ですし、大事に使ってってもらいたいと思います。

一番心配するのは、あそこは、よそのおうちみたいに、もう勝手に入っていくことができないところです。外からずっと眺めてしか通れないような状態ですので、行政のほうでしっかりよく見てもらいまして、進めてもらいますようによろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

これで、今城喜久生議員の質問を終わります。

次に、6番、中山定則議員の一般質問を、一問一答方式で行います。

中山議員は質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1について、質問を行ってください。

○6番（中山定則君）

議席番号6番、中山定則です。さきの通告のとおり、一般質問を行います。

現在、第三次鬼北町長期総合計画について策定中ではありますが、次のことについて問います。

（1）第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画中、施策方針の主な成果指標で達成できなかった次の項目について、第三次鬼北町長期総合計画前期基本計画の成果指標

項目とする考えはないかということ。

①として、鬼北町広見B&G海洋センターの温水化、クラブハウス（合宿施設）の整備。

②として、ポケットパークの整備。

（2）第三次鬼北町長期総合計画の前期基本計画に次の成果指標を設ける考えはないか。

近永アルコール工場跡地未利用地の活用として、世代を超えた交流を促進し、地域住民の居場所となる次の機能を備えた生涯学習拠点施設の整備。

①として、講演会、コンサート、発表会等ができるホール。

②町民が自由に使えるフリースペース。

③一般図書、児童図書、地域資料コーナーを配置した図書館。

④子育て世代を支援するフロア。

⑤全天候型の公園。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の1番目の第三次鬼北町長期総合計画についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の施策方針の主な成果指標で達成できなかった次の項目について、第三次鬼北町長期総合計画前期基本計画の成果指標項目とする考えはないかとの御質問であります。鬼北町広見B&G海洋センターの温水化の整備につきましては、令和6年第4回鬼北町議会定例会において、鬼北町B&G海洋センターについての御質問をいただいたところですが、その際にも答弁いたしましたとおり、鬼北町B&G海洋センターの温水化は、森林資源活用による脱炭素への取組の一つとして、木質バイオマス発電で発生する余剰熱を活用して温水化を行い、また、クラブハウスにつきましては、その附帯施設として、計画として持っておりますが、事業の進捗状況、順序から、具現化する状況ではないという段階でございます。

そして、第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画で達成できなかった計画でございますので、現在、第三次鬼北町長期総合計画前期基本計画の成果指標項目とすることを検討しております。

また、ポケットパークの整備につきましても、現在、策定を進めております都市計

画マスタープランにおいて、計画を記載する予定としているところではありますが、また、整備箇所や規模等につきましては、現在のところ未定ではありますが、第三次鬼北町長期総合計画前期基本計画の成果指標項目とすることを検討しております。

次に、2点目の第三次鬼北町長期総合計画の前期基本計画に、近永アルコール工場跡地未利用地の活用として、講演会、コンサート、発表会等ができるホールのほか、世代を超えた交流を促進し、地域住民の居場所となる機能を備えた生涯学習拠点施設の整備を成果指標に設ける考えはないかとの御質問ではありますが、中山議員も御承知のとおり、近永アルコール工場跡地未利用地の活用につきましては、第二次鬼北町長期総合計画における推進施策として、その活用策を継続的に検討する旨、成果指標及び目標に掲げ、取り組んできたところです。

これまで土地活用事業や総合施設運営を専門とする民間企業、また、総合商社や金融機関のほか、様々な企業や事業体からのアドバイス、具体的な御提案等をいただく中、その活用案については、担当課、関係課で検討を進めてまいりましたが、お示しできる活用計画案等についてはいまだ定まっておらず、現在策定中の第三次鬼北町長期総合計画においても、引き続き、工場跡地未利用地の活用を推進施策と予定するところです。

また、具体的な活用計画を示す整備計画の策定を成果指標とし、前期計画期間での計画策定を目指し、取り組んでまいりたいと考えているところです。

中山議員御質問の具体的な機能を備えた生涯学習拠点施設の整備につきましては、令和5年第3回鬼北町議会定例会においても同様の御質問をいただいておりますが、次期計画における前期計画内において、町財政や地域の実情、社会情勢や時代背景等を踏まえた上で、施設整備や運営の在り方、具体的な活用策など、改めて整備計画案の策定に着手するかどうかを含めて、都度、全員協議会等を通じて御意見を頂戴し、計画案の策定に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

1番については、確認なんですけど、成果指標とするということでもいいんですかね。再確認ですが。

○議長（芝 照雄君）

答弁できますか。

○町長（兵頭誠亀君）

答弁しましたとおり、現在、第三次鬼北町長期総合計画前期基本計画の成果指標項目とすることを検討しております。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○6番（中山定則君）

すみません。私の勘違い。するということじゃなく、検討しているということだそうですが、答弁にあったことで、現在、森林資源地域環境型産業創出事業ということで説明を受けたわけなんです、そこで木質バイオマス発電も考えられているということで、余剰熱等も発生するようなことで、BGの温水化に向けての展望ができるんじゃないかと思うんですが。

成果指標の項目で、今回、もう10年前から載せていて、できなかったわけなんです、やはり今回も載せる。検討ではなくて、もうこの来年の4月からの計画なんです、この時点で検討ということは、ちょっとどういうことかなと思いましたので。実施に向けての検討をお願いしたいと思います。

ポケットパークについても検討なんです、これの令和5年9月の定例会答弁では、鬼北町立地適正化計画の策定が予定されているということで、財政的な面も補助金も受けられるということ等も考え合わせて検討するということでしたが、ここも、BGの温水化と同じなんです、実施に向けての検討で進めていただけたらと思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、(2)について、質問を行ってください。

○6番（中山定則君）

2番について、これも答弁にもありましたが、私、令和5年9月の定例会で、生涯学習支援施設の建設の質問をいたしました。今の答弁のような形だったわけなんです、第三次の基本計画策定に向けて、各種団体、関係団体というか、文化協会とのヒアリングも実施されたと思います。そういう団体からの要望はなかったのかどうか。

それと、令和5年9月の町長の答弁の中で、パフィオうわじまのようなホールと図書館については、現在のところ整備する考えはございませんが、子供や大人が時間を過ごせる図書スペースや交流スペース、雨天でも子供たちが遊べる施設を整備できればと考えておりますという答弁がありました。

ということで、ぜひとも、まだ三次計画の説明もあったんですが、案的にも、全然この今回の全員協議会の説明では示されておられませんので、再度、御検討いただいたらと思います。お考えを再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

長期総合計画の策定については、町のあるべき姿、こういうふうにしたいというものをいろんな関係機関の方々、住民の方々の意見を伺ってつくってきたものと考えております。ただ、その時々々の財政状況により、また緊急度、重要性等により、事業ができなかった部分がございます。

今日の午前中の答弁にもありましたように、10年前、20年前には予想もつかなかった経費の増嵩というものもありますし、これまで行ってきた一部、箱物というふうな言い方をされてましたけども、そういうようなものの管理経費等も必要でありますので、そこらを踏まえて、再度検討してまいらなければならないなど。

重要性、また、人の命を守るということと、あと、心を豊かにするというものをどう図っていくかということが最大の課題になってこようかなというふうに現在は思っております。

以上です。

○6番（中山定則君）

検討いただけるということなんですが、前の再質問で言いましたが、図書館については、町民の方でも、宇和島市の図書館、あるいは梶原町の図書館に通われる方もいると聞いております。

それと、何より人生100年の時代になっておりますし、地域住民の居場所となる施設であるということの観点からも、こういう生涯学習の拠点施設を整備いただいたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りますか。

○6番（中山定則君）

答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

それなら、（2）。

○6番（中山定則君）

質問2に移ります。

鬼北総合公園について。

鬼北総合公園は、スポーツ・レクリエーション及び自然と触れ合う憩いの場として整備されました。今後も、多くの町民が利用できる施設として適正な維持管理が必要であります。

次のことについて問います。

(1) 鬼北総合公園体育館アリーナに不点灯照明器具、これは、アリーナの中央部の3連施設が16あると思うんですが、そのうち、現在ついていないのは、中央部の4灯しかついておりませんので、かなり、その分、暗く感じますということです。

続いて、トレーニング室の老朽化により使用できない器具があります。施設内の備品器具の計画的なメンテナンスを行う考えはないか。

(2) 鬼北町ホームページの鬼北総合公園の施設紹介では、グラウンドゴルフ場は現在使用を中止していますとなっています。いつ使用できるようになるのか。また、なぜ、リフレッシュ広場が施設紹介に載っていないのか、質問します。

(3) 令和6年度、鬼北総合公園施設長寿命化計画策定業務を委託されましたが、今後の長寿命化計画の概要について公表されていないようなので、お伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、中山定則議員の2番目の鬼北総合公園についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の施設内の備品・器具の計画的なメンテナンスを行う考えはないかとの御質問についてお答えいたします。

鬼北総合公園の維持管理につきましては、現在、指定管理者である鬼北町スポーツ協会と連携して行っており、協会の職員が日常的な点検や清掃、軽微な修繕等を行うことで、日頃から施設の状態把握に努めております。

また、教育課の職員も当施設内に常駐しておりますので、日常点検等により修繕の必要が生じた場合には、即座に現場を確認し、町と指定管理者のどちらで費用負担や修繕対応を行うかを協議の上、迅速に対応を進めております。

御質問にありました施設内の備品・器具の計画的なメンテナンスにつきましては、特に安全性が求められる体育館内のトレーニング機器について、年1回、専門業者による定期点検を実施しております。

この保守点検の結果、異常や不具合が認められた場合には、速やかに見積書を徴収し、予算の状況を勘案しながら、部品交換や修繕等の調整を行っているところです。

その他の設備につきましても、指定管理者が常時、目視等による点検を行っており、故障が生じた場合でも、軽微なものであれば、すぐに対応いただいております。

今後につきましても、引き続き、指定管理者と密に連携を図り、定期点検及び日常点検を徹底することで、施設の長寿命化と利用者の皆様の安全確保に努めてまいります。

次に、2点目のグラウンドゴルフ場の再開時期及びリフレッシュ広場のホームページへの掲載についてお答えいたします。

まず、グラウンドゴルフ場の再開時期についてですが、現在、鬼北総合公園内全体において、経年劣化等により大小様々な修繕を要する箇所が存在しているのが実情です。限られた予算を有効に活用するため、現在は、利用者の頻度が高い施設や、破損等により危険が予測される緊急性の高い修繕を最優先に対応している状況でございます。そのため、グラウンドゴルフ場の再開時期につきましては、現時点では未定となっております。

次に、リフレッシュ広場のホームページへの掲載についてですが、これは、ホームページ作成時の記載漏れによるものでございました。

当該ページを作成した際に、体育館などのスポーツ施設を中心に情報の掲載作業を行ったため、リフレッシュ広場に関する記載が漏れてしまったものと思われまます。この点につきましては、利用者の皆様に御不便をおかけいたしました。

現在は、ホームページの更新作業を行い、リフレッシュ広場についても写真などが閲覧可能な状態となっております。

最後に、3点目の今後の長寿命化計画の概要についての御質問にお答えいたします。

まず、今年度につきましては、鬼北総合公園多目的広場夜間照明改修工事を実施しており、多目的広場の夜間照明をLED化することで、長寿命化と省エネルギー化を図っております。

来年度以降の計画につきましては、施設の老朽化対策として、体育館の屋根など外構部分の修繕をはじめ、アリーナ内のバスケットゴールの更新、リフレッシュ広場の遊具の更新、さらには、園内照明設備の更新、体育館アリーナ照明の修繕等を検討課題として挙げております。

これらの実施に当たりましては、多額の費用が見込まれることから、国などの補助金や交付金を最大限に活用すること、及び、町の財政状況を十分に勘案した上で、事業実施の優先順位や時期について適切に判断してまいりたいと考えております。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、中山定則議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（1）について、再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

（1）のほうで、体育館アリーナ内の点灯照明はいつ直るのか。それと、トレーニング室については、日常点検等、1年に一度、専門業者による点検を行っているということでの答弁だったと思うんですが、では、今年度について、専門業者の点検にかかった費用と、そのときの指摘状況等の説明をお願いいたします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは初めに、アリーナの照明施設についての修繕時期に関する御質問ですが、この修繕に関しましては、どうしても足場を組んで照明を修繕する必要があるがございまして、どうしてもアリーナの使用を長期間止める必要が生じるということが分かっております。

その関係から、ほかに代替の手段がないのかどうか含めて、現在、検討しておるところでございまして、現時点では、いつ修復ができるということは、ちょっとお答えできない状況でございます。

もう1点、トレーニング施設の点検の費用とその状況につきましてですが、トレーニング施設の点検につきましては、指定管理者のスポーツ協会のほうが委託料の中から支出しておりますので、町として支出はなく、直接の支出ではございませんので、金額については把握しておりません。

なお、今年度の指摘は特になかったと伺っておりまして、現在、トレーニング室で故障している機器は1台ではございますが、使用頻度の低いものであるもので、こちらに関しては修繕しないということをお伺いしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

最後のところで、修繕しないということであれば、体育協会のほうが指定管理者なんですが、あのスペース結構あるので、撤去するなり、処分するなりの方法は考えられるのですか。その辺、検討いただいたらと思います。

それで、2番のほう。

○議長（芝 照雄君）

答弁はよろしいですか。

○6番（中山定則君）

答弁できるようなら、答弁してください。

○教育長（行定洋嗣君）

誤解があるといけないので、ちょっと言わせていただくんですけど。

トレーニング室で使えない器具、廃棄予定にしている器具というのは、トレーニング室内中央部にある機器ではございません。

中央部分にある機器は、ガムテープで腕を置くところとか体が当たる部分を補修しているものもありますが、使用ができない状況ではございません。使用ができます。定期点検でも、機器自体に問題はございません。

使用できない機器というのは、トレーニング室の隅っこのほうに置いてある、ステッパーというんですけど、足踏みをする器具がございますけれども、幅でいうと30センチぐらいの幅の物で、トレーニングする皆さんに御不便をおかけするとかいうものでもございませんし、そもそも使用頻度が高い器具でもないということで。

聞かれた皆さんが、誤解があったらいけないので、ちょっと説明だけさせていただきます。失礼しました。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問2、（2）について、再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

グラウンドゴルフ場のことなんですが、使用開始は未定ということであったんですが、まず、いつからグラウンドゴルフ場が使用できなくなったのか。最近、見に行きたんですが、ちょっと打つところといいますか、かなり荒れています。

グラウンドゴルフについては軽スポーツということで、かなり人気もあるスポーツなんですが、未定ということなんですが、かなりたっているんじゃないかということで再度、いつから使えなくなったかをお尋ねします。

○教育長（行定洋嗣君）

グラウンドゴルフ場につきましては、実は、コースの人工芝が剥がれ始めたのはかなり前、いつとははっきり言えないんですけど、かなり前になるんですけど、グラウンドゴルフというスポーツの性質上、多少、人工芝が薄くなっているところがあっても、それはそれで障害物の一つとして楽しむことができる状況でございました。

令和元年度も利用しておりますし、令和2年度、令和3年度も利用者はございますが、言うまでもありませんけれども、令和2年度はコロナ禍に入りまして、利用者自体も少ない状況ではございます。令和元年度はコロナ禍の影響がなかったんですけれども、その時期に使用した団体、年間で使用した団体は、11団体でございます。

先ほど答弁の中でも、その使用頻度の高いものから順に、限られた予算の中でという説明をさせていただいた中で、使用頻度が低いと。大変、グラウンドゴルフ愛好者の皆さんには申し訳ないんですけれども、使用頻度が低いと判断させていただいているところなんです。

今の状況を見ますと、多少、人工芝が剥がれている状況ではなく、思い切り剥がれていますので。もうコンクリートしかないようなところもございますので、その辺りは、できるだけ軽微な予算で修繕する方法はないのかということ、これから検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

通告の要旨には載せなかったんです。載ってないんですが、リフレッシュ広場の現在、使用中の大きな船の遊具なんです、あの遊具についても、使えるようにしていただきたいというのと、令和6年度の鬼北町教育委員会点検評価報告書というのを見たんですが、その中で、遊具の整備に伴い、休日に鬼北総合公園を訪れる方が増加した。休憩所を整備するなど、さらなる公園整備を図り、利用促進を図りたいという総合評価、点検評価報告書に出ておりました。

ということで、今後、いい場所で、いい施設だと思いますし、PRもしていただいて、休憩所も整備に向けて検討いただいたらと思いますので、再度、その辺についても御質問させていただきます。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、リフレッシュ広場の遊具につきましてなんですけれども、お話にございました帆船遊具につきましては、本年度の遊具点検の中で故障が判明しまして、ちょっと使用ができなくなってしまったところでございます。

こちらに関しましても、修繕等をお見積りをいただいて検討しておるところなんですけれども、高額になるというところもございまして、また、財源に関しましても、国

の補助金等が使用できないかというところも検討しておりますので、また、そちらのほうを今後、教育課のほうで検討してまいりたいと思います。

また、休憩場所等につきましても、その遊具の更新の際に、そういう日陰になるような何らかの遊具が設置できないかということを担当とも協議しておりまして、また、そちらの遊具の更新の中で、日陰らもつくれるような遊具等が設置できればよいなど現在は考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問2、（3）について。

○6番（中山定則君）

施設の長寿命化計画の策定業務については、令和6年6月19日から令和7年3月14日の履行期間で、変更は多分ないんじゃないかと思うんですが、入札で落札金額は765万ということで落札されております。

その工事概要で、今後、進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改修の更新費用の平準化を図る観点から、計画的な改修・改築・更新を行うことを目的に施設の長寿命化計画を策定するということなんですが。

先ほど、今後の計画・スケジュール等については、現在やっている多目的照明、駅広場の照明とか、8年度は体育館の屋根と言われましたが、結構な期間をかけて策定業務を委託されて、また、成果品としては、どういうものが成果品として出てきたのかについても、概要について、説明いただきたいと思います。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、鬼北総合公園の長寿命化計画の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、鬼北総合公園全体の施設に関しまして、劣化の状況を調査するものでございまして、各施設に関しまして、AからD判定までの判定をいただいたところでございます。

それに基づきまして、今後の修繕等の計画を立てていくところでございますが、こちらの計画を策定いたしましたところで、設備の更新費用につきまして、国の社会資本整備総合交付金の活用が可能となりますので、そちらの活用も検討しながら、また、今後の計画は立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

では、以上で、中山議員の一般質問を終わります。

失礼しました。

それでは、質問3について、質問を行ってください。

○6番（中山定則君）

質問3、キホカカードについて。

キホカカードについて、次のことを問います。

（1）令和5年12月1日から運転免許証を持っていない65歳以上の方を対象に、キホカカードを使って、バス・タクシーの運賃割引事業を実施していますが、計画どおり事業が進んでいるのか、次のことについて伺います。

①として、現在、65歳以上の方の何割がキホカカードを保有しているのか。

②今年度4月から11月までの月平均のバスとタクシー、それぞれの運賃割引件数と金額、タクシー割引利用回数が30回以上の方は何人おられたか。

③キホカカードを使っているバス・タクシーの運賃割引事業は、どのように周知されているか。

（2）キホカカードは、町内商工会の加盟店で利用ができ、地域通貨によるだんだんシールに代わる新たなポイント事業となっておりますが、次のことについて伺います。

①令和7年10月1日現在、チャージ・お支払い可能店22店、お支払い可能店13点ありますが、今後、増える見込みであるかどうか。

②キホカカードのこのポイント事業は、どのように周知されているか。

（3）現在、健康診断の受診に対し、キホカカードに行政ポイントが付与され、行政サービスの向上が図られています。今後、ボランティア活動、イベントへの参加など、どのような事業に行政ポイントの付与を考えているのか。また、行政ポイントの

付与に要する財源はどのように確保する考えなのか、お伺いします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の3番目のキホカカードについての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のバス・タクシーの運賃割引事業に関する御質問のうち、65歳以上の方の何割がキホカカードを保有しているかとの御質問であります。11月30日時点の65歳以上の人口は4,216人であり、うち65歳以上の方のキホカ保有者数は1,896人、65歳以上保有率は45%となっております。

次に、今年度4月から11月までの月平均のバスとタクシーそれぞれの運賃割引件数と金額、タクシーの割引利用回数が30回以上の方は何人か、また、割引事業の周知方法についての御質問であります。11月分につきましては、集計処理が今月であり、実績等が固まっておりませんので、10月までの実績等についての回答をさせていただきます。

4月から10月までにおける運賃割引事業利用者のうち、バス割引利用者は延べ2,341人、割引に係る支援金額は129万6,000円であり、4月から10月までの7か月間における月平均利用者は335人、月平均支援金額は18万5,000円、タクシー割引利用者は延べ2,255人、割引に係る支援金額は278万1,000円であり、7か月間における月平均利用者は322人、月平均支援金額は39万7,000円、タクシーの割引利用回数が30回以上の方は18人となっております。

また、運賃割引事業の周知方法につきましては、ホームページや広報等により事業周知を行っているところです。

次に、2点目のキホカの商工利用について、今後、利用加盟店舗について増える見込みがあるか、また、ポイント事業の周知方法についての御質問であります。中山議員も御承知のとおり、キホカは、電子決済システムを活用し、キホカカードやスマートフォンにより、加盟店でキャッシュレス決済による買物利用が可能な地域通貨として買物利用時のキホカポイント付与事業を含め、商工会事業として展開されているところです。

現在、町内35店舗、うち22店舗は、入金等のチャージも可能な店舗として加盟をいただいているところでありますが、加盟店の募集、キホカポイント事業について

は、商工会において、随時、商工会加盟店へのチラシ配布や商工会会報誌への掲載、商工会会員参集の場や個別での店舗訪問により、加盟店募集を含め、事業周知に取り組んでいただいているところであり、現在、キホカの利用に向け準備をいただいている店舗、今後、導入に向け検討中の店舗等もあると聞いているところです。

また、町のホームページにおいても、加盟店の募集やキホカポイント事業の周知、商工会に同行しての個別店舗訪問など、店舗拡大及び制度周知に取り組んでいるところであります。

次に、3点目の今後、ボランティア活動、イベントへの参加など、どのような事業に行政ポイントの付与を考えているか、また、行政ポイントの付与に要する財源は、どのように確保するのかとの御質問であります。今年度の各担当課における行政ポイント付与事業につきましては、町バス利用ポイントや防災士資格取得ポイント、検診ポイントやデイサービス利用ポイントなど、行政サービスの促進における町民活動等に対して、行政ポイント付与事業を展開しているところであります。現時点において、行政ポイント付与の対象とする新たなメニュー等の検討には着手しておらず、今後、来年度における当初予算編成におきまして、今年度におけるポイント実績や事業状況、各担当課における要望や提案等も聞く中、新たな行政ポイント付与の対象とする事業等の検討、あわせて、財源等の考え方についても整理してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問3、（1）について、再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

（1）のキホカカードの運転免許証を持っていない65歳以上の方の利用の件数が45%、そして、利用のほうについては、今ほど説明があったんですが、かなりの方が利用しているような数字が上がっているようなんですが。

これは当初の、もう5年、当初の計画どおりに、御質問として、進んでいるのか、その辺、数字は伺ったんですが、お伺いいたします。当初の計画ではどうなっていたのか。よろしくをお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、まず1点、補足をさせていただければと思います。

先ほどの答弁におきまして、11月30日時点の60歳以上人口は4,216人であり、うち65歳以上の方のキホカ保有者数は1,896人、65歳以上保有率は45%、そういった答弁があったと思います。

65歳以上の保有率45%というのは、免許を持っている、持っていない関係なくて65歳以上ということでございます。65歳以上の方で、免許等を持っていないくて、割引対象となっている方のキホカ保有者数は492人、保有率は12%となっております。65歳以上で免許をお持ちでなくて、割引対象とされている方は492人ということでございます。

それで、当初の計画どおりかということでございますが、予算等でも御確認をいただいていると思いますが、960万程度の割引事業に係る予算を組ませていただいているところでございます。

令和6年度につきましては、五百数十万の決算額でございましたので、もう少しの利用というのを7年度、また次年度以降も促進をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

よろしいですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

では、中山議員、質問3、（2）について、再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

キホカカード、だんだんシールに代わるということで、キホカカードを使えるようになったんですが、18歳以上の方が使えるようになったのが、2024年9月24日から使えるようになったわけなんですけど、加盟店が増える見込みかということで。

その前に、鬼北町商工会との懇談会、今月の26日、議会として行いました。そのときに私のほうで、キホカカードのことについても商工会の方に質問させていただきました。

それで、商工会の立場として、商工会はキホカカード加盟店を募集するということですが役割みたいなことを言われまして、そのときに、加盟店が増えない理由のところ、現状で加盟店が少ないという理由のことについては、今年度からは加盟店が支払う販

売時の手数料はゼロ円となりましたが、iPadとかモバイルプリンターで8万円、そのうち4分の3が町の補助ということなんですが、支払金額が後から振り込まれるので、最初に加盟店の負担になる、ここが、加盟率が増えない理由となっているというようにお話をいただきました。

それと、もう町長のほうに陳情されたかもしれないんですが、チャージに関して、町長のほうに12月に陳情されるということなんですが、クレジットカードや銀行口座と紐づけしたチャージ方法が採用できないかということをお陳情される予定のようです。

そういう部分もあって、加盟店が増えないのではないかとということです。

現在、要旨の中には載せなかったんですが、18歳以上の方で、何割の、どれぐらいキホカカードを保有しているか、分かればお答えいただけたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

後で、企画振興課長に話をしてもらいますけども、その前に、考え方として、一番最初に、このキホカカードを推進する上で、一番最先端技術というのは、今であればこのスマホの中にアプリを入れるということが一番よかったと思うんですけども、あのときには、交通弱者対策を含めるということにしておいたので、ガラケーというかね、昔の携帯を持っていらっしゃる高齢者の方に使いやすいカードに、あえてカードにしたということがあって。それから1年、2年たちますと、やはり、交通弱者と言われる免許持っていらっしゃらない方以外の普通の方においても、一般の方においても利用される方が多くなってきたということで、スマートのアプリも利用できるようになったということは御理解いただきたいなというふうに思います。

それも含めて、課長のほうから答弁をします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

3点ほど御質問をいただいたと思います。

1点目、中山議員からも御説明ございました、なかなか加盟店舗が増えない理由ということで、中山議員御指摘の内容等につきましては、担当課のほうにも、事業者のほうからお話等をいただいたところでございます。

そういった中で、今年度から手数料等につきましては、本来、商工会のほうに納める部分が発生するところ、商工会との協議により、当面の間は手数料はゼロ円ということにさせていただきます。

先ほど言われた、精算金が後払いになって、ちょっと入ってくるのが遅いということで、以前は月に1回の精算処理だったと思います。その部分を、現在は、月に2

回、半月に1回という形で、できるだけ事業者の方に早めに精算をさせていただくという形で対応させていただいております。

今現在の運用を図る中で、もう少し小まめに精算ができる部分がありましたら、その点につきましては、また、改善等を図ってまいりたいと考えております。

それと、2点目のクレジットカードや銀行カード等の紐付け等がキホカにもされていけばよいのではないかというようなお話が出ているということでございます。これは多分、利用する際に、現金入金ではなくて、銀行なりクレジットでチャージができれば非常に便利じゃないかというようなお話かとは思いますが。

鬼北町が導入させていただいております今の地域通貨決済システムには、標準装備で、そういった機能もついております。ただ、当初、町長も申されましたとおり、最初に導入した経緯として、運賃割引事業として、高齢者の方を主体として、対象としておりましたので、あくまでも見える現金で入金をしていただいて、利用していただく。銀行からお金が落ちるとか、クレジット対応とか、そういった部分は若干機能を停止させていただいて、運用を始めさせていただいたところでございますので、今後また商工会とお話しする中で、そういった部分についても、本来ある機能を徐々に拡充しながら、利用促進に努めていけたらと考えるところでございます。

最後、3点目、18歳以上の保有率はどれぐらいかということでございます。11月末におきまして、39.9%というふうに把握しております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3、（3）について、再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

3番の答弁、ちょっと聞き漏らしている点もあるかもしれないんですが、健康診断の受診に対しての行政ポイント、デイサービス利用に対する行政ポイント、その前には、資格取得か何か言われたような感じなんですが。

健康診断の受診に対する行政ポイントとして、今年度、予算化されているのが、報償費、4款1項2目の健康づくり推進費で、7節報償費353万7,000円ということで予算化されていると思うんですが。これには、先ほど言われたデイサービスも

入っているのかどうか。

それと、今後は、まだ検討中ということであるんですが、そもそもこのキホカはそういう可能性を秘めてということであったと思うので、財源についても問題があると思うのですが、十分検討いただけたらと思います。

デイサービスのことの予算化も一緒なのか、デイサービスとはちょっと違うので、介護保険のほうで組まれているのか。答弁がすぐできなければもういいです。以上です。

他の行政ポイントについては、十分財源を含めて検討いただけたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁は。

○6番（中山定則君）

もういいです。

分かれば、デイサービスだけいただいて、なければ後日でいいです。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

御質問のデイサービス、生きがい活動事業の推進ポイントの予算につきましては、担当課が保健介護課になりまして、款項目、3款1項3目老人福祉費、そちらのほうに当初予算として計上をしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

以上で、中山定則議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

再開を3時10分とします。

休憩 午後 2時57分

---

再開 午後 3時10分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、大川正展議員の一般質問を、一問一答方式で行います。

大川議員は質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

大川議員、質問1について、質問を行ってください。

○3番（大川正展君）

3番、大川正展、さきの通告どおり質問させていただきます。

鬼北町地域公共交通計画について伺います。

令和5年度から9年度までの5年間としている鬼北町地域公共交通計画は、鬼北町全域としており、原則として、毎年度、地域公共交通計画に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価を行うこととし、とあるが、高齢化も想定以上に進み、公共交通空白地域の解消は喫緊の課題と考え、本計画の掲げた数値目標の達成状況と今後の対策を伺います。

（1）ニーズ調査の実施方法として、町内各地区でアンケート調査の実施とあるが、現在のアンケート回数とその結果、どのような検討を行ったのか。

（2）移動手段の創出、新たな移動手段の創出、実施した地区を算出するとあるが、地区に不公平が生じると考えられるが、どのような対策を検討しているのか。

（3）三島地区の通称サンタクは、65歳以上免許証を保有していない方を対象としているが、障害者は年齢に関係なく交通弱者で多くの問題点もあるが、どのように考えているか。

（4）松野町のデマンドバスの実証実験も始まっているが、予約制のため、時間帯の問題等もあると思うが、観光、医療機関の移動手段として、近隣自治体との連携も必要と考えるが、近隣自治体との協議はどのように行っているのか、問います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、大川正展議員の鬼北町地域公共交通計画についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のニーズ調査の実施方法として、町内各地域でアンケート調査の実施とあるが、現在のアンケート回数とその結果、どのような検討を行ったのかとの御質問であります。現行の鬼北町地域公共交通計画については、公共交通空白地域における多様なモード等を活用した移動手段の創出を取組の一つとして、町内各地区での

アンケート調査等の実施により、公共交通空白地域のニーズ把握を実施し、地域公共交通の利便性向上の検討を行うものとしているところです。

実施時期については、令和6年度及び令和8年度と計画していたところでありますが、令和6年度については、愛媛県により、宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町など南予南部地域5,000人を対象としたニーズ調査が予定されていたため、当町が実施したニーズ調査につきましては、計画取組の一つとして、令和5年12月より事業を開始したデジタル技術を活用した運賃支払システムについて、当事業利用者を対象に、サンプル調査による事業検証を行い、御意見等を踏まえ、運賃割引事業における対象者及び利用回数の拡充など見直しを行ったところでございます。

次に、2点目の移動手段の創出、新たな移動手段の創出、実施した地区を算出するとあるが、地区に不公平が生じると考えられるが、どのような対策を検討しているのかとの御質問であります。当計画の評価指標に掲げる移動手段の創出につきましては、現状値を1地区、目標値を2地区としているところであり、現状値の1地区については、三島地区における自家用有償運送事業、いわゆる三島ふれあいタクシーを現状値としているところであります。

当地区における自家用有償運送事業は、民間交通事業者の事業圧迫とならないよう、運行範囲を当該地区内のみ限定し、公民館や地域の交通協議会を中心に運営していただいているところであり、町は、車両の貸与や運営費の補助等を行っているところであります。

民間交通事業者の利用が困難な他の地区についても、当事業の要件等に合致する場合には、地域の要望により、自家用有償運送事業の導入について、支援に努めたいと考えているところですが、民間交通事業者の事業圧迫とならないよう、また、地域間で不公平等の生じないよう、慎重に検討をしてみたいと考えているところです。

次に、3点目の三島地域の通称サンタクは、65歳以上の免許証を保有していない方を対象としているが、障害者は年齢に関係なく、交通弱者で多くの問題点もある。どのように考えているのかとの御質問であります。2点目の御質問でもお答えしたとおり、三島ふれあいタクシーにつきましては、地域の協議会を中心に運営がされているところであり、利用対象者についても、当協議会において判断がされるところです。

当協議会のドライバーは、地域の一般住民の方であり、高齢者も多いと聞いていることから、障害の状況によっては、乗降への対応が困難な場合も想定されるため、利用対象とされる場合は、協議会において慎重に検討がなされるものと考えているところです。

次に、4点目の松野町のデマンドバスの実証実験も始まっているが、予約制のため、時間帯の問題もあると思う。観光、医療機関等の移動手段として、近隣自治体との連携も必要と考えるが、近隣自治体との協議はどのように行っているのかとの御質問であります。近隣の町では、デマンド交通の実証実験が開始されたほか、当町におきましても、日吉地区の日吉診療所と屋敷地区間を運行する屋敷線については、前日予約により所定のバス停区間の運行を行うデマンド方式により、代替路線バスとしての路線維持に努めているところ、議員御指摘のとおり、時間の制約等もあることから、その利用は少なく、課題とするところであります。

過疎化・高齢化へ適応する公共交通サービスの在り方や利便確保を図る上では、鉄道、路線バス、タクシーといった従来型の旅客運送サービスの維持のみでは、住民ニーズに応えられず、地域生活における移動手段の確保に向けた地域主体の住民輸送の仕組みづくり、また、近隣自治体との広域連携を踏まえた路線の確保が必要と捉え、現行の公共交通計画において、その課題等を整理したところであり、現在、愛媛県を中心として、近隣市町、観光、学校、病院等の関係者で組織された愛媛県南予南部交通アクセス向上検討会により、各自治体の地域の実情や公共交通における地域課題について随時、意見交換を行い、広域利用ニーズの高い医療機関への移動手段の確保、また、広域観光の促進といった共通課題についても整理を行っているところであります。

今後も当検討会のほか、様々な機会を捉え、近隣自治体との意見交換や共通課題の把握に努めるとともに、近隣自治体との連携による移動手段の確保など、広域連携の在り方等についても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、大川正展議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、質問1、（1）について、再質問ありますか。

○3番（大川正展君）

今、先ほど調査について、愛南町、宇和島市等含めた調査とお伺いしたんですが、5,000人程度の。鬼北町全域6地区、その中における調査結果というのはいないんでしょうか。それと8年度にまた行われるということですが、そのときのアンケートには、どういうふうに対応するんですか。お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、答弁にもございましたとおり、広域圏で5,000人を対象とする調査が予定されておりましたので、当町において、6地区を対象とする全地区調査というのは、6年度については実施しなかったところでございます。

その代わり、運賃割引事業制度を御利用いただく利用者、調査時で460人程度いらっしゃいましたので、その1割程度の50人を対象としまして、実際、その制度事業に対する御意向等を電話等でお聞きしたところでございます。

次に、8年度の調査内容について、どのように考えているかというような御質問かと思いますが、現計画が9年度まででございますので、次期計画の策定を9年度に予定するところでございますが、その前年となる来年度、全域を対象としたニーズ調査等により、現状と御意見等を踏まえて、翌年度、改めて新たな計画策定に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、了承ですか。

いいですか。

○3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について、再質問ありますか。

○3番（大川正展君）

先ほど6地区中、2地区をまずすると言われたんですが、やっぱり今現在もデマンド、鬼北町の中心地しか走ってないという町営コミュニティバスで、そういう不公平感がやっぱり出てきておるのですが、その部分で、あともう1地区というのは、6地区中、まだ設定はされてないんでしょうか。

それともう一つ、今、中心地から病院に回って、その病院の向こう側の人たちが本当に困っているようなんですよ、むちゃくちゃ。そういう人の対応というのも、本当に検討はいかなさされているのでしょうか。もう一度、お答えください。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、まず1点目、多分、循環線の路線等についてのい

ろんな御意見等を踏まえた御質問だと思います。

当初、循環線の運行につきましては、予土線の利用を含める中で二次交通としての機能も果たすということで、現在、それぞれの停留所については、病院であったり、大手商店であったり、そういった地域を回るのではなくて、そういった主要な部分を巡回する、そういった路線の形態を取らせていただいているところでございます。

しかしながら、今議員さんが御指摘いただいたとおり、病院より向こうであったり、国道端であったり、はたまた好藤地区の一部であったり、様々なエリアから、駅の増設、拡充等が図れないのかという御意見は方々からいただいているところでございます。

現状、運行する中で、約1時間程度で、今の循環線のほうは運行させていただいているところでございまして、そのエリアを拡大することによって、現在設けている路線数が確保できなかつたりとか、また、ドライバーさんの拘束時間が増えていくとか、なかなか様々な課題等もございまして、そういった地域のニーズに応える部分については、もう少し検討が必要じゃないかと担当課としては考えるところでございます。

いずれにしましても、できるだけ利用者、御利用をいただくという点で運行を図っていきたいと考える一方で、経費も結構かかってございますので、そういった部分についても、次期計画までには、ある程度、整理をしていきたいなど、担当課では考えているところでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

追加をして、巡回線について不公平感があると言われましたけども、一部、そこについて、申し述べたいことがございます。

当初、巡回線をするときには、今ほどちょっと話がありましたけども、北宇和病院に、愛治からの愛治線、それから、宇和島自動のバスが来ます。スーパー、また、病院が集中している近永地区において、北宇和病院に来てくれた方が、せめて町内を、近永を回るような巡回線があったら、病院に来たときに一回で買物も済むかなというようなところの御不満というものを解消するためということが大前提にあったわけでありまして、近永地域の町の方のためにつくったというふうなことではありませんので、そこら辺りは御理解。

ただ、現実として、近永の町なかを走っているのです、そのように誤解を招くということがあろうかと思えますけども、そこは、私どものPR不足等もありますので、そ

こら辺りは、もう少し啓発をしてまいらなければならないかというふうに思っております。

ただ、御指摘のように、役場から奥の部分ですね。住宅地、それ以外に、日吉・三島以外にも、奥地でも谷田がいっぱいあります。谷のところについても検討してくれよということは、担当課には話しておるんですけども、話がありましたように、経費のことがありまして、そこについて、すぐにやろうというところにならないというところがございます。

午前中の入田議員の御質問にもあった財政の流動性といいますか、ああいうところにも直結するんですけども。

現在、内閣府のほうで、一つの形として、スマートシュリンクというやり方、これは賢く縮むと。人口減少の中で、それぞれの自治体で財政基盤がだんだん縮まっていくわけやから、それに伴って、公共施設等も集約化していくべきじゃないか。まさしく、今日の午前中の入田議員の御質問だったんですけども。

それを考えると、そのスマートシュリンクの中には、ややもすれば、スマートシティとして、全部を中心地に持ってくる。それで必要経費を最小限に食い止めるというやり方であれば、端々の分が全て集落がなくなってしまうということもありますので、そういうことには、私はそういうことは考えておりませんので。

そのスマートシュリンクのやり方、そのものを否定するわけではありませんけども、今回のこの部分についても、端々をやってしまうと、どうしてもそこ辺りの経費というものをどう見ていくか。ランニングコストについてもいつも御指摘をいただきますけども、本当に難しい課題だなというふうに思っております。

私は、公約で交通弱者対策を入れておりましたので、宇和島自動で、日吉からでも、それから、三島からでも200円で行けるようにということが一番目標だったんで、そこについて、ある程度の御理解をいただいておりますけども、まだまだ、谷のほうには御不満の方がいらっしゃいますので、今そこを検討するように指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、了承ですか。

○企画振興課長（小川秀樹君）

すみません、もう1点。現状値1地区で、目標2地区なんだが、既に設定されている地区がないかという御質問、お答えするの忘れておりましたて申し訳ございません。

現状として、具体的に、どこそこ地区をもう1地区というような想定等はしておりません。地域から御相談、お声がある中で柔軟に対応したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、了承ですか。

○3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは質問1、（3）について、再質問ありますか。

○3番（大川正展君）

今ほど言われた、この三島地区が協議会を起こされてやっておるということですが、こういう広がりというのは、さっきとちょっと重複するんですけど、もう1地区増やしたいということで、そういう話は、ほかの地区からも起き上がっているところはあるのでしょうか。お聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

結局、この三島のふれあいタクシーの部分についても、全ての経費を公の税金等で賄うことよりも、各地域の方々の動ける元気な方にも協力していただいて、地域の活力といいますか、そこら辺りも活用したいということで、他の地区にもお声かけを一回したんですけども、なかなかそのときには折り合いがつかなかったものですから、現在は三島地区だけになっておるという状況であります。

ほかの地域でも、やってみようかという地域がありましたら、ぜひともをお願いしてみたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、よろしいですか。

○3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

質問1、（4）について、再質問ありますか。

○3番（大川正展君）

ほかの公共運送のバスとか、そういうところのつながりも大変重要だと思いますが、

駅のほうとつながる、そういう部分も、宇和島に、よく透析とかで行かれる方がおるんですけど、そういう中で駅に行かれることで、もっと先ほどから言いよる、デマンドバスというのが、もう少しコースが設定できたらと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

今、例で、透析という話がありましたけども、透析をされる方においては、数か所の病院では、移動バスで巡回してもらえる病院がありますし、そうでない病院もありますけども、その病院に直接、自分たちでいかなければならない、または、御家族で運んでおるといふところについて、担当課のほうで現状把握してくれて、その方々には、交通費の支援というものを昨年からさせていただいております。

ただ、今言われましたように、本数が少ないために、透析の時間と全て合致するかというとなかなか難しいところあるんじゃないかな。透析の方は数十人いらっしゃいますので、そこら辺りを全ての時間、同じ時間ではありませんので、そこを全部、それで事が収まるとはなかなか考えづらいと私は思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、よろしいですか。

○3番（大川正展君）

今ほど言われた中で、やっぱり運転手が、先ほどタクシーなんか電話しても1時間待ちとか、2時間待ちというのをよく聞くんですよ。タクシー券をもらっていただいても、そのタクシーが利用できないと、運転手がいないと、そういう声もたくさん聞くんですよ。

この施策にも、ドライバーの確保というのが大きく載っているんですけど、その周知する、年に1回は応募するとか、そのタクシーとかほかの、今言う、私、三島地区の公民館も行って、あそこは登録12人ほど登録してもらいます運転手、言われてたんですけどね。

何かそういうドライバー確保、タクシーのドライバー確保のほうも、やっぱりどういうふうに進めていくのか。駅につなげるにしても、そのタクシーがない。今言われるように交通の便が困っておるので、その辺のほうも、町として、どのようにタクシーのドライバーのほうの確保をお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、おっしゃるとおり、タクシーを呼んでもなかなか来ないという状況がある中で、それぞれのタクシー事業者さんのほうで、状況等は年度当初、具体的に確認をさせていただいたところでございます。

そういった中で、なかなか資格をお持ちの運転手の確保が難しいというお話を聞く中で、7年度当初予算におきまして、新たにドライバーを確保いただいた場合には、補助金等を支出させていただき、そういった新たなメニューも町で創出をさせていただく中で、タクシー事業者さん等に雇用の確保について、お願いしている部分がございますが、現状、今現在においては、なかなかその補助金を活用いただくような人材や雇用につながっていないという部分を聞いておりますので、今後、もう少しあの事業者さんのほうにお呼びかけをする中で、そういった人材確保、雇用の創出等について、町としても支援を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、了承ですか。

いいですか。

○3番（大川正展君）

最後に、本当に私の周りでも、本当は免許を返したい、運転に自信がないんだと。本当は免許を返したいのに、今現状では返せない声がたくさんありますので、何としても、できるだけ早くそういう交通のほうにも対策をいただけたらと思いますので。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁、いいですか。

○3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

これで、大川正展議員の質問を終わります。

次に、11番山本博士議員の一般質問を、一問一答方式で行います。

山本議員は質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1について、質問を行ってください。

○11番（山本博士君）

議席番号 11 番、山本博士です。さきの通告のとおり、一般質問をいたします。

初めに、12月5日の全員協議会におきまして、改質リグニンについての説明があり、重複する部分が多いかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

それでは、質問いたします。

質問 1、新規事業改質リグニンについて。

今回の新規事業改質リグニンについては、大変期待をしているところですが、指定管理者の離脱、近隣の市の財政危機など、大変心配をしているところですが、下記について伺います。

(1) 当初の説明では、鬼北町の持ち出しはゼロ円であると聞いていたが、間違いなのか、伺います。

(2) 資金の流れはどうなっているのか、伺います。

(3) 株式会社アドバンテックとの契約はどのようになっているのか、伺います。

(4) PFI方式を導入することですが、どういった企業が参画されるのか、伺います。

(5) 鬼北町において、どれほどの経済効果を見込んでいるのか、伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の1番目の新規事業改質リグニンについての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の当初の説明では、鬼北町の持ち出しはゼロ円であると聞いていたが、間違いなのかと御質問であります。まず、この事業で整備する施設は、町の公共施設として建設するものであり、建設経費及び運営経費ともに町で予算化していることから、町の持ち出しは生じると回答させていただきます。

施設用地の造成や建屋整備に係る全体事業費は約20億円を見込んでおります。財源につきましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金を活用し、補助金は2分の1、残りの2分の1を起債、過疎対策事業債を借入れすることとしております。

その起債償還に係る地方交付税で措置される部分を除いた額が町の実施負担となり、起債借入額約10億円のうち、3割の約3億円が町の持ち出しとなる試算であります。

また、施設整備後の運営については、指定管理者制度により施設の運営管理を行う予定としており、年間500万円を上限に運営管理経費を予算計上する予定としてお

ります。

この運営管理に要する経費についても町の負担となりますが、指定管理者は、公共施設を活用して、改質リグニン関係事業を行うため、施設使用料を町に納入していただくこととなりますので、この部分については、持ち出しは出ないと考えております。

町の8割以上を面積で占めている森林は、戦後に植林されたものが多く、間伐などが必要な森林が増える一方で、木材価格の低迷、人口減少や高齢化による林業従事者不足が重なり、未整備森林が増加しております。

森林の荒廃は、流域の保水力の低下や土砂流出の増加を招き、水利にも大きな影響を及ぼします。安定した水環境を守るためにも、森林の適正な整備は極めて重要であります。

改質リグニン事業は、こうした森林整備や雇用の創出に寄与するものであり、間伐材・低質材の利用促進、林業従事者の所得向上、若年層の定住促進など、多方面で効果を期待しているところであります。

また、再生可能エネルギーの活用により、エネルギーコスト削減や環境負荷の軽減も目指しており、現在、事業を進めているところであります。

改質リグニン事業における町の持ち出しについては、ゼロ円ということにはなりません。今後、事業者に対し、企業版ふるさと納税などを通じて、町が進めている林業振興施策への財政的支援をいただけるよう、協定締結を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の資金の流れはどうなっているのかとの御質問であります。本事業の施設建設については、2つの国の補助事業を活用いたします。

一つ目は、農林水産省の中小企業イノベーション創出推進事業（SBIIR）であり、事業費は21億8,500万円となっております。この補助金は、民間企業が国から直接採択を受けて実施するもので、改質リグニンの製造設備が補助対象であります。したがって、町の予算措置は不要であります。この部分をゼロというふうに申し上げた部分でございます。

2つ目は、先ほどの質問でも申し上げました、内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金で、事業費は、19億9,984万6,000円です。この交付金を活用して、用地造成、施設建屋、木材加工設備、太陽光発電システム及び蓄電池設備などを整備いたします。

この費用は、町の予算に計上して、PFI方式により、特別目的会社と事業契約を締結し、委託料として支出いたします。施設整備後、稼働となった段階では、運営管

理費として年間500万円を上限に、指定管理者となる特別目的会社へ委託料を支払う予定としております。

特別目的会社は、町からの委託料と民間資金を併せて、調査、測量、設計、建設、そして、施設の運営管理までを一体的に実施することになります。

次に、3点目の株式会社アドバンテックとの契約はどのようになっているのかとの御質問ですが、町と株式会社アドバンテックは、株式会社木質素研究所とともに、改質リグニン製造及び用途開発共同事業体連携協定を令和6年6月に締結し、鬼北町での改質リグニン製造事業の実施に向け、地元説明会の開催や町内林業事業体との木材調達に関する協議などを進めているところであります。

御質問の株式会社アドバンテックとの契約についてですが、改質リグニン事業に関して、町と株式会社アドバンテックが直接契約を締結する予定はございません。2点目の質問でも申し上げましたとおり、本事業はPFI方式で実施するため、町が契約を締結する相手は特別目的会社となります。

一方で、現在、株式会社アドバンテックとは、森林資源を活用した地域循環型産業創出事業に関する協定書の締結に向けて協議を進めております。この協定書は、相手方の確認を得ており、締結可能な段階まで協議が進んでおります。協定内容は、町と株式会社アドバンテックが連携する事項、役割分担、林業振興への支援、事業用地に関する利用制限など、双方が遵守すべき事項を定め、相互に確約するものとなっております。

次に、4点目のPFI方式を導入することですが、どういった企業が参画されるのかとの御質問ですが、本事業にPFI方式を導入するに当たり、町では、鬼北町PFI事業の審査委員会を設置し、改質リグニン事業を含む森林資源活用事業を、PFI法に基づく特定事業として選定いたしました。

その後、募集公告を行ったところ、1社から参加表明があり、提案書類を受付し、鬼北町森林資源活用事業プロポーザル審査委員会において審査を行い、優先交渉権者を選定したところであります。

応募のあったグループは、鬼北バイオPFIコンソーシアムという名称で、構成は次の三者となっております。代表企業は、東京都の株式会社アドバンテック、構成企業は、西条市の株式会社クールデザインと東京都の株式会社木質素研究所であります。この三者がコンソーシアムを組んで応募され、優先交渉権者として選定されております。

今後の流れといたしましては、PFI事業契約に向けて、優先交渉権者が本事業の

事業主体となる特別目的会社を設立し、町と特別目的会社が仮契約を締結した後、議会の議決を得て、本契約を締結する運びとなります。

次に、5点目の鬼北町において、どれほどの経済効果を見込んでいるのかとの御質問ですが、町の経済効果については、施設整備段階においては、地元の工事関係者や資材調達に対する需要が発生し、一定の経済効果が期待されます。

さらに、改質リグニン工場稼働後は、森林資源を生かした新たな産業の創出につながり、工場の運営に伴う新たな雇用創出、そして、移住・定住の促進が見込まれます。林業面においても、間伐材や低質材の利用拡大により、林業従事者の所得向上や雇用創出といった効果が期待されるところです。

また、この事業がもたらすのは、直接的な経済効果だけでなく、地域内の商業活動への間接的な波及効果、バイオ由来素材の生産による循環型社会への貢献といった効果も考えられます。

加えて、この改質リグニン事業は、革新的な技術を有するものであり、今後、全国の自治体や林業事業者などから注目を集める可能性が高く、マスコミ等からの関心も見込まれることから、視察を通じた交流人口の増加や本町の情報発信・勉強の機会拡大にもつながると期待しております。

なお、現時点におきましては、金額を伴う具体的な経済効果の算出には至っておりませんので、その点については御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問1、（1）について、再質問ありますか。

○11番（山本博士君）

私だけの考えかもしれませんが、当初、国の採択金額21億8,520万円であると説明があり、全てそこから事業が行われるものと思っておりました。21億8,520万は、アドバンテックさんの改質リグニン製造に係る工事費だけということです。それに間違いありませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

今ほどの説明は、農林水産省から直接採択事業で補助対象になっている事業費でありまして、改質リグニンの製造設備が対象となっているものであります。

以上です。

○11番（山本博士君）

町の持ち出しが、結局、19億9,984万6,000円、そのうち、交付金が9億9,992万3,000円、そのうち町の持ち出しが3割だということで、今、御説明があったんですが。

これ以外に、用地を借地として今回、行うようになったようなんですが、年間、これにどれぐらいの経費がかかるのか。また、当初、買収としていたのが、なぜ借地になったのか、説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

用地の関係なのですが、借地につきましては、借地料につきましては、株式会社アドバンテックのほう負担をすることとなっておりますので、町のほうで経費を支出することはございません。

また、当初、2点目の買収から借地に変わった経緯でございますが、上に公の施設を建てるということで、下の土地が民間企業であるということで、農地転用のほうの関係でちょっと難しいんじゃないかという御意見を県のほうからいただきました。それで企業のほうと相談の上、買収を全筆、借り受けるということで話をしたところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、山本議員、質問1、（2）について、再質問ありますか。

○11番（山本博士君）

今回の事業費は、全体で41億8,504万6,000円ということなのですが、まず、この21億8,520万は、アドバンテックさんのほうに直接支払われるのでしょうか。それと、交付金の9億9,992万3,000円は、鬼北町のほうに入るのでしょうか、お聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

初めに、1点目の21億8,520万円につきましては、町を経由しません。国から直接、民間企業のほうにお支払いされるものです。

また、2点目の分につきましては、うちの予算にも計上してありますので、国から鬼北町に入って、それから、鬼北町から、PFI方式によって委託業者に支払うような計画としております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

では、質問1、（3）について、再質問ありますか。

○11番（山本博士君）

契約は、アドバンテックとはされないということで、協定書で進めているということなんですが、指定管理者とは、また別問題だと思うんですけど、途中、また離脱にならないような、そんな何か工夫はされているのか、質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

今回の契約につきましては、PFI方式で業務委託するというので今、プロポーザルを受けて、業者を選定したところですが、アドバンテックが代表企業となってやっております。

途中離脱ができないような工夫というか、そこへ向いて、民間も資金を投入していきます。鬼北町においては、その必要な部分の中で、建設事業に係る部分と公の施設の維持管理の経費のみ支払う形にしております。それ以外については、もう民間の資金を投入し、また、利益が出るような計算を会社のほうはやっております。

この改質リグニン事業につきましては、やはり国のほうでも後押しをしていただいております。林野庁のほうからも鬼北町のほうにおいでいただいて、がっちりと鬼北町が民間企業とこの事業を推進できるような形で後押しをしていただいておりますので、そこら辺のほうは間違いなくいけると感じております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

一応、SPCのほうも、アドバンテックが代表企業ということで多分されるんだろうと思うんですが、このアドバンテック以外にも、木質素研究所、クールデザインなどの契約はどうされるのか。それは、もうアドバンテックさんのほうがされるんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

PFI方式で町と契約する、その相手企業なんですが、鬼北町バイオPFIコンソーシアム、共同体をつくっていただくんですけども、そのグループへ、代表のアドバンテック、それから、クールデザイン、木質素研究所、それぞれから出資して、それで、企業共同体をつくった上で、町と契約をPFI方式でやるというふうな方式です。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（4）について、再質問ありますか。

○11番（山本博士君）

このPFI方式の導入において、事業費の流れとか、事業体制が大変複雑化になっていると思うんですよ。なぜ、このPFI方式を導入されたのか、伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

非常に複雑な形になってしまって、大変申し訳ございません。

この事業を当初、取り組むときに、単なる企業誘致でなくて、企業の進出を支援するために町ができることということで、第2世代交付金、地方創生交付金ですね、それによって建設事業を支援するというふうな考えで進めてまいりました。

その中で、この改質リグニンの技術的な部分、また、費用的な部分、町では直接発注ができないと、町では判断しております。特に、革新的な技術がその中にあって、設備、それから規模など、非常に、日本でもこのレベルの実証プラントはありませんので、直接、町が設計して、それから、工事管理を、また委託して、通常のような工事請負契約をして、町がそこへ工事完了を認めるというような通常の建設工事とはちょっと違って、非常に技術的なものが要るということで、今回、民間の資金、また、技術的なところを民間の力を借りてやるということで、PFI方式を導入させていただきました。

以上です。

○11番（山本博士君）

また、その中で、地域おこし会社を設立するという事になっておるんですが、もったこれ、複雑化になっていると思うんですが。この地域おこし会社は必要だったのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

地域おこし会社のほうの必要性なんですが、直接的にSPC、特別目的会社に町が業務を委託し、そして、その下で仕事をするクールデザイン、そして、木質素研究所、そこが担うことは、クールデザインのほうは工事の設計、建設、そして、木質素研究所は、直接、改質リグニンを製造する分野、そのほかに、この改質リグニン事業で必要なものというのは、一番大事な山から木材を出してくるところでした。

その部分について、地方創生交付金をお願いするときに、地域おこし会社を設立して、町で利益を、そこで出していくんだよというような説明を、内閣府のほうには説明をさせていただきました。

ですので、山から林業事業体が木材を出して、それを市場のほうで取り扱っていただいて、その地域おこし会社との協定によって、そこへ木材を出していただく。そして、それを改質リグニンを製造している木質素研究所へ地域おこし会社が販売するというような形態を取らせていただきました。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問1、（5）について、再質問ありますか。

○11番（山本博士君）

金額的には多分分からないんだろうなというふうに思っておったのですが、大変、先ほども言いましたが、期待をいたしておりますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問1については終了します。

それで、質問2について、質問を行ってください。

○11番（山本博士君）

質問2、義務教育教材について。

令和7年度一般会計当初予算の中で、タブレットの購入があったと思いますが、子供たちが現在使用しているタブレットを、下取りとか、その他契約上の問題がなければ、子供たちにそのままプレゼントすることはできないものか、伺います。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、山本博士議員の2番目の義務教育教材についての御質問にお答えいたします。

現在、児童生徒が利用しているタブレット端末は、令和2年度に導入したChromebookです。この端末は、国の新しいスペック基準を満たしていませんが、セキュリティサポート期間が長く保障されておりますので、引き続き、安全に使用することができます。

御提案のように、端末を御家庭へプレゼント、つまり譲渡すること自体は、契約上、可能であると考えております。

しかし、譲渡した時点で町の備品ではなくなるため、以降の故障や不具合等は、御家庭の負担で対応していただくこととなります。また、当該端末のセキュリティサポート期限は令和11年6月までとなっております。期限後はセキュリティ機能が停止するため、インターネット接続が前提のChromebook端末は、安全に使用することができなくなり、結果として、廃棄処分が必要となります。

文部科学省等からは、GIGAスクール端末の廃棄に際し、確実なデータ消去や国内での再資源化など、法令に基づいた適切な処分を自治体の責任で行うよう通知され

ております。こうした処分責任については、御家庭に委ねるのではなく、町として責任を持って対応すべきであると考えております。

以上の理由から、令和2年度に導入したChromebookについては、現時点では、譲渡を行わず、教職員用端末としての活用や予備機としての活用を行う予定としております。

しかしながら、町の備品として管理した上で、この予備機を家庭学習専用端末として、児童生徒に貸与し、自宅で活用していただくことは可能でございます。このことにつきましては、12月1日の校長会にて周知済みですので、今後、各学校の判断により、柔軟な運用が図られるものと考えております。

以上で、山本博士議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問2について、再質問ありますか。

○11番（山本博士君）

譲渡については問題はないということですので、故障の場合、当然、頂けるのであれば、家庭で修理するのが当然でありますので、問題はないかと思うんですが。

そして、学校で保管して、家に持ち帰ってとなりますと、私の孫が今、3年生で女の子です。タブレットを入れたかばんが5.6キロあります。2キロ歩いて帰ります。そんな中で、せっかく新しくタブレットを購入するわけですから、それは学校で使い、今まで使ってた物に対しては子供たちにプレゼントして、家で大いに学習してもらおうということでもいいんじゃないかと思うんですが、もう一度、答弁をお願いします。

○教育長（行定洋嗣君）

先ほど答弁しましたように、御家庭の後々の負担ということ考えた場合に、譲渡というよりも、貸与という形のほうがいいんじゃないかと教育委員会では判断しましたが、この件について、さらに教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、端末の件なんですけれども、先ほど教育長が申しあげましたとおり、教育委員会としては、譲渡というよりは貸与のほうが御家庭にとってもいいのではないかと考えております。

と申しあげますが、修繕費がなかなか高額になっておりまして、修繕費がやはり結構な金額、どうしてもかかってくることになりますので、そちらのほうを考えますと、貸与させていただいて、後々の管理まで教育委員会のほうが関与させていただくほうがよろしいのではないかと考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

もし、このプレゼントの提案がなかった場合、教育課のほうではどう扱うつもりだったのか、教えてください。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

元の端末を、もともとどのように扱う予定だったかということでございますが、答弁にもございましたとおり、教職員の端末として活用することとか、また、子供たちの新しい端末が故障したときの予備の機械とかに使用する方向で検討いたしております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

山本委員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

大変もったいないと思います。大いに利用するために、子供たちにぜひプレゼントして、大いに学習してほしい、それが願いです。

答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

以上で、山本博士議員の一般質問を終了します。

次に、7番、末廣啓議員の一般質問を、一問一答方式で行います。

末廣議員は質問者席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

質問1について、質問を行ってください。

○7番（末廣 啓君）

議席番号7番、末廣啓です。さきの通告書のとおり、3件、一問一答方式で質問をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

質問1、成川観光施設の現状についてお伺いします。

成川観光施設については、直営から指定管理、現在は、無償での委託契約を結ばれて運営されているところではありますが、現状について、下記のことについて、伺いま

す。

(1) 鬼北町も相当の投資をされて、改修されたところではありますが、リニューアルオープンから1年余りたちます。現在の費用対効果はどのような状況にあるのか、お伺いします。

(2) 直営、指定管理のときと比べて、利用者に変化は見られるのか、お伺いします。

(3) 町の観光施設として数少ない施設であるわけですが、町内外の多くの人に利用されるべきと考えます。利用対象者はどこに置いているのかをお伺いします。

(4) ジビエ加工施設からは撤退された委託会社ではありますが、成川の運営から撤退されることはないのか、どのような契約になっているのか。

以上、4点お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の1番目の成川観光施設の現状についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、鬼北町も相当の投資をし、改修されたところであるが、リニューアルオープンから1年余り、現在の費用対効果はどのような状況にあるのかとの御質問であります。当施設につきましては、町及び現在の指定管理者により、施設の大規模改修等を行い、昨年10月にリニューアルオープンしてから1年余りが経過し、この間、自然環境を生かした憩いの場、交流観光拠点施設としての誘客向上に向け取り組んできたところであります。

利用者数については、リニューアル当時に比べると、おおむね堅調に推移しており、特に、夏季における長期休暇期間においては、想定を上回る利用が見られ、リピート率も向上しているとの報告をいただいているところではあります。一方、エネルギー価格の高騰や資材費、人件費等の上昇を背景に、運営経費が膨らんでいる部分もあり、単年度収支として、黒字化に転じるには、もう数年かかるとも聞いているところです。

しかしながら、近県旅行会社による旅行商品造成商談会も頻繁に行われ、町内周遊、あるいは宿泊や飲食を通じた地域経済への波及等、定量化や効果測定の難しい面もありますが、着実に効果を生んでいるものと認識しているところです。

次に、2点目の直営、指定管理のときと比べて利用者数に変化は見られるかとの御

質問であります。当施設につきましては、施設完成以降、平成24年までの間は直営により運営をしておりましたが、平成25年度からは、指定管理制度により、東京に事務所を置く事業者による指定管理とし、その後、令和3年度からは、県内に事務所を置く事業者指定管理者を変更し、現在まで運営をしているところであります。

直営、最後となる平成24年度当時は、温泉施設の利用を含め、約5万人の利用があったと記憶しておりますが、最初の指定管理者による指定管理が終了となる令和2年度には、約2万8,000人程度まで減少しており、その後は、新型コロナウイルスの感染拡大や施設の老朽化等により、度々休業せざるを得ない状況等もあり、新たな指定管理者となった令和3年度からは、年間2万人から3万人の間で推移しているところです。

次に、3点目の町の観光施設として数少ない施設ではあるが、町内外の多くの人に利用されるべきと考えるが、利用対象者はどこに置いているのかとの御質問であります。当施設については、宿泊施設や温浴施設、また、野営場の併設など、町の観光資源であり、国立公園でもある成川溪谷の魅力を最大限に味わっていただける観光施設として、家族連れや高齢の旅行者、また、アウトドア志向の利用者など、県内外からの幅広い利用を対象としているところであり、指定管理者による質の高いサービス水準を確保することで、利用客に満足度のいく滞在を提供し、SNSによる高評価判定の獲得とリピート率の向上に努めるとともに、県内外から選ばれる宿泊型観光施設として、その運営に取り組んでいるところです。

次に、4点目のジビエ加工施設からは撤退された委託会社であるが、成川の運営から撤退することはないのか、どのような契約になっているのかとの御質問であります。現在の指定管理者につきましては、鬼北町成川溪谷休養休憩施設及び鬼北町成川キャンプ場施設の管理に関する基本協定書により、指定管理期間を、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする旨、基本協定書により締結をしているところです。

当指定管理者については、1点目でもお答えをしたとおり、当施設のリニューアル改修において相当額を投資しているほか、黒字化に転じるまでの損失等についても、指定管理者による補填により運営することとしており、また、それら管理者の投資額相当分については、指定管理期間内における施設の黒字収益化により回収をしていく、当初より、そのような指定管理者の考え方でありましたので、先般、撤退となった施設の指定管理業務とは背景が異なるものと捉えているところであります。

しかしながら、基本協定書を締結し5年目に入る現在においても、投資分の回収に

は至らない現状に加え、施設や設備の老朽化により維持管理コストが年々増大するなど、当該施設の管理運営に苦慮されているのも事実であるため、老朽化による管理物件の改修や運営効率の向上を図るために必要と認めるものについては、町も考慮し、管理者の負担軽減を図ることで、持続可能な施設運営につながるものと考えているところではあります。

いずれにしても、以前の指定管理者及び町営の時点と比較すると、成川溪谷の魅力の情報発信に関して、県内外へ強烈にアピールできる施設であり、委託経費も減少していることは明らかであり、当町観光行政施策として効果が上がっていると考えられます。

今後も、指定管理者と連携し、誘客の増大や集客力向上に向けたPRの強化、運営の効率化を模索するなど、当施設の利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問1、（1）について、再質問ありますか。

○7番（末廣 啓君）

費用対効果については堅調に推移しておるということで、リピーターの数も増えているということだったんですけども、ただ、黒字化には、もう数年かかるということで、どうしても、このロッジの場合、1人3万円とか、本館、休養センターについては1人7,000円ぐらいかかるというような価格設定をされているわけなんですけども。

当初、聞いたところでは、インバウンド、訪日客の利用も視野に入れておるというようなことだったんですけども、訪日客はどれぐらいの利用がありますか、お伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

具体的な数字等はお聞きしておりませんが、数人程度というふうにお聞きしているところでございます。

ただ、現在進行中ではございますが、来年度に向けて、自然公園同士、台湾との交流事業等も現在、県を中心に検討しているところでございます。そういった事業も含める中で、海外からのインバウンド事業等も引き込んでいきたいというふうに考えると

ころでございます。

以上です。

○7番（末廣 啓君）

となると、インバウンドの方が少ないということになると、国内の富裕層の方が多く訪れておるといことなんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

現在の指定管理者と当初、協議をする中で、今、議員さんもおっしゃられたとおり、アッパー層向けの利用客を中心に運営をしていきたいというようなお話の中で、現在、ある程度、稼働率を絞る中で、そういったアッパー層と申しますか、ある程度、ちょっと金額がかかっても成川を選んでいただける、そういったお客を中心に、今、御利用につながっていると、そのようにお聞きをしているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問ありますか。

○7番（末廣 啓君）

今ほど聞こうと思ったんですが、稼働率、ロッジのほうの稼働率が分かれば教えていただきたいということと、先ほど町長の答弁にあったように、旅行者等にPRをお願いしてやってもらっているというようなことやったんですけども、もう少し、大々的にPRしたほうが利用率も上がってくるんじゃないかなと思います。そこの辺の考え方をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目のロッジの稼働率でございますが、10月までの平均としては、月平均で18%で、一番利用の多かった8月におきましては、稼働率40%ということでございます。

これは、あくまでも、この稼働率ぐらいのニーズしかなかったというわけではなくて、人件費等も考慮する中で、ある程度、指定管理者が稼働率を抑える中で運営を、今現在は、まだされているというような状況でございます。

次に、2点目の旅行者へのPRをもっと大々的にされてはどうかということで、町

といたしましても、そういった部分については積極的に支援をしてまいりたいと考える一方で、指定管理者といたしましては、口コミ等で徐々に広げていきたい、また、リピート率を高めていきたい、そういったコンセプト、考え方もお持ちでいらっしゃるようですので、その部分については、もう少し町としても、議員おっしゃるように、もっと大きくPRを図っていければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問ありますか。

○7番（末廣 啓君）

稼働率について、8月でも40%というぐらいやったんですけども、これは、人が足りないんで、従業員というか、働く方が足りないんで抑えているということでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

8月においては、指定管理者さんに確認したところ、15人で対応されていたと。うち11人はパートさんというような扱いで対応されたということでございますが、コストを考える中で、できるだけ人件費も抑えたいというようなお考えもあるようですので、そういった中で、人件費を抑える中で、稼働率もちょっと抑える形で対応されたというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問ありますか。

○7番（末廣 啓君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について、再質問ありますか。

○7番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（3）について、再質問ありますか。

○7番（末廣 啓君）

利用対象者をどこに置いているかということなんですけども、春夏秋冬、いろいろと成川溪谷、今、紅葉が終わって、今度、冬は雪が降ったりするんでしょうけども、いろんな表情を見せて、すばらしい景観があります。見せてくれます。それを楽しみに、癒やしに、町内外の方が来られると思うんですけども。

先日、成川に行ったら、レストランに行ったんですけども、レストランに行ったら、コーヒーとか、もう提供していない。うどん一杯も提供していない。当然、そばとかもないんですけども。町内外の人、近所の人が成川に行って、散策して、ちょっと軽食を取ろうかと言っても、レストランへ入っても何もないんですよ。もう少し近隣の方々が行きやすいような環境をつくってあげるべきじゃなかろうかなと思っております。

インバウンドとか富裕層の方だけを相手にするんじゃないしに、成川に散策に来た人も大事にしてほしいなど。町内、町外、近隣の皆さんの癒やしの場であってほしいなと思っておりますが、そこら辺のそのレストランのメニューとかの考え方はいかがなものでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町営のときに、当初、赤字が続いておったときに、議員さんのほうからも、民間に活力を見いだすべきではないかというような御意見もあって、指定管理者制度を導入したところの現行があります。

その中で、そのときの指定管理者のほうは、従来からのうどんとかコーヒーは提供していたと思うんですけども、今回はコンセプトが変わったということでありまして、私が企業さんのほうにお願いしたのは、成川溪谷の景観については、うちの町民の方もしっかりと楽しめるようにしてくださいよということをお願いしたんですよ。ただ、経営のコンセプトについては、ここは経営者のほうの理念というものがありますから、実際には、そこまでは、話はしなかったというのが現状でございます。

ただ、今、私も夜は利用するんですけども、昼間、レストランに行ったことないんで、そういう現状であれば、また少し会社側と話をしてみたいなというふうに今日は思いました。

以上です。

○7番（末廣 啓君）

あそこ、月に1回、グリーンマーケットとかをされております。その折に、マーケットを楽しむお客さんも来られておると思うんですけども、ぜひ、町民の、近隣住民の手の届くような成川溪谷にしてほしいなと考えております。

それと、温泉、高月温泉、ここら辺の温浴施設では、かなり格安な値段設定をされております。多分410円だと思うんですけども、1日平均、どれぐらいの利用客、入浴客があるのか、教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

温泉の利用客につきまして、直近の数字ではございますが、11月につきましては、2,300人ございました。4月から11月までの合計値といたしまして、1万7,231人、そのように御報告をいただいているところでございます。

先ほどのレストラン利用等にも通じる部分があるんですが、現在、指定管理者さんのほうにレストランの日常使用であるとか、過去、バスを出して送迎もさせていただいていたときがございました。そういった形で、町民の皆さんが広く使えるような施策も展開をさせていただければというような協議はさせていただいてはいるんですが、現在の協定におきまして、町は指定管理料をゼロ円としています。1円も払っておりませんので、そういった中で、ある程度、応分の負担等も町が考えていただける部分があれば、そういった部分、さらなるサービス支援等も考えていただく、そういったお答えをいただいているところでございます。

以上です。

○7番（末廣 啓君）

今ほど、送迎も考えていかないけんというような話だったんですけども、今、送迎されているんじゃないですか。この前、近所の人に聞いたら、今度、成川へ送迎つきで、忘年会に行くような話も聞きました。そういう話があったんで、今日は聞かなかったんですけども。

それと、もう一つ、温泉は、燃料は何ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、先ほどの送迎されているんじゃないかということでございますが、宴会等につきましてはサービスで出してもらってますが、温泉を利用される老人クラブであったりとか、そういった団体さんの場合に、昔はバスを出させていただいて、お迎えをさせていただいていたときがございましたので、そういった利用も、できれば支援をしていただきたいな、そういったお話をさせていただいているところでございます。

2点目の、温泉の燃料については重油でございます。

以上です。

○7番（末廣 啓君）

すると、11月2,300人、入浴客があったということですが、燃料代は入浴料で賄えていますか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

指定管理者から御報告いただいている燃料費等の金額を確認する中では、なかなか温泉利用に係るその費用だけでは賄えてないというのが実情ではないかと思えます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○7番（末廣 啓君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（4）について。

○7番（末廣 啓君）

委託会社、ありがとうサービスさん、ジビエ加工施設でも撤退された事実があるんですけども、町民の方からも、次は成川、大丈夫なのかという話をよく、最近耳にします。

契約期間が令和13年までということで、あと、まだ五、六年あるわけなんですけども、赤字になっても撤退しないというようなことで解釈してよろしいですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

私は、協定書に基づいて、着実に実行していただいておりますと判断しております。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○7番（末廣 啓君）

はい。そのように町民の方にも伝えておきます。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については終了します。

それでは、続きまして、質問2について、質問を行ってください。

○7番（末廣 啓君）

学校給食について、お伺いします。

先日、学校給食の試食会を議会ですべていただき、質、量ともに満足するものであり、しかも、おいしい給食が提供されていることに安心をしたところであります。

所長さんや栄養士さんから様々な情報提供をいただきましたが、何点か気になるところがあったので、下記のことを問います。

（1）食物アレルギー対象の児童、生徒が、広見、日吉の小学校・中学校にそれぞれ何人いるのか。

（2）アレルギー体質のチェックは、どの時点で行っているのか。

（3）現時点で、食物アレルギーに対応した施設はないとの説明だったが、今後どのように考えているのか。

（4）調理場の清掃については、毎日されていると思うが、害虫等、ネズミとか駆除は、どれくらいの間隔で行っているのか。

以上、4点お伺いします。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、末廣啓議員の2番目の学校給食についての御質問にお答えいたします。

末廣議員におかれましては、先日の給食試食会に御参加いただき、また、給食の質、量及び味について高い評価をいただきましたことは、給食センター職員一同、大変励みになろうかと思えます。心より感謝申し上げます。

それでは、御質問がありました4点について、お答えいたします。

まず、1点目の食物アレルギー対象の児童、生徒が、広見、日吉の小学校、中学校にそれぞれ何人いるかという御質問についてです。

現在の把握状況といたしましては、広見地区の小学校が7名、中学校が3名、日吉地区の小学校がゼロ名、中学校が1名の合計11名となっております。命に関わる重大な課題であると認識しております。一人一人の児童、生徒の状況を正確に把握し、細心の注意を払って対応しております。

次に、2点目のアレルギー体質のチェックは、どの時点で行っているかとの御質問ですが、早期発見と情報の共有を徹底するため、複数の手法により確認を行っております。

まず、小学校入学前の11月頃に実施される就学時健康診断の際、保護者の方にアレルギーの有無について、食物アレルギー調査票を書面で提出いただいた上で、聞き取り調査を実施しております。

また、保育園、認定こども園においても給食が提供されていることから、保育園、認定こども園と小学校が連携する保小連絡協議会等の場を活用し、アレルギーを持つ園児の情報を入学前に引き継ぐことで、切れ目のない支援体制を構築しております。

さらに、実際に食物アレルギーがあり、対応が必要な場合には、入学前に当該児童の保護者、入学予定小学校校長、栄養教諭、養護教諭の四者で個別に面談を行い、必ず医師の診断に基づく学校生活管理指導表を提出していただき、その内容を確認しながら、入学後の具体的な対応について、協議を行っております。

なお、入学後につきましても、新たに食物アレルギーが判明した場合は、随時、同様の対応を行っております。

次に、3点目の現時点で食物アレルギーに対応した施設はないとの説明だったが、今後、どのように考えているかとの御質問について、お答えします。

議員御指摘のとおり、アレルギー除去食の対応をするには、他の食材が混入するコンタミネーションを完全に防ぐための専用のアレルギー対応調理室などが必要となりますが、現在のところ、鬼北町立学校給食センター及び鬼北町立学校給食共同調理場のいずれにも設置されておられません。

既存の施設内での対応につきましては、調理動線の確保や区画の分離といったスペースの問題などから、現行施設にアレルギー対応調理室を追加設置することは極めて難しい状況でございます。

そのため、現在、学校給食で食物アレルギーの対応をしている児童、生徒につきましては、原材料名等を記載した献立表を配布し、保護者に内容を十分確認いただいた上で、保護者から事前に学校に対して、給食献立連絡票を提出していただいております。

その上で、食物アレルギーにより食べられないメニューがある日には、献立によって、御家庭から代替食を持参していただくなど、保護者の皆様に御協力をいただいているのが現状です。

アレルギー対応調理室の設置につきましては、安心・安全な給食提供の観点からも検討課題であると認識しており、将来的に施設の建て替え計画を策定する際に、最重要事項の一つとして検討したいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

最後に、4点目の害虫等の駆除はどれくらいの間隔で行っているかについて、お答えします。

まず、日常の清掃につきましては、文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づき、

毎日の調理前後に洗浄・消毒作業を実施しております。

御質問の害虫等の駆除につきましては、給食調理に影響を及ぼさないよう、給食の提供がない長期休業期間である8月と3月の年2回、両施設において、専門の業者により実施しております。

また、定期的に施設設備の点検を行い、害虫の侵入経路となる隙間や破損がないかの確認も併せて行うなど、衛生環境の保持に努めております。

以上で、末廣啓議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問2、（1）について、再質問ありますか。

○7番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

質問2、（2）について、再質問ありますか。

○7番（末廣 啓君）

小学校入学前の健康診断時に、アレルギー、食物アレルギーがあるかないかのチェックをされておるといことなんですが、保育園の入園前にも行っておられるのかどうかをお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

保育園に入る入園前も、乳幼児の利用前に健康診断を行っていると思われます。家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例にありますので、保育園のほうでもあると思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○7番（末廣 啓君）

保育園入園前の健康診査とか、入学前とか、もう中学校までずっと連携した形になるかと思いますが、ぜひ、大事な将来を担う子供さんなので、ぜひ間違いのないようをお願いしたいと思っております。

答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、(3)について、再質問ありますか。

○7番(末廣 啓君)

今のところ、アレルギー対応の調理室の設置は難しいということでした。給食センターの改築時に重要課題として考えておるといような答弁だったと思いますが、この給食センターの改築はいつ頃予定されているのか、お聞きしたいと思います。

○教育長(行定洋嗣君)

教育課長が答弁いたします。

○教育課長(佐々木健次君)

ただいまの給食センターの改築時期に関する御質問でございますが、現在の給食センターが築30年程度でございますので、現時点では、まだ改築の計画はございません。

以上です。

○7番(末廣 啓君)

現時点で改築予定はないということなんですけども、食物アレルギーの給食をつくるには、鍋とか食器、全部別々にせないけんと思うんですけども、そこら辺は調理する方も、もうそこにアレルギーの人は今日はあなたですよと、もう決まって、別個になっとるんですかね。そこら辺、ちょっと教えていただいたらと思います。

○教育長(行定洋嗣君)

ただいまの御質問ですけれども、例えば、毎月、給食献立表というのを各家庭に配るんですけれども、例えばですけど、海の幸スパゲッティというメニューがあったとして、それでは、何が入ってるか分からないので、エビとイカのトマトソーススパゲッティとかですね、入っているのが分かるような献立名を書くとか、また、使用食材も書く欄があるんですけど、里芋コロッケというのがあったとして、使用食材は、里芋、卵、牛乳、小麦粉、パン粉を使っているというのを示すわけです。

それを、食物アレルギーを持っている児童、生徒の保護者は事前に見た上で、この日のこの給食はうちの子には食べられないから、代替食を持参させるようにいたします、そのメニューがあるときは、安全のために持参いたしますというのを、給食献立連絡票というので学校へ提出していただくという形になっております。

おっしゃるとおり、調理器具に入っているということはあるので、今申し上げたような対応をしているところでございます。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○7番（末廣 啓君）

小学校の給食費が無償化になるんじゃないかなみたいなことを今、国のほうで検討されていますが、もし無償化になったときに、その家庭から持っていく分については、家庭に給食代をお支払いするんですか。そんなことはないですか。ちょっとそこら辺の見解をお聞きして。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

先ほどの給食費が無償化になった場合の対応についてなんですけれども、御家庭と協議の上で御了承いただきまして、その代わりに食事を用意していただいておりますので、無償化になったといたしましても、その分をお支払いするということは、なかなか困難だと考えておりますので、また、保護者の方と御相談させていただいて、御了承の上で、同じ対応を続けさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○7番（末廣 啓君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で、質問2、（4）について、再質問ありますか。

○7番（末廣 啓君）

ちょっとお願いだけ。

新聞等で給食に虫の足が入ったとか、そういう報道もよくありますんで、ぜひ毎日の清掃と年に2回の害虫駆除の清掃を徹底的にさせていただいて、間違いのないようにしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問2については終了します。

それでは、質問3について、質問を行ってください。

○7番（末廣 啓君）

質問3、新規就農者に対する支援策について、お伺いします。

全国的に就農者の高齢化、少数化が深刻な状況です。鬼北町においてもその波は顕著で、将来の鬼北農業が危ぶまれます。確かにスマート農業等を国は推進しているよ

うですが、全てが切り替わるとも思えません。

そこで、下記のことについて問います。

(1) 現在の鬼北町の認定農業者の年齢別人数と性別を問う。

(2) 新規に農業を始めようとする者に対しての支援策はどのようなものがあるか。

(3) 新規就農者に対して、トラクターや田植機、コンバインなど、一連の機械を貸し出すようなシステムはできないか。

3点、お伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の3番目の新規就農者に対する支援策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、現在の鬼北町の認定農業者の年齢別人数と性別を問うとの御質問であります。認定農業者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者自らが将来5年間を見据えた農業経営改善計画を作成し、これを市町村が認定した農業者であります。

鬼北町における認定農業者は、30歳代、4名、40歳代、13人、50歳代、5人、60歳代、16人、70歳代、20人、80歳以上、3人を認定しております。性別は、男性55人、女性6人、計61人であります。

なお、夫婦による共同経営者も含まれておりますので、経営体数としては54経営体となります。このうち、法人による認定は14経営体ですが、区分は代表者で行っており、構成員数は含めておりません。

次に、認定農業者とは別に、新規就農者は、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けた者が認定新規就農者となります。

鬼北町における認定新規就農者は、20代、2人、30代、1人、40代、1人、50代、2人、性別は、男性5人、女性1人、合計6人を新規就農者として認定しております。

次に、2点目の新規に農業を始めようとする者に対しての支援策は、どのようなものがあるかとの御質問ですが、本町の単独事業として、新規就農者の育成を目的に、農業研修制度を設けております。

本制度は、年齢等により幅はありますが、研修期間を1年間から2年間とし、その期間中、月額5万円から15万円の研修補助金を支給しております。また、研修終了

後に就農する際には、農業機械購入や施設整備のリース事業に対し、50万円から300万円の補助を行い、円滑な就農の支援をしているところであります。

このほか、国の支援制度といたしまして、認定新規就農者を対象に、機械・施設導入を支援する経営発展支援事業、就農準備段階や経営開始初期の生活・経営を支える就農準備資金及び経営開始資金、さらに、日本政策金融公庫が実施する低利融資制度である青年等就農資金など、各種の支援制度がございます。

次に、3点目の新規就農者に対して、トラクターや田植機、コンバインなど、一連の機械を貸し出すようなシステムはできないかとの御質問ですが、本町におきましては、現時点で、町が関与する農業機械リース事業の導入は困難であると考えます。

これまでの事例として、鬼北町農業公社において、農業研修修了者に対し、農業機械の貸出しを行ったことはございます。

御質問の農業機械のリース事業につきましては、新規就農者の初期投資負担を軽減し、資金繰りの面で一定の効果が期待できるものと考えております。一方で、自己資金でない機械を共同で使用する場合、不適切な運転や使用方法による故障リスクが懸念されます。また、新規就農者は、機械操作の習熟度が十分でないことから、転倒や巻き込みといった事故リスクが高いこと、さらに、機械の運搬、維持管理、定期的なメンテナンスなど、運用面の課題も多いと考えております。

これらの点を総合的に勘案し、現段階では、町が関与するリース事業の創設には、解決しなければならない課題が多いと考えておりますので、現状を御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

一般質問の途中ですが、ここで皆さんにお諮りをしたいと思います。

本日は、会議の都合により時間を延長したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、時間を延長することに決定いたしました。

それでは、一般質問に戻ります。

末廣議員、質問3、（1）について、再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

それでは、(1)から(3)まで、まとめて再質問させていただきますが、認定農業者の数、30代から50代までの方、案外多いんだなと思いました。もっと年配の方が多くいらっしゃるのかなと思ってましたが。70歳代の方が20名おられることで、ここが今、鬼北農業の主力になっておるのかなと思いますけども。

そういう中で、新規に農業を始めてみようかという方がおられます。機械も何も無いんで、どうしようかというようなことやったんですけども、今、町長が答弁されたように、機械の扱いが未熟なんで事故が起きるリスクが高いというようなことで納得をさせていただきました。

農業研修制度を利用して、1年から2年、操作方法を学んだり、農業の細かい部分を学んだりするほうが早道かなと今、感じましたので、そういうような方向で、また新規就農者に対してはお話をしていこうかなと思っておりますので、答弁は要りません。ありがとうございました。終わります。

○議長（芝 照雄君）

これで、末廣啓議員の質問は終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第6、議案第65号、鬼北町職員等の旅費に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第65号、鬼北町職員等の旅費に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等により、国家公務員等の旅費制度が見直されたことに伴い、旅費の種目及び内容について見直しを行うこと等のため、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第65号、鬼北町条例第23号、鬼北町職員等の旅費に関する条例について御説明いたします。

議案書2ページをお開きください。

今回の条例の制定につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の施行に準じ

て、全部改正を行うものであります。あわせて、鬼北町職員等の旅費に関する条例を引用しております関係条例についても改正することとしております。

まず、議案書2ページの第1条から4ページの第5条までは、それぞれ趣旨、定義、旅費の支給及び旅行命令等に規定をしているものであります。

4ページの6条から8ページ、19条につきましては、今回の改正により、旅費の種目の変更及びその詳細について規定をしております。

その中のうち、主なものについて御説明をいたしますので、本日、別途お配りしております資料、鬼北町職員及び特別職の職員等の旅費の見直しについてという資料がございますが、そちらを御覧いただきますようお願いいたします。

A4横になっておる資料でございます。

まず、資料1ページ、9条関係ですけれども、鉄道賃、それから、10条関係、船賃、11条、航空賃につきましては、実費支給となりますが、等級が区分されている場合につきましては、最下級の料金としております。

ただし、議員や特別職におきましては、特別の事情がある場合について、最下級の直近上位の級を支給することとしております。

12条の車賃につきましては、国においては定額の車賃については廃止としておりますが、当町の実情を鑑み、継続することとしております。

続いて、別紙資料の2ページをお開きください。

14条、宿泊費の関係でございますが、改正前は宿泊料と言っておりましたが、宿泊費です。定額支給であったものを実費支給に切り替え、あわせて、支給限度額を拡充するものでございます。

一般職で言いますと、これまで愛媛県内8,000円、特別職1万2,000円であったものを、改正後は、愛媛県内1万円、特別職は1万4,000円とするものでございます。

同じく、資料の2ページの16条関係、宿泊手当についてでございますが、以前は、日当として、県外出張に限り、1日1,000円支給しておりましたが、この日当の制度を廃止し、1泊1夜につき、2,400円を支給するものとして新しく新設されました。

ただし、宿泊費の中に朝食・夕食が含まれている場合は、1食ごとに800円を減額して支給するものでございます。

例といたしまして、宿泊費に朝食が含まれている場合は1,600円の支給、朝食・夕食ともに含まれている場合は800円を支給するということとなります。

続いて、資料の3ページになりますが、そのほかにつきまして、旅費の名称が変わるもの、例えば、移転料から転居費、着後手当から着後滞在費等名称が変わるもの、あるいは廃止されるもの、日額旅費とか支度料、旅行手当があります。これらが廃止されます。

燃料価格の高騰やインバウンド需要の増加により、旅行代金が高騰していることを鑑み、定額支給から実費支給へ切り替えるものでございます。

詳細につきましては、資料のほうを御覧ください。

それでは、議案書本体のほうの9ページへお戻りください。

9ページの20条から10ページ、28条につきましては、旅費を支給しない場合や海外旅行の旅費、退職者等及び遺族の旅費、支給額の上限、旅費の調整及び返納等について規定をしております。

議案書10ページの下4分の1ほどですかね、下から10行目ぐらいから附則がありますが、附則としまして、第1条、この条例の施行期日を定めるものでありまして、この条例は、令和8年4月1日から施行すると定めております。

第2条では、経過措置を規定しております。

附則の第3条から7条につきましては、鬼北町職員等の旅費に関する条例を改正することによる引用条文等が変更になるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号、鬼北町職員等の旅費に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第66号、鬼北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第66号、鬼北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、鬼北町における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長(山本雄大君)

それでは、鬼北町条例第24号、鬼北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案書17ページをお開きください。

この条例は、こども誰でも通園制度の実施に当たり、事業者の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況にかかわらず、生後6か月から満3歳未満の未就園児が、保育所などを月一定時間利用できる制度であります。

それでは、条例の内容について、主な点を御説明いたします。

第1条は、条例の制定根拠として引用する児童福祉法の規定について、第2条では、この条例における基本的な用語について、定義規定を設けております。第3条は、この条例に定める基準について、第4条では、乳児等通園支援事業者の意義を、18ページになります、第5条では、一般原則を定めております。第6条については、非常災害への備え、第7条は、利用乳幼児の安全確保を図るため、職員の研修及び訓練等の安全に関する事項についての計画策定を定めております。

19ページになります。

第9条は、乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件について、第10条では、職員の知識及び技能の向上等について定め、第12条から第14条では、利用乳幼児に対する保育と衛生管理等について定めております。第16条は、事業所内部の規定を定めること、第17条は、各種帳簿の整備について定めております。

21ページになります。

第20条は、乳児等通園支援事業の区分を定めております。一般型乳児等通園支援事業は、保育施設に既に通っている児童と一緒に保育を行う方法と、在園児とは別のスペースを設けて保育を行う方法があります。余裕活用型は、利用定員に達していない保育施設が定員の範囲内で受け入れる方法であります。

第21条から、24ページになります、第24条は、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備、職員の基準と支援の内容、保護者との連絡について定めています。第25条は、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について、第26条は、第23条及び第24条の規定を準用することを定めております。

続いて、附則について説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する、とするものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号、鬼北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日12日は定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

（午後 5時09分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 6 番）

鬼北町議会議員（ 7 番）